

**令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業**

**市区町村の要保護児童対策地域協議会等  
に関する調査研究**

**調査1：要対協と民間の連携に関する好事例調査**

**報告書**

**令和4年3月**

**株式会社 リベルタス・コンサルティング**

## 目 次

|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| 要旨.....                                  | 1   |
| 第1章 調査研究の目的・実施内容等 .....                  | 2   |
| 1－1. 背景 .....                            | 2   |
| 1－2. 目的 .....                            | 2   |
| 1－3. 調査方法 .....                          | 3   |
| 1－4. 問題意識 .....                          | 7   |
| 第2章 好事例調査の実施 .....                       | 9   |
| 2－1. 調査対象の選定 .....                       | 9   |
| 2－2. 好事例調査の実施 .....                      | 13  |
| 2－3. 支援拠点／要対協と民間の連携強化に向けた方策・方向性の検討 ..... | 30  |
| 2－4. 支援拠点／要対協と民間の情報共有促進に向けた方策・方向性等 ..... | 39  |
| 第3章 おわりに――有識者検討会委員の見解.....               | 62  |
| 支援拠点／要対協を通じた官民連携好事例集.....                | 71  |
| I. 山口県下関市.....                           | 72  |
| II. 大分県別府市.....                          | 77  |
| III. 埼玉県嵐山町.....                         | 82  |
| IV. 福井県福井市.....                          | 87  |
| V. 宮崎県高鍋町.....                           | 91  |
| VI. 栃木県日光市.....                          | 95  |
| VII. 福井県越前市.....                         | 98  |
| VIII. 大分県中津市.....                        | 102 |
| IX. 東京都世田谷区.....                         | 107 |
| X. 千葉県松戸市.....                           | 111 |
| XI. 東京都江東区.....                          | 115 |
| XII. 埼玉県和光市.....                         | 120 |
| XIII. 横浜市鶴見区.....                        | 124 |
| XIV. 東京都江戸川区.....                        | 128 |

## 要旨

### <調査研究報告書タイトル>

市区町村の要保護児童対策地域協議会等に関する調査研究 報告書

### <実施主体名>

株式会社リベルタス・コンサルティング

### <調査研究報告書の概要>

子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」）及び要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）の活動等を通じた市区町村と民間との連携強化に資することを目的として、下記事項を実施した。

- 支援拠点及び要対協の活動等を通じた市区町村と民間との連携に取り組む好事例に関する事例調査を実施した。
- 好事例調査に基づき、官民の連携や情報共有を促進するポイントを分析・整理した。

調査方法として、下記等を実施した。

- 好事例調査の実施：文献調査及び有識者検討会委員からの情報を得て、好事例調査の対象となる市区町村及び民間団体を設定し、オンライン形式でのヒアリング調査を実施した。
- 支援拠点／要対協と民間の連携強化及び情報共有促進に向けた方策・方向性の検討：好事例調査で得られた知見を基に、支援拠点及び要対協の活動等を通じ、市区町村と民間との連携強化、情報共有促進を進めるための方策・方向性等を検討した。
- 好事例集の作成：好事例調査の対象となった市区町村と民間団体の事例を整理・取りまとめ、好事例集として整備した。
- 有識者検討会の開催：専門的な観点から、調査研究に必要な知見等を得ることを目的に、有識者検討会を5回開催した。

上記の調査・検討を経て、下記から成る報告書を作成した。今後、弊社ホームページに掲載する等により、情報発信・周知を図っていく。

- 報告書本編：好事例調査から得られた知見を基に、市区町村と民間の連携強化に向けた方策・方向性（連携の目的・効果、外部委託のパターン、成功要因等）、情報共有促進に向けた方策・方向性（情報共有・情報守秘の仕組み、情報共有促進に向けたポイント）についてとりまとめるとともに、有識者検討会委員の見解を記した。
- 支援拠点／要対協を通じた官民連携好事例集：好事例調査の対象となった市区町村の取組を、基本情報、連携の取組、情報共有の取組等の観点からわかりやすく整理し、事例集として取りまとめた。

## 第1章 調査研究の目的・実施内容等

### 1-1. 背景

児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応においては、児童相談所、市区町村、教育委員会、学校、警察等関係機関の適切な連携が重要であるが、その中で、市区町村は、児童虐待の一義的な対応窓口となっていることに加えて、要保護児童対策地域協議会の運営、各種子育て支援事業や母子保健事業の実施等、非常に重要な役割を担っている。

子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」）の設置促進、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）の更なる充実・活性化、民間団体をはじめとした関係機関等との積極的な連携・情報交換等の取組により、市区町村の児童虐待への対応力の向上につなげていくことが必要とされている。

その中で、要対協を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間（例：NPO、ボランティア、民間団体等）をはじめとした関係機関等の積極的な参加・情報交換・連携が期待されている。しかし一方で、行政側からすると、民間の方々にどのような役割を担っていただくのか、個々の家庭の情報をどこまで共有できるのか等が課題となっており、要対協と民間の連携に関する他地域のベストプラクティスを共有したいというニーズが高まっている。

### 1-2. 目的

上記の背景と課題認識の下、厚生労働省との協議により、支援拠点及び要対協の活動等を通じた市区町村と民間との連携に取り組む好事例に関する事例調査を実施し、連携や情報共有を促進するポイント（連携の目的・効果、成功要因、情報守秘の仕組み、情報共有への工夫等）を分析・整理し、市区町村による官民連携の強化に資することを目的に、本調査研究を実施した。

また、調査対象とした先進的に連携を進める市区町村の取組を好事例集として取りまとめ、市区町村の関係者に参照・活用いただくことに努めた。

#### 【民間の定義】

本調査研究では「民間」として、NPO、ボランティア、市民等に加えて、児童福祉専門職のうち非公務員（児童家庭支援センター、児童保護施設、社会福祉協議会等）等の個人・団体を位置付ける。

## 1-3. 調査方法

### 1) 好事例調査の実施

文献調査及び有識者検討会委員からの情報を得て、好事例調査の対象となる市区町村及び民間団体を検討・設定した。

また、好事例として抽出した市区町村及び民間団体を対象に、オンライン形式でのヒアリング調査を実施した。調査項目は下記のとおり。

#### 【調査項目】

- 1) 子ども家庭総合支援拠点（支援拠点）、要保護児童対策地域協議会（要対協）に関する基本情報
  - ・ 支援拠点について  
（設置の有無、民間委託の有無、委託形態（一部、全部）、業務範囲等）
  - ・ 要対協について  
（要対協への民間参加の動向、要対協メンバー以外で連携する民間団体、要対協のあり方と今後の方向性等）
- 2) 要対協・支援拠点と民間との連携の取組について
  - ・ <民間>との連携の背景・目的、当該民間団体の選定理由
  - ・ <民間>の役割・活動内容・体制等（連携業務の仕様等）
  - ・ 連携の効果（連携により活性化した／実現した事項）
  - ・ 連携の課題とその克服方法・工夫
  - ・ <民間>以外に連携している民間の団体・個人（NPO、ボランティア、その他団体等）  
※<民間>には、当該市区町村と連携をしている団体・個人の固有名が入る。
- 3) 要対協・支援拠点と民間との情報共有について
  - ・ 共有している情報の範囲（誰とどこまでの情報を共有しているか 等）
  - ・ 情報共有・守秘義務等の周知確認方法や、守秘義務等に関する書面・契約書等
  - ・ 民間団体内での守秘義務等に関する周知徹底方法
  - ・ 情報共有の課題とその克服方法・工夫

### 2) 支援拠点／要対協と民間の連携強化及び情報共有促進に向けた方策・方向性の検討

好事例調査で得られた知見を基に、支援拠点及び要対協の活動等を通じ、市区町村と民間との連携強化、情報共有促進を進めるための方策・方向性等を検討した。具体的には、連携強化及び情報共有促進に向け、下記の項目等について分析・検討・整理した。

## 【分析項目】

- 1) 連携強化に向けて
  - ・連携の目的・効果
  - ・連携（業務委託）のパターン
  - ・成功要因 等
- 2) 情報共有促進に向けて
  - ・情報共有・情報守秘の現状の仕組みと課題
  - ・情報漏洩・ヒヤリハットのパターン
  - ・情報共有促進に向けた取組・工夫 等

## 3) 好事例集の作成

好事例調査の対象となった市区町村と民間団体の事例について、下記の項目から整理・取りまとめを図り、好事例集として整備した。

## 【事例集掲載項目】

- 0) 自治体の概要（人口、面積、児童人口）
- 1) 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報
  - ・子ども家庭総合支援拠点と民間連携
  - ・要保護児童対策地域協議会の民間構成機関
  - ・児童人口
- 2) 支援拠点／要対協と民間との連携の取組
  - ・民間団体の概要
  - ・連携の背景・目的
  - ・民間の役割・活動内容・体制
  - ・連携の効果
  - ・連携の課題、工夫
- 3) 支援拠点／要対協と民間との情報共有
  - ・情報共有の現状
  - ・守秘義務条項
  - ・情報共有の課題、工夫

#### 4) 有識者検討会の開催

専門的な観点から、調査の実施方法、調査結果の分析方法、とりまとめ方法等に関し、必要な知見等を得ることを目的に、有識者検討会を5回開催した。

##### (1) 検討会メンバー

有識者検討会の構成メンバーは下記のとおり。

| 有識者検討会メンバー（五十音順） |                              |
|------------------|------------------------------|
| 座長               | 鈴木 秀洋 氏（日本大学 危機管理学部 准教授）     |
| 委員               | 小橋 孝介 氏（松戸市立総合医療センター小児科 副部長） |
| 委員               | 佐藤 まゆみ 氏（淑徳大学短期大学部 こども学科 教授） |
| 委員               | 出口 茂美 氏（越前市 市民福祉部 理事）        |
| 委員               | 橋本 達昌 氏（全国児童家庭支援センター協議会 会長）  |
| 委員               | 藤林 武史 氏（西日本研修センターあかし 企画官）    |
| オブザーバー           | 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室 |
| 事務局              | 株式会社リベルタス・コンサルティング           |

##### (2) 開催記録

有識者検討会は5回開催した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン会議形式での開催とした。

図表 1-1 有識者検討会開催記録

| 開催日時                                | 議題                                                                                                                 |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回<br>令和3年9月2日（木）<br>17時30分～20時30分 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 実施方針（本調査に求められる事項、好事例の要件、民間団体の範囲、その他重要事項）の検討</li><li>● 調査対象・項目の検討</li></ul> |
| 第2回<br>令和3年10月14日（木）<br>19時～21時     | <ul style="list-style-type: none"><li>● 調査対象の決定</li><li>● 調査項目の決定</li></ul>                                        |

|                                                      |                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 3 回<br>令和 3 年 12 月 15 日 (水)<br>19 時 30 分～21 時 30 分 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ヒアリング途中結果報告</li> <li>● 追加ヒアリング先の決定</li> <li>● 報告書取りまとめ方針案の検討</li> </ul> |
| 第 4 回<br>令和 4 年 2 月 8 日 (火)<br>19～21 時               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ヒアリング結果報告</li> <li>● 報告書素案の検討</li> </ul>                                |
| 第 5 回<br>令和 4 年 3 月 16 日 (水)<br>19～21 時              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 有識者検討会委員の見解の検討</li> <li>● 報告書の確認</li> </ul>                             |

## 1-4. 問題意識

本調査研究では、下記の認識の下、検討を進めた。好事例調査の対象となった市区町村及び民間団体に対しても、下記認識を周知した上で、調査協力をいただいた。

- 市区町村により設置運営される支援拠点が、要対協を活用し、関係機関との連絡調整等を図っていくことが望ましい。

### 【参考】「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱

#### 4. 業務内容 — (3) 関係機関との連絡調整 — ①要保護児童対策地域協議会の活用

(支援拠点は) 地域協議会の対象ケースに関しては、進行管理を行う会議など実務者会議等を通じて、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関する情報の交換及び共有や支援内容の協議等を行う地域協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行う。特に、多機関連携においては、常に子どもの権利を意識したアセスメントや支援計画を共有し、すべての機関において、子どもの権利擁護の考えを浸透させ、それに基づく評価を行うことが求められる。

- 支援拠点が、要対協の調整機関を担うことが望ましい。

### 【参考】「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)

#### 第2章 子ども家庭支援における市町村(支援拠点)の具体的な業務 — 第5節 関係機関との連絡調整 — 2. 要保護児童対策地域協議会の活用

市町村(支援拠点)は、要保護児童対策地域協議会に参加する多くの関係機関の役割や責務を明確にし、その機能を最大限に発揮できるよう、あらゆる場面で調整力を発揮し、地域の総合力を高めていくことが求められている。また、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、児童福祉法第25条の2第5項に基づく、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められる。

(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針にも同様の記述)

- 支援拠点業務の民間委託、要対協への民間参加が進んでいく中で、関係機関等との間での適切に役割分担、情報共有を行うことが必須とされており、好事例から有効な方法等を学び、市区町村間で共有していくことが重要である。

### 【参考】「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)

#### 第1章 市町村における子ども家庭支援の基本 — 第4節 市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備 — 2. 支援拠点の実施主体

支援拠点の実施主体は、市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。

ただし、市町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認めた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。

また、委託先の選定に当たっては、支援拠点が子どもとその家庭及び妊産婦等の個人情報を取り扱うことになるため、徹底した情報の管理や知り得た内容を外部に漏らすことがないように守秘義務の徹底等を図る体制が整備されている委託先を選定する必要がある。その際、市町村は、支援内容の役割分担や個人情報の取扱いなどについて、支援拠点に係る条例や規則等で定め、委託先の社会福祉法人等が適切に業務を行うことができるよう援助する必要がある。

## 第1章 市町村における子ども家庭支援の基本 — 第5節 要保護児童対策地域協議会の役割・機能 — 1. 要保護児童対策地域協議会とは

(1) 虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等（児童福祉法第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護・支援を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるが、こうした多数の関係機関等の円滑な連携・協力を確保するためには、

① 運営の中核となって関係機関等相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化

② 関係機関等からの円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関等における情報共有の関係の明確化が必要である。

とされ、特に、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されている。

## 第2章 好事例調査の実施

支援拠点／要対協を通じて民間との連携に取り組む市区町村を対象に、その取組の内容、官民の情報共有の方法等についてうかがう好事例調査（ヒアリング調査）を実施し、連携強化及び情報共有促進に向けたポイント等について聴取した。

### 2-1. 調査対象の選定

文献調査及び有識者検討会委員からの情報を得て、好事例調査の対象となる市区町村及び民間団体を検討・設定した。

調査対象の選定に際しては、有識者検討会での議論を経て、下記等の事項に留意した。

図表 2-1 調査対象となる好事例の選定基準

| No. | 事例選定基準         | 事例選定に際して考慮するポイント                                                                                           |
|-----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 人口規模           | 自治体の人口規模による地域資源の多寡等の状況を踏まえる（政令指定都市、中核市以上、中規模、小規模等、自治体規模につきバランスよく事例抽出する）。                                   |
| 2   | 要対協への民間団体参加の有無 | 要対協に参加している民間団体を主とするが、それ以外の民間団体からも事例を抽出する（要対協に参加しない民間団体との連携・情報共有方法の検討も必要なため）。                               |
| 3   | 民間メンバーの属性      | 市民ネットワーク、NPO等の地域組織で行われている活動、児童福祉専門職のうち非公務員（児家セン、社協等）により行われている活動等、民間メンバーの多様性を踏まえる（バランスの取れた事例抽出をする）。         |
| 4   | 行政業務への参加度合い    | 支援拠点業務／要対協調整業務等を委託されている民間団体、要対協メンバーである民間団体、要対協メンバーではないが官民連携に参加している民間団体等、行政業務への参加度合いを踏まえる（バランスの取れた事例抽出をする）。 |
| 5   | 連携のタイプ         | 連携による機能強化、情報共有の両方の好事例を抽出する。                                                                                |
| 6   | 自治体の姿勢         | 要対協メンバーが固定化しないように、積極的に民間参加を図り、要対協の活性化に努めている自治体の事例を抽出する。                                                    |
| 7   | 情報守秘に対する姿勢     | 子ども、家庭に関する情報守秘がしっかり守られている／守秘意識が高い事例を抽出する。                                                                  |
| 8   | 民間資源の有効活用      | 官民連携をしているからこそ実現できている取組（情報共有を含む）事例を抽出する。                                                                    |

上記の事例選定基準に沿って、調査対象となる好事例を 14 件選定した。好事例調査の対象は次ページからの図表 2－2 を参照されたい。

図表 2-2 好事例調査対象自治体の概要（自治体規模、民間メンバーの属性、行政業務への参加度合い、連携のタイプ）

| 調査対象 |                                    | 人口規模   |          |          |         | 民間メンバーの属性   |                | 民間メンバーの行政業務への参加度合い |              |        |          | 連携のタイプ |      |
|------|------------------------------------|--------|----------|----------|---------|-------------|----------------|--------------------|--------------|--------|----------|--------|------|
|      |                                    | 政令指定都市 | 人口20万人以上 | 人口5～20万人 | 人口5万人未満 | 市民活動・NPO活動等 | 児童福祉専門職のうち非公務員 | 支援拠点業務の運営支援        | 要対協調整機関の業務支援 | 要対協構成員 | 要対協構成員以外 | 機能強化   | 情報共有 |
| 1    | 嵐山町（埼玉県）<br>×(一社)彩の国子ども・若者支援ネットワーク |        |          |          | ●       |             | ●              | ●                  |              |        | ●        | ●      |      |
| 2    | 下関市（山口県）<br>×なかべこども家庭支援センター 紙風船    |        | ●        |          |         |             | ●              | ●                  | ●            | ●      |          |        | ●    |
| 3    | 越前市（福井県）<br>×児童家庭支援センター 一陽         |        |          | ●        |         |             | ●              |                    | ●            | ●      |          | ●      | ●    |
| 4    | 別府市（大分県）<br>×(福)別府光の園              |        |          | ●        |         |             | ●              | ●                  | ●            | ●      |          |        | ●    |
| 5    | 中津市（大分県）<br>×児童家庭支援センター 和          |        |          | ●        |         |             | ●              |                    | ●            | ●      |          |        | ●    |

|    |                               |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----|-------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6  | 福井市（福井県）<br>×(学)福井仁愛学園        |   | ● |   |   |   | ● | ● |   | ● |   | ● |   |
| 7  | 世田谷区（東京都）<br>×(特非)せたがや子育てネット  |   | ● |   |   | ● |   | ● |   | ● |   | ● |   |
| 8  | 高鍋町（宮崎県）<br>×高鍋町社会福祉協議会       |   |   |   | ● |   | ● | ● | ● | ● |   | ● |   |
| 9  | 日光市（栃木県）<br>×(特非)だいじょうぶ       |   |   | ● |   | ● |   | ● |   | ● |   | ● | ● |
| 10 | 松戸市（千葉県）<br>×おやこ DE 広場ネットワーク  |   | ● |   |   | ● |   |   |   | ● |   | ● |   |
| 11 | 江東区（東京都）<br>×(一社)ママリングス       |   | ● |   |   | ● |   |   |   |   | ● | ● | ● |
| 12 | 和光市（埼玉県）<br>×(特非)わこう子育てネットワーク |   |   | ● |   | ● |   |   |   | ● |   |   | ● |
| 13 | 鶴見区（神奈川県横浜市）<br>×(特非)サードプレイス  | ● |   |   |   | ● |   |   |   | ● |   | ● |   |
| 14 | 江戸川区（東京都）<br>×(特非)バディチーム      |   | ● |   |   | ● |   |   |   |   | ● | ● |   |

## 2-2. 好事例調査の実施

### 1) ヒアリング調査の実施

前節での選定された好事例について、市区町村と民間団体の双方に対し、下記要領にてヒアリング調査を実施した。

#### 【ヒアリング調査実施要領】

- 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン形式によるヒアリング調査を実施（1時間程度）
  - 実施時期：2021年11月～2022年1月
  - 自治体側参加者：
    - 要対協の設置・運営ご担当課の方（可能な限り、管理職相当の方を含む）
    - 連携先となる民間団体のご担当者
  - 調査実施者側参加者：
    - 有識者検討会委員
    - 事務局（リベルタス・コンサルティング）
  - 質問項目（再掲）
    - 1) 子ども家庭総合支援拠点（支援拠点）、要保護児童対策地域協議会（要対協）に関する基本情報
      - ・ 支援拠点について  
（設置の有無、民間委託の有無、委託形態（一部、全部）、業務範囲等）
      - ・ 要対協について  
（要対協への民間参加の動向、要対協メンバー以外で連携する民間団体、要対協のあり方と今後の方向性等）
    - 2) 要対協・支援拠点と民間との連携の取組について
      - ・ <民間>との連携の背景・目的、当該民間団体の選定理由
      - ・ <民間>の役割・活動内容・体制等（連携業務の仕様等）
      - ・ 連携の効果（連携により活性化した／実現した事項）
      - ・ 連携の課題とその克服方法・工夫
      - ・ <民間>以外に連携している民間の団体・個人等
- ※<民間>には、当該市区町村と連携をしている団体・個人の固有名が入る。

3) 要対協・支援拠点と民間との情報共有について

- ・共有している情報の範囲（誰とどこまでの情報を共有しているか 等）
- ・情報共有・守秘義務等の周知確認方法や、守秘義務等に関する書面・契約書等
- ・民間団体内での守秘義務等に関する周知徹底方法
- ・情報共有の課題とその克服方法・工夫

## 2) 好事例の概要

14 件の好事例の概要を下記に示す。各事例に関する詳細は、「資料編：支援拠点・要対協を通じた官民連携好事例集」を参照されたい。

### (1) 支援拠点業務における連携

#### ① 下関市(山口県) × なかべこども家庭支援センター「紙風船」

##### 特徴：支援拠点運営における官民連携モデル

- 支援拠点業務の効果的運営に向け、紙風船に子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員を配置している。
- 支援拠点を市職員 3 名、紙風船職員 3 名で分担・協働して運営している。
- 市と紙風船の職員数を合算し、配置人員を確保。市にはいない心理士を得ることができている。
- 紙風船との連携により、土日・夜間の体制が充実。また人事異動がなく固定メンバーで対応してもらえることで市民の安心感も高まっている。
- 民間団体が相談を受けることで、市民も心理的に相談しやすいメリットもある。
- 市と紙風船は、支援拠点業務に必要な情報を共有。市から紙風船への支援拠点事業補助業務委託契約書や仕様書の中で、秘密の保持、個人情報の保護等について規定している。
- 紙風船を含む要対協構成員に対しては、要対協設置要綱の中で守秘義務について規定した上で、会議の冒頭等で口頭説明を行っている。

#### 【民間団体の概要】なかべこども家庭支援センター「紙風船」

児童福祉法第 44 条の 2 に基づいた相談援助を行う施設。県の児童相談所や市の家庭児童相談室等の関係諸機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細やかな相談援助事業の実施を目的に、虐待や不登校、発達障がい等に関する悩みなど、専門的援助が必要な子どもや家庭に対する相談やケア業務を行っている。

## ②別府市(大分県) × (福)別府光の園

### 特徴:市・民間団体の2拠点で支援拠点を展開

- 支援拠点を市(本所)、社会福祉法人別府光の園(支所)の2カ所に設置。
- 市は支援拠点業務の拡充分(相談事業、弁護士による専門相談、要対協業務、家庭訪問、子育て短期支援事業等)を別府光の園に委託。
- 官民連携の目的・効果として、①児童福祉の専門的知見に基づく支援対応強化、②夜間・休日の対応強化、③支援拠点として国の人員配置基準を確保した安定した運営、④これらによる在宅支援の強化等が進められている。
- 別府光の園の専門職相談員が長期的に勤務することで、市は心強さを感じている。
- 市と別府光の園とは、支援拠点業務に必要な情報を共有。市から別府光の園への支援拠点業務の委託契約書の中で、秘密の保持、個人情報の保護を規定し、秘密保持及び個人情報保護に関する取扱特記事項を添付している。
- 別府光の園を含む要対協構成員に対しては、要対協設置要綱の中で守秘義務について規定するとともに、会議の冒頭での守秘義務の説明、出席者名簿兼守秘義務に関する同意書への署名取得を行っている。

#### 【民間団体の概要】社会福祉法人 別府光の園

「敬天・如己・慈愛」の3つの精神(こころ)を理念に、自己研さん、専門性向上に努め、祈りながら、子ども・養育者・その家族の幸せのために、喜びを持って生きるという実践を通じて、地域に福祉文化を広める団体。「Plaza Puer 光の園」という敷地内にて、児童養護施設、保育所、児童館、子ども家庭支援センター、子どもクラブ、グループホーム等を運営する。

## ③嵐山町(埼玉県) × (一社)彩の国子ども・若者支援ネットワーク(アスポート)

### 特徴:連携により児童と職員が1対1で向き合う体制を整備

- 支援拠点で行う相談業務・支援業務のうち、相談業務は町職員が担当。支援業務のうち、拠点で子どもたちに直接接する業務をアスポートに委託。
- 支援拠点に来所する子どもは様々な問題を抱えているため、児童と職員が1対1で手厚く対応している。アスポートとの連携により、1対1体制が実現している。
- 親を通して子どもの話を聞く(主に町職員が担当)、親のいないところで子どもたちから生の声を聞く(アスポート職員が連携)ことにより、多くの情報量を得て、支援を検討することができている。
- 支援拠点業務にマッチする人材を得るため、一度現場で働いてもらい適性を見極めていく。アスポートが有する人材ネットワークから候補者を探してもらえることで町は助かっている。

- 町とアスポートとは、支援拠点業務に必要な情報を共有。町からアスポートへの支援拠点業務委託契約書に添付されている個人情報取扱特記事項に守秘義務事項を明記。
- アスポートは要対協構成員ではないが、要対協においては、要綱の守秘義務条項に沿って、構成員には包括的な守秘義務が生じることを口頭で説明している。

#### 【民間団体の概要】一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク

様々な困難を抱える子ども・若者を対象に学習教室およびソーシャルワークの手法で家庭訪問、面談、居場所づくり等を行い、社会参加、自立のための支援を行う団体。埼玉県および各市から「生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業」を経年受託。大学等の研究者、小・中・高・特別支援学校の現職と元教員、社会福祉士、臨床心理士、ケースワーカー、児童相談所元職員等で構成。学習支援員 112 名、学習専門員 119 名、学習ボランティア 817 名（令和 3 年度）。

#### ④福井市(福井県) × (学)福井仁愛学園

##### 特徴:学園が育成する心理士・保育士人材を活かした支援拠点、要対協業務の運営

- 市と駅前商業施設内の子ども家庭センターの 2 カ所を併せて支援拠点として位置付けている。子ども家庭センターの運営を福井仁愛学園に委託。また、要対協関係業務（要保護児童等への支援業務）も同学園に委託。
- 学園では、市で確保しにくい心理士等を支援拠点に配置。子育てに悩む家庭への訪問、要対協内での比較的軽微なケースへの対応等を担当している。
- 連携のメリットとして、土日祝日の相談受け付け、市民にとっての話しやすさ（市役所への相談は心理的ハードルがある）等も挙げられる。
- 学園側にとっても、心理士の地域貢献の場、保育士の実習の場を得ることができている。
- 子ども家庭センターの業務、要対協関連業務等を通じて、市と福井仁愛学園の間では頻繁な情報共有が図られている。
- 子ども家庭センター業務の委託事業については、委託契約書・仕様書に秘密の保持を明記し、さらに個人情報取扱特記事項を添付している。
- 同学園を含む要対協構成員に対しては、代表者会議、実務者会議の冒頭で要対協設置要綱の守秘義務を示すとともに、配布資料内にも守秘義務を記載。個別ケース検討会議でも配布資料内に守秘義務を記載している。

#### 【民間団体の概要】学校法人福井仁愛学園

「仁愛兼済」の建学精神に基づき、大学院、大学、女子短期大学、女子高等学校、幼稚園を設置して、時代の要請に応えつつ、地域の発展を支える人材の輩出を目指す。心理学科、子ども教育学科、大学院等を通じた、心理士、保育士養成に定評がある。

## ⑤高鍋町(宮崎県) × 社会福祉協議会

### 特徴:町と社協との長期的、広範に渡る協業関係

- 社協が常時2人体制により子ども家庭支援センター「みらい」の中核業務を担う。また、「みらい」が入る総合相談センター「架け橋」では、ふれあい総合相談（心配ごと相談、生活資金貸付相談、法律相談など）、障がい者相談（障がい者(児)等基幹相談支援センター）、高齢者相談・支援（地域包括支援センター）の運営等も手掛ける。「みらい」は、要対協の調整機関業務も担当。
- 専門性を有する社協の職員をセンターに固定的に配置することにより、支援対象となる家庭と長期的な信頼関係を築いている。
- 「みらい」は家庭に関する相談ごとの「何でも屋」として、家庭訪問、同行支援等、迅速・柔軟な対応を実現。
- 行政には言いづらいことも、民間の「みらい」になら気軽に相談できるという市民も多い。
- 町から社協への各種事業委託については、委託契約書内で守秘義務を規定。
- 要対協では、個別ケース検討会議等の冒頭で守秘義務について説明している。

#### 【民間団体の概要】高鍋町社会福祉協議会

社会福祉を取り巻く厳しい経営環境の中、地域福祉実践隊としての使命を自覚し、誰もが「安心してともに暮らせる地域社会の実現」を基本理念として、行政や関係機関、福祉団体等との連携を図り、地域福祉の計画的な推進のための事業に積極的に取り組んでいる。

## ⑥日光市(栃木県) × (特非)だいじょうぶ

### 特徴:地域関係者が、官民連携に向けて設立した児童虐待対応専門の民間団体

- NPO 法人だいじょうぶは、官民連携に向けて地域関係者が協力して設立した民間団体。
- 従来から、家庭児童相談室業務にだいじょうぶの職員が参画（業務委託による相談員2名の派遣）。その後同相談室が支援拠点となる。相談業務における夜間・土日祝対応の充実、固定的な相談員による支援対象家庭との継続的な関係構築に寄与。
- だいじょうぶは、要対協の各会議に中核的なメンバーとして参加。
- 市とだいじょうぶの協働により、家庭児童相談、育児支援家庭訪問、子どもの居場所づくり、子どもの学習支援等の事業を進めている。
- 支援拠点（家庭児童相談室）業務に必要な情報は、市・だいじょうぶで情報共有している（相談室の情報システムの利用を含む）。だいじょうぶの職員は、業務委託契約書内の守秘義務条項の規定の範囲内で、個人情報にアクセスすることが可能となっている。

- だいじょうぶを含む要対協構成員に対しては、設置要綱に守秘義務規程を記載するとともに、各会議前における同規定の口頭周知、出席者名簿の作成・保存、配布資料への同規定の文面記載等を行っている。

#### 【民間団体の概要】特定非営利活動法人 だいじょうぶ

平成 16 年の児童福祉法改正の折、市の体制だけでは支援を必要とする家庭への対応が困難であるとして、地域関係者が集った勉強会を契機に創設された、児童虐待対応専門の民間団体。

子どもの声に耳を傾け、寄り添いながら、その家庭が地域の中で安心した暮らしを送れるように、必要な支援を届けている。日光市との協働により、家庭児童相談、育児支援家庭訪問、子どもの居場所づくり、子どもの学習支援等の事業を進めている。

## (2)要対協を通じた連携

### ①越前市(福井県) × 児童家庭支援センター 一陽

#### 特徴:要対協運営における官民連携モデル

- 市は、要対協調整支援業務を(福)越前市自立支援協会（一陽の運営母体）に委託。一陽は児童養護の相談業務における知見・経験を基に、本業務の効果的推進に貢献。
- 一陽では、協議会事務、支援実施状況の進行管理、関係機関との連携調整、家庭訪問、研修会企画実施、地域住民への情報発信等、広範な業務を担当。
- 人手不足、専門職採用を課題とする市にとって、一陽からの職員派遣はメリット大。
- 市職員だけでは難しい土日・夜間の対応を、一陽と連携することで強化。市が対応できる時間を過ぎた際に、一陽で預かることもある。
- 一陽を含む要対協構成員に対しては、児童福祉法第 25 条の 5 で個人情報保護を規定。一陽の職員は、要対協の調整支援員として必要となる情報を、市職員と共有している。
- 市では民間団体との連携事業においては、業務委託契約書の中で秘密保持、個人情報保護等について規定。また添付する個人情報取扱注意事項の中で、秘密の保持、収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、事故報告等について文面化している。

#### 【民間団体の概要】児童家庭支援センター 一陽

社会福祉法人越前自立支援協会により、児童養護施設、子育て支援センターとともに設置された児童家庭支援センターであり、地域の要支援児童・家庭に対する相談機関となっている。児童家庭支援センター、児童養護施設、子育て支援センターがそれぞれの特徴を活かしつつも、一体的かつ総合的に事業を展開し、切れ目のないワンストップ型の支援を行うことで、社会的養護の地域支援拠点として成長することを目指している。

## ②中津市(大分県) × 児童家庭支援センター 和

### 特徴:要対協中核メンバーとして、各種事業で即応・柔軟な対応

- 児童家庭支援センター 和は、要対協の中核的な構成員として代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議に参加。地域の家庭の状況をきめ細かに把握し、情報共有・守秘義務等の対応も整備された、市が安心して事業を委託できる団体となっている。
- 和では、市から支援児童等見守り強化事業、子育て短期支援事業（ショート／トワイライトステイ）、各種研究会事務局等、児相からかるがもステイ（親子関係再構築）事業等と、多様な事業を受託している。
- 和の特徴は「即応性、柔軟性」。和との連携により、市だけでは困難な、子ども・家庭のニーズに応じた個別対応等が実現している。
- 市が目指す「顔の見える連携」、「切れ目のない支援」の実現にも貢献している。
- 和を含む要対協構成員に対しては、各種会議の冒頭で守秘義務（要対協設置要綱の情報守秘条項等）を説明している。
- 市が和に委託する支援対象児童見守り強化事業等の事業においては、委託契約書の中で守秘義務を課している。また、サービス利用者から、個人情報の取扱（市と民間団体による情報共有等）について、同意の署名を取得するようにしている。

#### 【民間団体の概要】児童家庭支援センター 和(やわらぎ)

社会福祉法人 清浄園が運営する児童家庭支援センター。相談支援、一時保護、地域支援、地域連携等の事業を展開。中津市から、養育訪問支援事業、支援対象児童等見守り強化事業、子育て短期支援事業（ショート／トワイライトステイ）、各種研究会事務局、子育てしつけ教室運営、乳幼児健診職員派遣等を受託。スタッフはセンター長 1 名、相談員 2 名、心理担当職員 1 名。

## ③世田谷区(東京都) × (特非)せたがや子育てネット

### 特徴:区の各種事業の実施を通じ、心配な子ども・家庭の早期発見・情報共有に資する

- せたがや子育てネットは要対協（世田谷区における正式名称は「世田谷区要保護児童支援協議会」）の構成員であり、情報共有・守秘環境・体制が整っている。
- 区では、せたがや子育てネットのスタッフの情報察知能力を高く評価。予防的観点から、おでかけひろば、地域子育て支援コーディネーター、フードパントリー等をとおして、支援が必要な子ども・家庭の早期発見及び要対協のケースにおける連携した支援を行っている。
- 民間団体が地域子育て支援コーディネーターを担うことにより、より市民に近い目線から、官民のつながりを風通しよく行っている。
- せたがや子育てネットは、支援が必要な家庭の情報が入ると状況に応じて、区に状況提供を行っている。

- せたがや子育てネットを含む要対協構成員に対しては、説明文書等を用いて守秘義務規程、罰則規定を説明した上で、承諾書を取得している。個別ケース検討会議では、守秘義務規定を予め記載した名簿に、直筆で機関名・氏名の記載を依頼している。
- また、せたがや子育てネットに業務委託している事業をはじめ、区の委託事業については、委託契約を締結する際に「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」または「電算処理の業務委託契約の特記事項（兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項）」を契約書に添付し、順守を求めている。

#### 【民間団体の概要】特定非営利活動法人 セタがや子育てネット

産前産後の手伝い、子どもとお出かけ、子育ての悩み相談、学びの場の創出、子育てお役立ち情報の提供等、さまざまな活動を行っている「区民による子育て支援ネットワーク」。子育ての視点からのまちづくりに取り組みながら、「世田谷で楽しく子育てしようよ！」と呼びかけを行っている。区内 100 以上の所属からステークホルダーが参加している「区民版こども子育て会議」を主催し、計画策定にも提案等を行っている。

#### ④松戸市(千葉県) × おやこDE広場ネットワーク

##### 特徴：民間約10団体から成るネットワークが、民間同士、市と民間の連携を促進

- 「おやこ DE 広場」は、0～3 歳の乳幼児とその保護者が気軽に集える拠点（遊び、交流、友達づくり、相談の場）。市の地域子育て支援拠点事業で実施し、利用者支援事業で「子育てコーディネーター」が配置されている。
- 各広場の運営は NPO、社会福祉法人、大学等の民間団体が運営を受託。「おやこ DE 広場ネットワーク」は、これらの受託団体間の連携、市と受託団体との連絡・調整を促進する目的で発足し、毎月全体会議を行う等、受託団体間での情報交換・情報共有を図る場として機能している。情報交換・情報共有のほか、研修、事例検討等も進めている。
- おやこ DE 広場が、保護者が気軽に集まり相談できる場所となることで、虐待の疑いがあるケースの早期発見につなげることができている。
- おやこ DE 広場の運営を受託する各団体の代表者がおやこ DE 広場ネットワークへ参加することで対応した事例情報を共有している。
- おやこ DE 広場ネットワーク側からも市への申し入れにより、おやこ DE 広場ネットワークが要対協の構成員になった。これにより、おやこ DE 広場ネットワーク所属団体間の連携が非常にスムーズになっている。
- おやこ DE 広場ネットワークの所属団体は、基本的に要対協のルールの中で情報共有を行っている。要対協構成員間で、タイムラグなく情報共有が行えている。

#### 【民間団体の概要】おやこ DE 広場ネットワーク

市委託事業の「おやこ DE 広場」を担う民間約 10 団体（NPO 法人、社会福祉法人等）から成るネットワーク。「おやこ DE 広場」は、0～3 歳の乳幼児とその保護者が気軽に集える場で、遊びや交流、友達づくりの場、子育て相談の場として利用されている。おやこが利用できるおやこ DE 広場が、要保護・要支援家庭のインフォーマルな相談窓口として機能し、行政では引き出しにくい隠れたニーズを拾う等の機能を担っている。

### （３）その他事業を通じた連携

#### ①江東区(東京都) × (一社)ママリングス

**特徴：民のアイデアを官が支援する協働事業を通じ、官民で新たな地域事業を生み出す**

- 江東区では、非営利活動を行う団体の柔軟で先駆的な発想や専門性を効果的に公共サービスに取り入れ、地域課題の解決に取り組むことを目的に「江東区協働事業提案制度」を継続実施。「自由提案」枠（民間団体の専門性を活かして自由な提案をしてもらう）及び「課題提案」枠（区から社会課題を提示し、民間団体から解決手法を提案してもらう）により、民間団体からの提案を募集し、毎年度数事業を採択している。
- 協働事業期間（原則 1 年。2 年提案も可能）に予算をつけて事業を実施し、事業終了後の民間団体による自立的運営や、区による新規事業化を図っている。
- ママリングスは、「こうとう子育てメッセ」（江東区の子育て支援情報を発信する事業：平成 27 年度採択）、「脱孤育て®プロジェクト」（子育て応援 MAP の作成と、子ども虐待予防研修プログラムの実施：令和元年度採択）を提案実施。こうとう子育てメッセは事業終了後も継続中。脱孤育て®プロジェクトは事業期間中で、地域の子ども安全安心ネットワークを構築中である。
- 協働事業では契約書、仕様書に守秘義務規定と業務範囲を明記し、それに沿った情報共有を行っている。

#### 【民間団体の概要】一般社団法人ママリングス

子ども虐待予防啓発を実践する子育て支援組織。江東区協働事業提案制度において「こうとう子育てメッセ」を企画立案し、事業から生まれた「こうとう子育てメッセ実行委員会」と江東区とともに「脱孤育て®」をスローガンに、地域と子育て当事者を巻き込んだ「子ども虐待予防」啓発を実施している。また、「子育て応援 MAP」や「児童虐待予防研修プログラム」等を区内で展開している。

## ②和光市(埼玉県) × (特非)わこう子育てネットワーク

**特徴：情報システム利用による最新情報の共有が、官民連携による支援充実につながる**

- 市は、安心・安全な妊娠・出産・子育てを実現する「わこう版ネウボラ」事業を開始し、母子保健相談事業（個別マネジメント）の要として、子育て世代包括支援センターを市内5カ所に設置。センターの一つの運営を、子育て中の親子が集う場所である「子育てサロン」や「おやこ広場もくれんハウス」の運営実績を持つ、わこう子育てネットワークに委託。
- 地区の親子の個別マネジメント拠点となったもくれんハウス（和光市北第三子育て世代包括支援センター）には、子育て支援ケアマネージャーが配置され、出産・子育て相談、イベントの開催、手あそびや製作のアドバイス等を行う「子育て支援拠点」として機能。市のネウボラ課、地域包括ケア課、もくれんハウス以外のセンターのケアマネージャー等と一緒に、訪問等の支援を行うようになった。
- 市がネウボラ事業の開始、子育て世代包括支援センターの設置等の制度改革を進める中、要対協の雰囲気が一変。官民の積極的な情報共有が進むようになった。
- 子育て世代包括支援センターのケアマネージャーは、市のイントラネット上の相談システムにアクセスし、対応状況等の最新情報を入力・更新・共有できるようになっている。これにより、市（地域包括ケア課、ネウボラ課）とケアマネージャーと一緒にケースを支えることが可能となった。
- 民間団体（ケアマネージャー）による相談システムの利用は、子育て世代包括支援センターの委託契約書、仕様書の守秘義務規定に基づき、行われている。

### 【民間団体の概要】特定非営利活動法人わこう子育てネットワーク

地域の中に顔が見えるつながりを生み出し、それぞれがネットワークを持てるようになり、子育てをみんなで支えていく社会の実現を目指し、平成12年に市民活動を開始。仲間づくりの場「子育てサロン」の開催や情報提供、子育て支援ボランティア育成等に取り組む。その後、NPO法人格を取得しながら活動を拡大。市事業による「おやこ広場もくれんハウス」（子育て世代包括支援センター）の運営等を手掛ける。

## ③横浜市鶴見区(神奈川県) × (特非)サードプレイス

**特徴：児童家庭支援センターの運営を通じ、子どもが安心できる居場所を提供**

- 民間団体には、区の支援が届きにくい家庭生活に密着した支援を提供する機能、とりわけ子どもが自ら足を運べ、安心でき、普通の大人とやり取りをする機会を提供する居場所づくりが求められていた。
- 居場所づくりに取り組むサードプレイスは、横浜市の認可を受け、児童家庭支援センターつるみらいを運営。児童家庭支援センター事業（相談、他機関連携、里親支援、

地域交流)、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ、休日預かり)を行っている。

- つるみらいが子どもや親と同じ目線で寄り添うことにより、行政には話しにくい、つるみらいには話したいとする相談が増えている。また、行政や学校の支援が薄くなる土日、夜間等の対応力が強化されている。
- 区とつるみらいは、児童家庭支援センター業務、子育て短期支援事業業務に必要な情報を共有している。つるみらいは要対協構成員となっているため、要対協の枠組みの中で、守秘義務規定が課せられている。
- サードプレイスでは、つるみらい業務担当職員とそれ以外の職員とを明確に分け、児童家庭支援センター業務を通じて知り得た個人情報、他の職員に共有することがないようにしている。

#### 【民間団体の概要】特定非営利活動法人サードプレイス

子どもたちが早い段階で大人と出会い適切なサポートが受けられる地域づくりを目指し、地域の子どもたちが自分でアクセスできる生活圏に、少なくとも1か所、サードプレイスを作ることを提案。その実現のために、子どもたちの居場所づくりの推進、子どもに関わる活動関係者のネットワークづくり、子どもに関わる人たちの育成を進めている。

#### ④江戸川区(東京都) × (特非)バディチーム

**特徴：養育困難家庭への家事・育児支援を通じて、行政・民間・市民がともに子どもを見守る**

- 江戸川区では、虐待の発生予防に向けては早期支援が重要であり、ボランティアを中心に、養育困難家庭の家事・育児等を支援することが必要とされていた。そこで、アウトリーチ型支援を重視し、都内各地で養育支援訪問支援事業を展開しているバディチームと連携し、訪問型の食の支援等の事業を開始している。
- バディチームでは、区事業として「おうち食堂」(支援員が家庭に直接出向き、買い物から調理片付けまで行う)、「おとなりさん」(家庭に出向き、乳児・子ども支援、家事支援、学習支援等を行う)等の事業を実施。養育困難家庭に食の支援を行い、健全な食環境を確保することを目指している。
- ボランティア支援員は約100名。区が募集を行い、研修を通じて支援員となる。区在住の30～70代が中心。
- バディチームを通じて、支援員からの訪問記録を受け、必要に応じて児相による直接的な支援、介入につなげる。これら事業を通じて、行政、民間団体、市民がともに子ども・家庭を見守り、支援する環境が根付いてきている。
- 児相のケースワーカーがアセスメントの中で、支援対象家庭の課題、支援目標等を検討。その実現に向けて必要な情報をバディチームと共有。また、バディチームのコー

ディネーターに家庭訪問実施の有無・時期等の判断を一定程度任せることで、状況に応じた支援がしやすい環境ができている。

- 業務委託仕様書、個人情報保護に関する特約条項により、個人情報保護の具体的方法を規定。バディチームのコーディネーター（責任者）が、個人情報保護に関するボランティア支援員の指導、支援員と共有する情報の判断等を行っている。

**【民間団体の概要】特定非営利活動法人 バディチーム**

子育て支援・虐待防止を目的に、家庭訪問型の支援活動を行う NPO 法人。親の心身の不調、子どもの病気や障がい、ひとり親、経済的困窮等、さまざまな悩みを抱える家庭を訪問し、保育や家事等のお手伝いをしながら家庭の孤立を防ぎ、複雑な事情を抱えながらも子育てができるよう、親子を支える活動を行っている。「みんなで子育て」する社会をめざし、年齢・性別もさまざまなスタッフが活動に取り組んでいる。

図表 2-3 ヒアリング実施対象一覧とその概要情報

|             | 事例 1                                                                                                                                                        | 事例 2                                                                                                                                                                                                                              | 事例 3                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市区町村        | 下関市（山口県）                                                                                                                                                    | 別府市（大分県）                                                                                                                                                                                                                          | 嵐山町（埼玉県）                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 民間団体        | なかべこども家庭支援センター「紙風船」<br>（要対協構成員）                                                                                                                             | 社会福祉法人 別府光の園<br>（要対協構成員）                                                                                                                                                                                                          | 一般社団法人<br>彩の国子ども・若者支援ネットワーク<br>（要対協参加なし）                                                                                                                                                                                                                       |
| 官民連携の<br>内容 | 支援拠点業務の委託（中規模型）<br>要対協調整業務の委託<br>子ども家庭支援員 1 名、心理担当支援員 1<br>名、虐待対応専門員 1 名を配置                                                                                 | 支援拠点業務の委託（小規模 B 型）<br>要対協調整業務の委託<br>子ども家庭支援員 1 名、虐待対応専門員 1<br>名を配置                                                                                                                                                                | 支援拠点業務の委託（小規模 A 型）<br>子ども家庭支援員 1.5 名を配置                                                                                                                                                                                                                        |
| 連携の目的       | 支援拠点の配置人員確保、<br>土日・休日対応の強化 等                                                                                                                                | 専門的知見に基づく対応強化、<br>夜間休日の対応強化 等                                                                                                                                                                                                     | 児童と直接接する支援機能の充実等                                                                                                                                                                                                                                               |
| 民間の<br>業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども家庭支援全般（実情把握、情報提供、相談対応、総合調整）</li> <li>・ 要支援児童等支援業務（相談・通告受付、アセスメント、支援計画作成、支援・指導、支援終了）</li> </ul> ※上記は民間が分担・協働する業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談事業</li> <li>・ 弁護士による専門相談</li> <li>・ 要対協に関する業務</li> <li>・ 個別ケースワーク業務</li> <li>・ 虐待防止普及・啓発業務</li> <li>・ 児童の安全確認</li> <li>・ 広報事業</li> <li>・ 乳幼児健診未受診者への家庭訪問</li> <li>・ 研修会への参加</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親子体験活動、体験教室等の運営支援</li> <li>・ 子育てに関する               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 相談・支援業務支援</li> <li>➢ 講習等支援</li> <li>➢ 情報収集・提供支援</li> </ul> </li> <li>・ 親同士の交流の場提供支援</li> <li>・ 子育てサークルの育成・支援 等</li> </ul> |

|             | 事例 4                                                                                                                                                                    | 事例 5                                                                                                                                                                                          | 事例 6                                                                                                                                                                      |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市区町村        | 福井市（福井県）                                                                                                                                                                | 高鍋町（宮崎県）                                                                                                                                                                                      | 日光市（栃木県）                                                                                                                                                                  |
| 民間団体        | 学校法人 福井仁愛学園<br>（要対協構成員）                                                                                                                                                 | 高鍋町社会福祉協議会<br>（要対協構成員）                                                                                                                                                                        | 特定非営利活動法人だいじょうぶ<br>（要対協構成員）                                                                                                                                               |
| 官民連携の<br>内容 | 支援拠点業務の委託（中規模型）<br>事業責任者 1 名、心理担当職員 1 名、子ども<br>家庭支援員 1 名を配置（土曜はさらに 3 名追<br>加）                                                                                           | 支援拠点業務の委託（小規模 A 型）<br>要対協調整業務の委託<br>子ども家庭支援員 2 名を配置                                                                                                                                           | 支援拠点業務の委託<br>子ども家庭支援員 2 名を配置                                                                                                                                              |
| 連携の目的       | 専門職の確保と対応強化、<br>休日の対応強化 等                                                                                                                                               | 専門性を有する固定的な担当者による継続<br>的な対応                                                                                                                                                                   | 相談業務の 24 時間 365 日化、<br>固定担当者による継続的対応                                                                                                                                      |
| 民間の<br>業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども相談業務</li> <li>・ 要対協業務（各会議への出席、会議報告書の作成等）</li> <li>・ 要保護児童等への支援業務（要保護児童等の把握、アセスメント、支援方針の設定、支援等、児童記録票の作成、支援終結への対応）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援拠点業務（子ども・家庭に係る総合相談、関係機関の連携・調整、社会資源の開発、軽度虐待・養育困難等の家庭の支援、利用者支援事業等）</li> <li>・ その他、ふれあい総合相談（全町民）、障がい者（児）等基幹相談支援センター、地域包括支援センター（高齢者）の運営も委託。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談業務</li> <li>・ 24 時間電話相談</li> <li>・ 育児支援家庭訪問事業</li> <li>・ 子育て短期支援事業</li> <li>・ 子どもの居場所づくり事業</li> <li>・ ペアレンツ・プログラム事業</li> </ul> |

|             | 事例 7                                                                                                                                                                                 | 事例 8                                                                                                                                                                                                                                       | 事例 9                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市区町村        | 越前市（福井県）                                                                                                                                                                             | 中津市（大分県）                                                                                                                                                                                                                                   | 世田谷区（東京都）                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 民間団体        | 児童家庭支援センター 一陽<br>（要対協構成員）                                                                                                                                                            | 児童家庭支援センター 和<br>（要対協構成員）                                                                                                                                                                                                                   | 特定非営利活動法人<br>せたがや子育てネット<br>（要対協構成員）                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 官民連携の<br>内容 | 要対協調整業務の一部委託（協議会調整支援<br>員 1 名を配置）による機能強化                                                                                                                                             | 事業の委託（養育訪問支援事業、子育て短<br>期支援事業、支援対象児童等見守り強化事<br>業等）                                                                                                                                                                                          | おでかけひろば、地域子育て支援コーディネ<br>ーター、フードパントリー等                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 連携の目的       | 支援拠点の配置人員確保、<br>土日・休日対応の強化 等                                                                                                                                                         | 子ども・家庭のニーズに応じた迅速・柔<br>軟・個別の対応 等                                                                                                                                                                                                            | 予防的観点から情報察知、<br>関係機関との情報共有、支援 等                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 民間の<br>業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会に関する業務</li> <li>・ 支援実施状況の進行管理</li> <li>・ 関係機関との連携調整</li> <li>・ 家庭訪問の実施</li> <li>・ 研修会の企画実施</li> <li>・ 地域住民への周知</li> <li>・ その他</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援（養育訪問支援事業、支援対象等<br/>児童見守り強化事業）</li> <li>・ 一時保護、子育て短期支援事業（ショート<br/>／トワイライトステイ、特定妊婦産後ショ<br/>ート）、里親レスパイト</li> <li>・ 地域連携（各種研究機事務局）</li> <li>・ 地域支援（子育てしつけ支援教室、乳幼児<br/>健診職員派遣、子ども食堂 等）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ おでかけひろば：子育て経験豊富なスタッ<br/>フに気軽に育児相談が可能。</li> <li>・ 世田谷区地域子育て支援コーディネータ<br/>ー：利用可能な官民サービスをコーディネ<br/>ーター。利用者支援事業。</li> <li>・ セタがやこどもフードパントリー：配食<br/>を通じて子ども・家庭の見守りを支援。<br/>等</li> <li>・ 区内ステークホルダーとの情報共有ワー<br/>クショップ「区民版こどもこそだて会<br/>議」開催</li> </ul> |

|             | 事例 10                                                                                                                 | 事例 11                                                                                                                            | 事例 12                                                                                    |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市区町村        | 松戸市（千葉県）                                                                                                              | 江東区（東京都）                                                                                                                         | 和光市（埼玉県）                                                                                 |
| 民間団体        | おやこ DE 広場ネットワーク<br>（要対協構成員）                                                                                           | 一般社団法人ママリングス<br>（要対協参加なし）                                                                                                        | 特定非営利活動法人<br>わこう子育てネットワーク<br>（要対協構成員）                                                    |
| 官民連携の<br>内容 | 事業の委託（おやこ DE 広場）                                                                                                      | 事業の実施（こうとう子育てメッセ、脱孤<br>育て®プロジェクト等）                                                                                               | 事業の委託（子育て世代包括支援センタ<br>ー）                                                                 |
| 連携の目的       | おやこ DE 広場の活動を通じた、虐待の<br>疑いのあるケースの早期発見、支援 等                                                                            | 民間のアイデア、専門性、ネットワーク等<br>を活用した地域課題の解決と新事業の創出                                                                                       | 母子保健相談事業の要となる拠点運営、<br>個別マネジメントの充実 等                                                      |
| 民間の<br>業務内容 | 子育てコーディネーターの配置による、<br>・ 利用者の個別ニーズ把握と、それに基づ<br>く情報の集約・提供、相談等<br>・ 関係機関との連絡・調整、連携<br>・ 広報・啓発、サービス利用者への周知<br>・ その他必要な諸業務 | こうとう子育てメッセ<br>・ 子育て情報発信イベント（トークショー、<br>出店・パネル展示等）<br>脱孤育て®プロジェクト<br>・ 子育て応援 MAP の作成-「WEB こうとう<br>子育てポシエット」<br>・ 児童虐待予防研修プログラムの実施 | 地域の子育て支援拠点としての下記活動等<br>・ 子育て支援ケアマネージャーの配置<br>・ 出産・子育て相談<br>・ イベントの開催<br>・ 手あそびや製作のアドバイス等 |

|             | 事例 13                                                                                                         | 事例 14                                                                                                                                                       |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市区町村        | 鶴見区（神奈川県横浜市）                                                                                                  | 江戸川区（東京都）                                                                                                                                                   |
| 民間団体        | 特定非営利活動法人サードプレイス<br>（児家セン運営者として要対協構成員）                                                                        | 特定非営利活動法人バディチーム<br>（要対協参加なし）                                                                                                                                |
| 官民連携の<br>内容 | 事業の委託（児童家庭支援センター）                                                                                             | 事業の委託（おうち食堂、おとなりさん事業）                                                                                                                                       |
| 連携の目的       | 家庭生活に密着した支援の提供・充実<br>子どもが安心できる居場所の構築 等                                                                        | 虐待発生予防に向けた早期支援、<br>養育困難家庭の家事・育児等の支援                                                                                                                         |
| 民間の<br>業務内容 | 児童家庭支援センター業務<br>・ 相談業務<br>・ 他機関連携<br>・ 里親支援<br>・ 地域交流事業<br>子育て短期支援事業（預かり事業）<br>・ ショートステイ／トワイライトステイ<br>・ 休日預かり | おうち食堂<br>・ 食事の支度、片付け等<br>・ 食材の買物<br>・ その他必要と認める業務<br>おとなりさん事業<br>・ 乳児支援（沐浴・育児支援・離乳食等）<br>・ 子ども支援（遊び・学び・支援同行等）<br>・ 家事支援（掃除・洗濯・買い物等）<br>・ 学習支援（家庭での学習・同行支援等） |

## 2-3. 支援拠点／要対協と民間の連携強化に向けた方策・方向性の検討

支援拠点及び要対協を活用し、官民連携強化に取り組む好事例へのヒアリング結果から、連携の目的・効果、外部委託のパターン、成功要因等について、共通する事項等を整理した。

### 1) 支援拠点／要対協と民間との連携の目的・効果

支援拠点及び要対協を活用した官民連携の目的・効果としては、大きく、「人員体制の充実」、「対応力の強化」の2つの方向性が挙げられる。これらのニーズが顕在化している市区町村においては、民間連携の拡充が選択肢の一つとなり得る。

図表 2-4 支援拠点／要対協と民間との連携の目的・効果

|           | 目的・効果               | 内容                                                                   |
|-----------|---------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 人員体制の充実   | 1) 配置人員の確保          | 支援拠点の最低配置人員を確保する。補助金受給基準を満たす。必要な職種・専門職を確保する。                         |
|           | 2) 人員の固定            | 自治体職員は人事異動もあり、同じ職員が継続的に関与することが難しい。民間職員に長期的に対応してもらうことで、市民への安心感を醸成。    |
|           | 3) 民間団体の人材ネットワークの活用 | 民間団体の豊富な人材ネットワークから適切な人材を確保。自治体が募集しても集まらない等のリスク低減につなげる。               |
| 対応力・機能の強化 | 4) 土日祝・夜間対応の充実      | 公務員は業務時間が限られるため、民間連携により、土日祝日、夜間の対応力を強化する。                            |
|           | 5) 専門的知見に基づく対応力強化   | 民間連携により、専門職（臨床心理士、虐待対応専門職等）を確保。専門的知見に基づく相談、支援を拡充。                    |
|           | 6) 市民にとってのアクセスのしやすさ | 市民にとっては、自治体よりも民間団体の方が敷居が低く、心理的に相談しやすいケースがみられる。                       |
|           | 7) 虐待等の予防・早期発見      | 子ども・親と接する機会が多い民間団体との連携により、「あれっ!?!」、「おかしいな?」等の情報をいち早く察知。予防・早期発見につなげる。 |
|           | 8) 利用者支援            | 官民様々な機関と連携する民間団体が利用者支援業務を担うことで、市民目線による、官民の支援施策を活用するコーディネートも可能に。      |
|           | 9) 民間のアイデア・実行力の活用   | 民間団体からのアイデア・提案に対し、補助事業等により実践を支援。民間のアイデアを活用しつつ、その実行力を高める。             |

## **(1)人員・体制の充実**

### **①配置人員の確保**

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱で示されている、主な職員の最低配置人員基準に沿った人員を確保するために、民間団体と連携し、職員配置をする事例がみられる。特に、心理担当支援員、虐待対応専門員については市区町村では確保できないケースも少なくないことから、民間職員に対する期待も大きい。配置人員基準を充足することで、補助金受給等の予算面も含め、安定的な拠点運営が可能となる。

### **②人員の固定**

市区町村職員には人事異動もあり、同じ職員が継続的に子どもや家庭に関与することが難しいとの意見が多くみられる。民間団体の協力を得て、同じ職員が固定メンバーとして長期間、業務に対応することで、支援対象となる子どもや家庭と長期的な関係構築が可能となり、市区町村側、市民側の双方に安心感を醸成することができる。

### **③民間団体の人材ネットワークの活用**

市区町村が新たに人材募集を行っても、なかなか応募が集まらないという意見がみられた。また、採用後に担当業務に向いていないことが露見する場合もある。市区町村からは、民間団体が有する豊富な人材ネットワークから人材供給を受けることにより、適切な人材を確保しやすくなるとの意見がみられている。

## **(2)対応力・機能の強化**

### **①土日祝・夜間対応の充実**

公務員は業務時間が限られるため、民間から協力を得ることで（民間団体職員に対応いただくことで）、土日祝日、夜間の相談、訪問・子どもの預かり等の支援等の対応力強化を図りたいとする市区町村の意見は非常に多くなっている。

### **②専門的知見に基づく対応力の強化**

特に、心理的支援を担当する臨床心理士、虐待対応を行う虐待対応専門職等の専門職については、市区町村内に人材が不足しているあるいはいないとのケースが多くみられる。このような専門職人材を民間団体から確保し、専門的知見に基づく相談、支援を拡充したいとする意見がみられている。

### ③市民にとってのアクセスのしやすさ

市民にとっては、子育てに関する悩みや、虐待の可能性等について相談する際に、市区町村の相談窓口よりも、民間団体が運営する相談窓口の方が、敷居が低く、心理的にアプローチしやすいケースがみられる。市民にとってのアクセスのしやすさを高めるためにも、民間団体の参画が有効であるとの意見が多くみられる。

### ④虐待等の予防・早期発見

子育て広場、子ども教室の運営、子育てコーディネートの実践等により、子ども・親と接する機会を多く持つ民間団体と連携することにより、虐待が疑われる家庭等の情報をいち早く察知し、情報共有と早期対応につなげることを期待するとの意見が多くみられる。民間団体の情報察知能力を期待・評価する市区町村は少なくない。

### ⑤利用者支援の充実

利用者支援が必要な家庭に対し、市区町村の職員では、自然と行政目線からの提案をしてしまうことが多いとの反省意見がみられた。官民様々な機関と連携する民間団体の方が、市民目線から、必要・有効となる官民支援を見定め、コーディネートする業務に適していると、民間の役割に期待する市区町村もみられている。

### ⑥民間のアイデア・実行力の活用

地域の行政課題を提起し、その解決に向けた方策を公募し、民間団体からの提案を受けつける取組等を通じて、民間のアイデア、実行力を活かしつつ、児童福祉の充実を図ろうとする市区町村もみられている。これらのアイデアに対し、委託事業・補助事業等の予算をつけて、実行を促進し、事業後の自立運営につなげる等の、民間能力向上に向けた仕組みを構築する事例もみられた。

## 2) 支援拠点業務／要対協調整業務の外部委託のパターン

支援拠点及び要対協を活用した官民連携に際しては、いくつかの連携（外部委託）パターンがあることが指摘された。官民連携を志向する市区町村においては、いずれかのパターンによる連携方法を検討することができる。

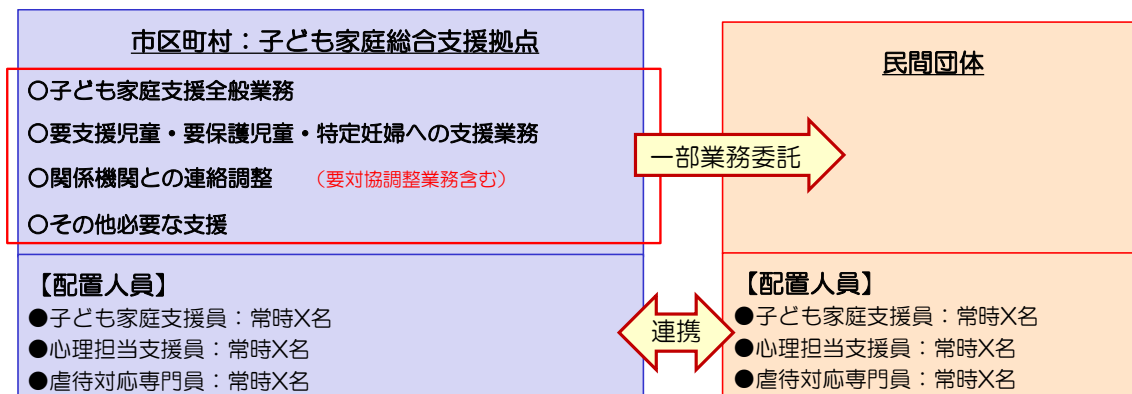
### (1) 支援拠点業務＋要対協調整業務の一部委託

支援拠点業務の一部を民間団体に委託する際に、要対協の調整業務も委託業務に含めるパターンである。「支援拠点が、要対協の調整機関を担うことが望ましい」とする「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）の方針に沿った委託パターンであり、業務委託を受ける民間団体は、必然的に要対協構成員となる。

一方、支援拠点業務のうち、どの部分を一部委託対象とするか、配置人員としてどの職種を何人必要とするかについては、市区町村の実情により柔軟に設定されている（下図「民間団体への委託業務内容」参照）。

民間の活用度合いが高い形態であり、支援拠点業務、要対協調整業務の他にも、市区町村から委託事業を受けている民間団体もみられる。

図表 2-5 支援拠点業務＋要対協調整業務の一部委託パターンのイメージ



#### 民間団体への委託業務内容

| 市区町村 | 委託業務項目                                                                                                         |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下関市  | 子ども家庭支援全般業務、要支援児童等支援業務<br>【子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員各1名】                                                        |
| 別府市  | 相談事業、弁護士による専門相談、要対協に関する業務、個別ケースワーク業務、虐待防止普及・啓発業務、児童の安全確認、広報事業、乳幼児健診未受診者への家庭訪問、研修会の参加等<br>【子ども家庭支援員、虐待対応専門員各1名】 |
| 高鍋町  | 支援拠点業務、その他（ふれあい総合相談、障がい者（児）等基幹相談支援センター等）<br>【子ども家庭支援員2名】                                                       |

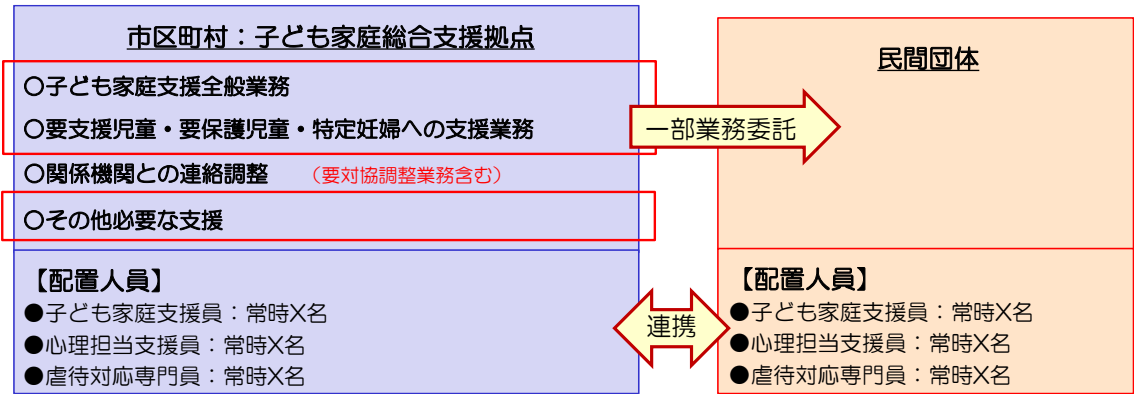
## (2)支援拠点業務の一部委託

支援拠点業務の一部を民間団体に委託するパターンで、要対協業務は市区町村側で実施する。

前述の「支援拠点業務＋要対協調整業務の一部委託」同様、支援拠点業務のうち、どの部分を一部委託対象とするか、配置人員としてどの職種を何人必要とするかについては、市区町村の実情により柔軟に設定されている（下図「民間団体への委託業務内容」参照）。

業務委託を受ける民間団体は、要対協の構成員であることが多いと思えるが、嵐山町のよう  
に要対協構成員以外が支援拠点業務を受託するケースもみられる。

図表 2-6 支援拠点業務の一部委託パターンのイメージ



### 民間団体への委託業務内容

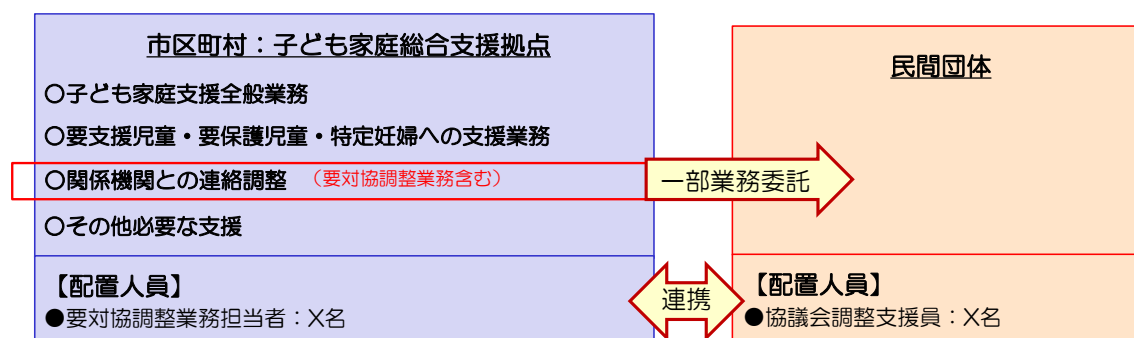
| 市区町村 | 委託業務項目                                                                                        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 嵐山町  | 親子体験活動・体験教室等の運営支援、子育てに関する相談・支援業務・講習等支援・情報収集・提供支援、親同士の交流の場提供支援、子育てサークルの育成・支援<br>【子ども家庭支援員1.5名】 |
| 福井市  | 子ども相談業務、要対協業務、要保護児童等への支援業務<br>【事業責任者1名、心理担当職1名、子ども家庭支援員1名（土曜はさらに3名追加）】                        |
| 日光市  | 相談業務、24時間電話相談、育児支援家庭訪問事業、子育て短期支援事業、子どもの居場所づくり事業、ペアレンツ・プログラム事業<br>【子ども家庭支援員2名】                 |

### (3) 要対協調整業務の一部委託

要対協の調整業務の一部を民間団体に委託するパターン。支援拠点は官営とする市区町村において採用され得る。市区町村の要対協調整業務担当者の指揮の下、民間団体の調整支援員が調整業務の一翼を担う。

業務委託を受ける民間団体は、必然的に要対協構成員となる。また、要対協調整業務の他にも、市区町村から委託事業を受けている民間団体もみられる。

図表 2-7 支援拠点業務の一部委託パターンのイメージ



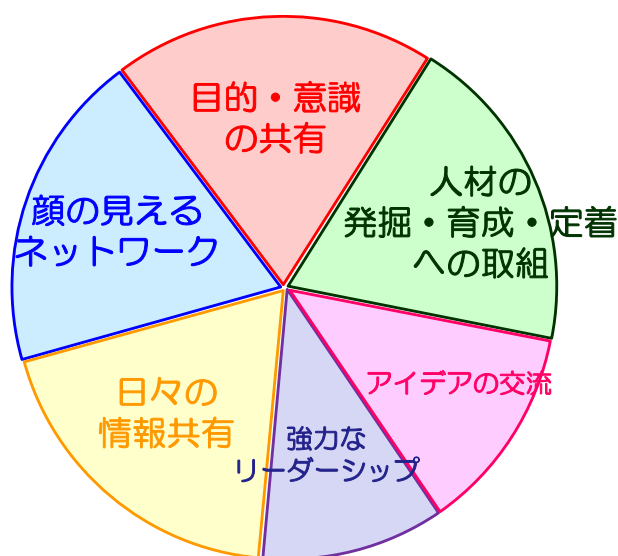
### (4) その他

そのほか、支援拠点業務、要対協調整業務は官営で進めているが、他の児童福祉事業を民間団体に委託している市区町村は多くみられている。

### 3) 連携の成功要因

好事例の市区町村及び民間団体に、連携の成功要因をうかがったところ、いくつかの共通要因が確認された。それを、①目的・意識の共有、②顔の見えるネットワーク、③日々の譲歩共有、④強力なリーダーシップ、⑤関係者間のアイデア交流、⑥人材の発掘・育成・定着への取組の6点に分類・整理した。

図表 2-8 官民連携の成功に向けた6つの要因



※上図のうち2～3要因を基に連携を成功させているというよりも、すべての要因を意識しながら連携に挑んでいる好事例が多かったことから、円形により表現した。

※図の上での各要因の大きさ（面積）は、重要度を示すものではない。

#### (1) 目的・意識の共有

好事例調査では、地域の官民関係者間で打合せ、勉強会、研修等の会合を定期的を実施し、支援に関する目的や認識を共通にすることで、多様なケースに直面する際にも、官民が同じ方向性の下で支援を行える状態にしている事例が複数みられた。

長年、関係者間が密に交流・連携する中で、このような目的・意識の共有が実現している事例がみられる一方で、官民が協力してある事業に取り組む中で、比較的短期間に、集中的にディスカッションを行い、支援方針の共有を進める事例もある。目的・意識の共有には、連携を行ってきた「期間」の長さだけでなく、連携について議論してきた「時間」の量も影響していることがうかがえる。

#### (2) 顔の見えるネットワーク

好事例調査では、連携に際し「顔の見える」ネットワークを構築している事例が複数みら

れた。

市区町村、児童相談所、民間（児童家庭センター、社会福祉協議会等）の担当者同士が強固な信頼関係を構築し、阿吽の呼吸で役割分担を行っている事例や、官民の関係者による議論の場（一次・二次・三次予防を担う支援者が集う勉強会等）を定期的・頻繁に開催し、相互理解を深める事例のほか、市区町村内で子ども広場等の活動を担う NPO の中核メンバー同士が悩みや対応方針を話し合う会議体を構築する事例もあり、官民双方から顔の見えるネットワークの構築が開始されている。

これらのネットワークは、前項で記した目的・意識の共有に役立てられるとともに、関係機関が相互の機能や事業、強みと限界を理解することで、課題に直面した際にすぐに他機関に相談したり、ケースに応じた支援策を選んだりする状況をつくりだすことを目的としている。その意味から、慣れ合いにならず、官民互いに問題点を指摘し合う、緊張感ある関係性も重要との意見もみられている。

### **（３）日々の情報共有の努力・仕組み**

多くの好事例において、日々の情報共有への努力が行われている。継続的に発生するケースに対して迅速に、効果的に対応するためには、月 1 回程度の各種会議では十分ではないためである。

虐待の予防や早期対応においては、「何かおかしい」と気付く感性が重要であり、子どもや親に変わった様子があれば些細なことでも情報共有する方針の下、1 日 5 分程度でも関係者間でミーティングを持つことを心がけている事例がみられる。また、場所的に離れていても、電話等を主たる連絡手段として密に連絡を取り合い、併せて職員同士が顔を合わせる際に連絡事項等を共有し合う方法がとる事例が複数みられた。

先進的な事例においては、児童相談状況等に関する情報システムを活用し、官民で必要な情報を入力・共有し、不明な情報を確認し合いながら情報を更新する取組が進められている。最新情報を共有する環境ができることにより、関係者間のやり取りが目に見えて活性化したとの意見もみられている。

このような日々の情報共有ができているので、何か問題が生じたときに、すぐに官民が連絡を取り合い、役割分担の下で、迅速に対応することができている事例もみられている。

### **（４）強力なリーダーシップ**

官民の連携においては、リーダーシップが重要となる場面も少なくない。中核となる人物による強力なリーダーシップの下、連携体制が構築され、連携機能が継続する事例もみられている。

好事例調査からは、地域の児童福祉課題の解決に向けては民間団体の役割が重要との認識の下、ある人物が推進役となって関係者を集めることで、民間団体の設立や官民連携の仕組みの構築につながった事例がみられている。また、要対協のスーパーバイザーの強力なリーダーシップと信頼度により、地域の関係者が集まり、連携活動が確立・機能している事例もみられている。これらのリーダーは官からも民からも輩出されている。

一方で、強力なリーダーシップが官民連携の軸となっている事例においては、リーダーの異動や引退後にも変わらず連携を維持拡大できるように、仕組みの構築に努めている。

### **(5)ボトムアップからのアイデアの活用**

好事例調査からは、NPO 等の民間団体からの要請もあって、要対協への参加等を含めた官民連携が開始される事例も複数みられた。民間主導のアイデアが実現し、取組が拡大する中で、官民連携や情報共有が不可欠になり、必然的に連携が開始されるというケースである。

また、市区町村が地域の児童福祉課題を提示して民間から解決に向けたアイデアを募り、予算をつけて有効なアイデアを事業化し、民間による事業の自立運営を目指す事例もみられている。

地域課題の多様化、人材のひっ迫等により、官主導の事業だけでは限界が生じる中、民間からのボトムアップによるアイデアを活用する市区町村も増えていることがうかがえる。

### **(6)人材の発掘・育成・定着への取組**

児童福祉人材の不足感は、全国的にみられており、募集をするだけでは人材は確保できないとの意見がみられている。人材がいなければ、官民が一緒になってこれを発掘し、育成し、定着を図っていくという姿勢で各種事業に取り組む好事例がみられた。

ある業務に対して十分な経験やスキルを有する人材の応募がない場合にも、民間の人材ネットワークから適性の高そうな人材の紹介を受け、現場での実務経験の中で育成を図りながら適性を見極めている事例がみられる。

また、市区町村と教育機関が連携することで、学生の実習の場、卒業生の就職の場、教育機関の地域貢献の場を創出し、人材輩出と定着に取り組む事例がある。

さらに、市区町村が新たな地域の児童福祉事業を立ち上げ、民間団体が受託に向けて手を挙げやすい環境を整備することで、民間による能力向上の場を拡大することを目指す事例もある。

このように、官民がともに新たな人材・スキルの発掘・育成・定着に取り組む好事例が多数みられている。

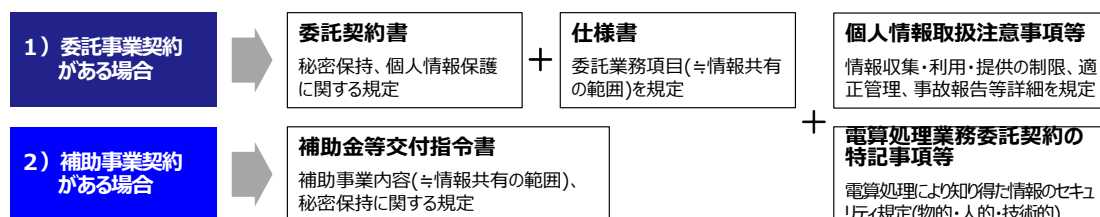
## 2-4. 支援拠点／要対協と民間の情報共有促進に向けた方策・方向性等

### 1) 支援拠点／要対協と民間との情報共有・情報守秘に関する仕組み

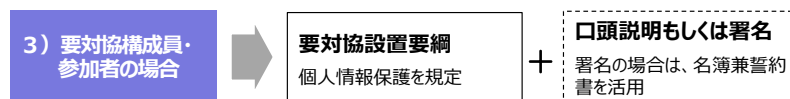
好事例調査からは、市区町村が、支援拠点／要対協と民間との情報共有・情報守秘に関する仕組みとして、下記の2つのパターンのいずれか、もしくは双方を活用していることが明らかになった。

図表 2-9 支援拠点／要対協と民間との情報共有・情報守秘に関する仕組み

#### (1) 市区町村と民間団体が委託・補助等の契約関係にある場合



#### (2) 民間団体が要対協のメンバーである場合



#### (1) 市区町村と民間団体の間に委託・補助事業等の契約関係がある場合

1 つ目のパターンは、市区町村と民間団体が委託・補助事業等の契約関係にある場合に、委託契約書・仕様書や補助金交付指令書等に添付される「個人情報取扱注意事項等」、「電算処理業務委託の特記事項等」の記載によって、個人情報保護、情報管理方法等について規定するものである。

委託契約書や補助金交付指令書において、基本的な情報守秘義務を規定し、さらに仕様書等にて業務内容を明確にすることにより、当該業務の遂行に必要な情報項目が共有対象となるとともに、個人情報取扱注意事項等で情報守秘、情報管理等の具体的方法を規定するという仕組みである。

#### ①委託契約書／補助金交付指令書

委託事業の場合には委託契約書において、「秘密の保持」、「個人情報の保護」等の情報守秘義務を規定する条文を記載している。例えば下記等の条文により、委託契約書において基本方針を示し、別記の「個人情報取扱特記事項」に詳細な遵守事項を提示する方法がとられている。

補助事業の場合の補助金等交付指令書についても同様である。

**【事例：委託契約書／補助金交付指令書における記載文面(例)】**

※甲は市区町村（事業委託者、補助事業交付者）、乙は民間（事業受託者、補助事業受託者）を指す。

**（秘密の保持）**

- ・ 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密をいかなる理由があっても第三者に漏らし  
てはならない。
- ・ 本規定は、本契約終了後または解除後も存続するものとする。

＜再委託が可能な場合＞

- ・ 乙が再委託を行った場合、当該再委託先についても、秘密保持の規定を適用する。

＜成果物、記録等を取り扱う場合＞

- ・ 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務行いう上で得られた記録等を含む。）を第三者  
に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

**（個人情報の保護）**

- ・ 甲及び乙は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、別記  
「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## ②仕様書

仕様書においては、委託・補助事業における業務の内容、実施場所、配置人員等を定義することにより、当該業務の履行に必要な情報の範囲、情報が取り扱われる場所、情報を取り扱う人員等を規定している。また、下記文面例のように、当該事業においては個人情報の提供を行う旨を明記し、その情報管理方法等について記載する事例がみられる。

市区町村の個人情報保護条例の遵守を示す事例もみられる。

**【事例：仕様書における記載文面(例)】**

※甲は市区町村（事業委託者、補助事業交付者）、乙は民間（事業受託者、補助事業受託者）を指す。

**（個人情報の管理）**

- ・ 甲は、乙に対し、必要に応じて法令等の範囲内で個人情報を含む情報の提供を行う。  
乙は、子ども等の個人情報が含まれ、かつ、子ども等の支援経過等のプライバシーに関わる極めて重要な書類については、鍵のかかる書庫等に厳重に保管しなければならない。なお、その書類を廃棄する場合は、行政文書として適正な手続を経るものとする。

**（秘密の保持）**

- ・ 乙は、委託事業を実施するに際し、〇〇市区町村個人情報保護条例を遵守し、別記  
「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

### ③個人情報取扱注意事項等

委託契約書等に添付される「個人情報取扱特記事項」において、過半の事例では「基本的事項」、「秘密の保持」、「収集の制限」、「目的外利用及び提供の制限（又は禁止）」、「適正管理」、「複写及び複製の禁止」、「資料等の返還又は処分」、「調査（検査、監査）」、「事故報告」等について記載している。

また、各市区町村の状況に応じ、「再委託」、「責任体制の整備」、「派遣労働者等の利用時の措置」、「教育の実施」、「個人情報の管理」、「契約解除及び損害賠償」等についても記載をしている。特に「個人情報の管理」については、各契約の内容に応じて、具体的に個人情報の管理方法を規定している。

下記に、記載例を整理する。

#### 【事例：個人情報取扱特記事項における記載文面（例）】

※甲は市区町村（事業委託者、補助事業交付者）、乙は民間（事業受託者、補助事業受託者）を指す。

#### ●根幹となる項目（過半の事例で記載されている項目）

##### （基本的事項）

- ・ 乙及び実施担当者は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- ・ 乙は、この契約による業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱う際には、〇〇市区町村個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

##### （秘密の保持）

- ・ 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

##### ＜従事者への周知を求める場合＞

- ・ 乙は、本件業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、当該業務により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならないこと、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知しなければならない。

##### ＜誓約書等の書面提出を求める場合＞

- ・ 乙は、本件業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

**（収集の制限）**

- ・ 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

**＜本人同意を求める場合＞**

- ・ 乙及び業務従事者は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

**（目的外利用及び提供の制限(又は禁止)）**

- ・ 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

**（適正管理）**

- ・ 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他適正な管理のため、善良なる管理者の注意義務をもって必要な措置を講じなければならない。

**（複写及び複製の禁止）**

- ・ 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

**（資料等の返還又は処分）**

- ・ 乙は、この契約による業務を行うために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

**＜電子データについて特記する場合＞**

- ・ 乙は、パソコン等に記録された個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- ・ 甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した資料等が電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関しては、甲乙が協議の上決定することとする。

**（調査(検査、監査)）**

- ・ 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。
- ・ 甲は調査の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約の業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

### **(事故報告)**

- ・ 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### **●付帯的な項目(一部の事例で記載されている項目)**

#### **(再委託)**

##### **<再委託を認めない場合>**

- ・ 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

##### **<再委託を認める場合>**

- ・ 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を委託する場合は、事前に書面にて甲に届けなければならない。
- ・ 乙は、再委託を行う場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

#### **(責任体制の整備)**

- ・ 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

##### **<業務責任者を明確にする場合>**

- ・ 乙は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- ・ 乙は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- ・ 乙は、責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- ・ 乙は、業務従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- ・ 責任者は、仕様書及び特記条項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。
- ・ 業務従事者は、責任者の指示に従い、仕様書及び特記条項に定める事項を遵守しなければならない。

##### **<作業場所を明確にする場合>**

- ・ 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

- ・ 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- ・ 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、責任者及び業務従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名がわかるようにしなければならない。

#### **（派遣労働者等の利用時の措置）**

- ・ 乙は、本件業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- ・ 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### **（教育の実施）**

- ・ 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

#### **（個人情報の管理）**

- ・ 乙は、個人情報が記録された紙文書及び電子媒体等の取扱いにあたり、特に次の各号に留意しなければならない。

##### **<例：保管場所>**

- ・ 保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること。

##### **<例：ログの取得・保存>**

- ・ 保管・管理するためのシステムに対するアクセスを監視及び記録すること。
- ・ 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- ・ 保存、参照、更新、複写及び廃棄の日時並びに実施者を記録するログを取得し、保存すること。
- ・ 更新履歴（削除した内容・追加入力した内容等）を確認できること。

##### **<例：業務従事者、記録媒体等>**

- ・ 個人情報を取り扱うことのできる業務従事者等の範囲、作業責任区分等を明確にすること。
- ・ 個人情報を管理するために使用するパソコンや記録媒体は、適正にウィルス対策がなされた、乙が配備するものに限定すること。私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を使用してはならない。
- ・ 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

＜例：複写・複製、バックアップ＞

- ・ 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複写又は複製しないこと。
- ・ バックアップを定期的に行い、機密文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

＜例：個人情報の持ち出し＞

（持ち出しを認める場合）

- ・ 安全な輸送に必要な体制（輸送車の種別、必要とされる人員、警備体制等）を整備すること。
- ・ 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- ・ 保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること。
- ・ 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

（持ち出しを認めない場合）

- ・ 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

＜例：事故報告＞

- ・ 事故報告等緊急時の対応措置を明確にすること。

**（契約解除及び損害賠償）**

- ・ 甲は、乙がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

#### ④電算処理業務委託契約の特記事項

市区町村によっては、あるいはシステム利活用が重要となる事業においては、上記の「個人情報取扱特記事項」に加えて、「電算処理業務委託特記事項」を規定する事例もみられる。電算処理業務委託特記事項には、個人情報取扱特記事項の記載されている事項（「秘密の保持」、「再委託」、「資料等の返還」等）に加えて、電算機器の活用、電算処理の実施に特化した、下記等の掲載がみられている。

##### **【事例：電算処理業務委託契約の特記事項における記載文面（例）】**

※甲は市区町村（事業委託者、補助事業交付者）、乙は民間（事業受託者、補助事業受託者）を指す。

**（管理体制等）**

- ・ 乙は、当該委託契約の締結後直ちに、以下の文書を甲に提出しなければならない。提出後に内容の変更があった場合も、同様とする。

- 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準
- 以下の内容を含む業務従事者名簿
  - (1) 電算処理の責任者及び電算処理を行う者の氏名、責任、役割及び業務執行場所
  - (2) 業務において個人情報を取り扱う者及び個人情報に係る記録媒体の授受に携わる者の氏名並びに業務執行場所
- 委託業務において使用する情報システムのネットワーク構成図
- 委託業務において使用する情報システムのセキュリティ仕様書
- クラウドサービス利用に係るリスク対策文書

#### **（目的外使用及び複写等の禁止）**

- ・ 乙は、甲が本件業務での使用を目的として乙に提供し、又は貸与する情報及び情報資産を、本件業務以外の目的に使用してはならない。
- ・ 乙は、本件業務で取り扱う情報及び情報資産について、業務上必要なバックアップを取得する場合を除き、甲の承認を得ずに複写してはならない。本件業務を実施する上でやむを得ず複写するときは、あらかじめ甲に通知し、その承認を得なければならない。この場合において、本件業務の終了後、乙は、直ちに複写した情報及び情報資産を消去し、再生又は再使用できない状態にするとともに、情報及び情報資産を消去した日時、担当者及び処理内容を甲に報告しなければならない。
- ・ 乙は、甲の事前の承諾なく、本件業務で取り扱う情報及び情報資産を甲の事業所または乙の事業所から持ち出してはならない。

#### **（物的セキュリティ対策）**

- ・ 乙は、本件業務に使用する情報システムに係る装置の取付けを行う場合は、できる限り、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を受けない場所に設置するものとし、施錠等容易に取り外すことができないよう必要な措置を講じなければならない。
- ・ 乙は、本件業務に係る甲が運用する情報システムのサーバ等を甲の庁舎外に設置する場合は、甲の承認を得なければならない。また、定期的に当該サーバ等への情報セキュリティ対策状況について確認するとともに、甲から要請があった場合は、その結果を報告しなければならない。
- ・ 乙は、その従事者に身分証明書等の携帯を義務付け、甲の情報システム室その他の甲の管理区域に立ち入る場合において甲から求められたときは、身分証明書等を提示するよう指導しなければならない。
- ・ 乙は、本件業務で使用するパソコン等の盗難を防止するため、当該パソコン等をセキュリティワイヤーで固定し、又は業務従事者が作業場所を離れる間において施錠可能なロッカー等に収納させるなどの措置を講じなければならない。
- ・ 乙は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。
- ・ 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において

業務従事者が遵守すべき事項その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

#### **（人的セキュリティ対策）**

- ・ 乙は、本件業務において、甲に提出した情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。また、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等がある場合は、速やかに甲に報告し、代替策について協議しなければならない。
- ・ 乙は、情報資産を適切に保管するものとし、パソコン等により情報資産を使用する場合は、第三者に使用され、又は閲覧されることがないように、離席時にパスワードロック又はログオフ等を行わなければならない。
- ・ 乙は、業務従事者に情報システムの保守又は運用業務に関し、次の事項を遵守させなければならない。
  - 自己が利用している ID は、他人に利用させないこと（ID の供用を指定されている場合は除く。）。
  - 共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外の者に利用させないこと。
  - パスワードを秘密にし、パスワードの照会などには一切応じないこと（パスワード発行業務を除く。）。
  - パスワードのメモの不用意な作成等により、パスワード流出の機会を作らないこと。
  - パスワードは、十分な長さとし、想像し難い文字列とすること。
  - 複数の情報システムを取り扱う場合は、パスワードを情報システム間で共有しないこと。
  - パソコン等のパスワードの記憶機能を利用しないこと。
  - 社員間でパスワードを共有しないこと（ID の共用を指定されている場合を除く。）。
- ・ 乙は、業務従事者に対して、情報セキュリティに関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。

#### **（技術的及び運用におけるセキュリティ対策）**

- ・ 乙は、情報システムの保守又は運用業務を遂行するに当たり、情報システムの変更記録、作業日時及び実施者を記録するとともに、各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を全て取得し、一定期間保存しなければならない。
- ・ 乙は、アクセスログ等を取得するサーバについて、正確な時刻設定を行わなければならない。自動的にサーバ間の時刻同期が可能な場合は、その措置を講じなければならない。
- ・ 乙は、情報システム等に記録された重要性の高い情報について、定期的にバックアップを取得しなければならない。また、バックアップの取得前にその手法を甲に通知

し、承認を得なければならない。

- ・ 乙は、情報システムの開発及び導入に当たり、開発及び導入前に甲と協議の上、情報セキュリティに係る検証事項を定め、検証を実施しなければならない。
- ・ 乙は、本件業務に使用する情報システムがネットワークに接続されている場合は、不正アクセスを防ぐため、常にセキュリティホールが発見に努め、メーカー等からのセキュリティ修正プログラムの提供があり次第、情報システムへの影響を確認し、甲と協議の上、修正プログラムを適用しなければならない。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスの情報システムへの侵入及び拡散を防止しなければならない。
- ・ 乙は、情報システムを開発する場合は、システム開発及びテスト環境と、本番運用環境を分離しなければならない。
- ・ 乙は、本件業務において特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、当該特定個人情報ファイルをインターネットから物理的又は論理的に分離された環境にて取り扱わなければならない。
- ・ 乙は、本件業務に使用する情報システムにおいて特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、定期に及び必要に応じ随時に当該情報システムのログ等の分析を行うなど不正アクセス等を検知する仕組みを講じるとともに、当該情報システムの不正な構成変更（許可されていない電子媒体、機器の接続等、ソフトウェアのインストール等）を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ・ 乙は、本件業務においてクラウドサービスを利用する場合は、当該クラウドサービスの利用に伴い想定される情報セキュリティ上のリスクを回避するために必要な措置を講じなければならない。

#### **（データのセキュリティ対策）**

- ・ 乙は、本件業務に関し、甲より情報資産を受領した場合は、預かり証を甲に対して交付しなければならない。また、当該情報資産を適切に管理するため、情報資産の受領日時、受領者名、受領した情報資産の種類等の記録簿を作成するとともに、甲から要請があった場合は、速やかに当該記録簿を甲に提示しなければならない。
- ・ 乙は、本件業務に係る重要度の高い情報資産を運搬する場合は、可能な限り暗号化、パスワード設定等の保護対策を行い、鍵付きのケース等に格納する等、情報資産の紛失や不正利用を防止するための処置を講じなければならない。また、重要度の高い情報を電子メール等で送受信する場合は、暗号化、パスワード設定等の保護対策を行わなければならない。
- ・ 乙は、本件業務で取り扱う情報資産を施錠可能な金庫、ロッカー等に適切に保管する等善良な管理者の注意をもって当たり、情報資産の取扱いには十分注意し、情報資産の紛失並びに情報の改ざん、漏えい等の防止に努めなければならない。
- ・ 乙は、本件業務が終了したときは、甲より受領した情報及び情報資産を速やかに甲に返却しなければならない。また、返却が不可能な情報及び情報資産は、甲の了承のも

と、バックアップデータを含め、情報及び情報資産を復元できないように処置した上で廃棄し、日時、担当者及び処理内容を甲に報告しなければならない。

- ・ 乙は、情報資産の作成業務を終了したときは、直ちに当該情報資産を甲があらかじめ指定した職員に引き渡さなければならない。

**（電算処理機器の修理又は廃棄）**

- ・ 乙は、本件業務で使用しているサーバ、パソコン等の機器（以下これらを「電算処理機器」という。）を廃棄する場合は、事前に当該電算処理機器に保存されている情報を消去しなければならない。

**（事故報告）**

- ・ 乙は、本件業務について次に掲げる事象が発生した場合は、速やかに、甲にその状況を具体的に報告しなければならない。
  - 情報及び情報資産の紛失
  - 情報の改ざん
  - 情報の漏えい
  - 不正アクセス
  - 情報セキュリティポリシーの違反
  - 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティに悪影響を及ぼす事象

**（サービスレベルの保証）**

- ・ 乙は、本件業務のサービスレベルについて、事前に甲と合意している場合は、そのサービスレベルを保証するものとする。

## (2)民間団体が要対協のメンバーである場合

2つ目のパターンは、民間団体が要対協の構成員である／あった場合に、要対協設置要綱内の「個人情報保護規定」に基づく情報守秘が義務づけられるものである。要対協の各種会議等において、守秘義務規定について書面及び口頭にて説明・周知するとともに、要対協の構成員から同意書等への署名を取得することが行われている。

### ①要対協設置要綱における守秘義務規定

要対協設置要綱には、協議会の構成員及び構成員であった者は、協議会で知り得た個人情報に関する守秘義務が生じること、違反者には罰則が適用されることのほか、協議会の構成員以外の関係機関から情報提供を受ける場合にも秘密保持に努めること等が規定されている。

要対協の各会議（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議）の冒頭において、守秘義務規定を口頭等で説明の上、子どもや家庭に関する情報を共有することが行われている。

#### 【事例：要対協設置要綱における守秘義務等に関する文面】

##### (守秘義務)

- ・ 協議会の構成員及び構成員であったものは、法第25条の5の規定により、正当な理由がなく、協議会の職務に関し知り得た秘密及び個人に関する情報を漏らしてはならない。その職を退いたときも同様とする。
- ・ 守秘義務の規定の適用は、前項の構成員及び構成員であったものを除き、次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者に及ぶものとする。
  - 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- ・ 守秘義務の規定に違反したものは、児童福祉法第61条の3の罰則の規定の適用を受ける。
- ・ 協議会は、法第25条の3の規定により構成員以外の関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めるときは、秘密が保持されるよう配慮しなければならない。

### ②守秘義務規定への同意承諾書・署名

要対協設置要綱における守秘義務規定と口頭説明にとどまらず、参加者から同意の承諾・署名を取っている市区町村もみられる。

要対協の構成員になる際に、要対協の守秘義務規定（児童福祉法第25条の5）や違反時

の罰則（同第 6 1 条の 3）を記載した同意承諾書様式に、サインを求める事例がみられる。

また、個別ケース検討会議の開催時に作成する出席者名簿の様式において、守秘義務規定（児童福祉法第 2 5 条の 5）を書面で説明した上で、サインを求める事例もみられる。

#### 【事例：構成員になる際の承諾書様式】

下記事項等からなる承諾書に、署名をいただく承諾書がみられている。

##### （タイトル）

- ・ 「承諾書」等

##### （承諾意思の表明）

- ・ 当機関は、〇〇市区町村要保護児童対策地域協議会の構成員になることを承諾します。

##### （記載時期）

- ・ 〇〇年〇〇月〇〇日

##### （機関情報）

- ・ 機関名
- ・ 代表者名
- ・ 住所
- ・ 連絡先

##### （注意事項）

- ・ 別紙「要保護児童対策地域協議会設置要綱」を参照ください。
- ・ 協議会の構成員及び構成員であったものは、正当な理由がなく、協議会の職務に関し知り得た秘密及び個人に関する情報を漏らしてはならない。（児童福祉法第 2 5 条の 5）
- ・ 児童福祉法第 2 5 条の 5 の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。（児童福祉法第 6 1 条の 3）

##### （参考書き）

- ・ 児童福祉法第 2 5 条の 2 「要保護児童対策地域協議会等」  
地域公共団体は、単独で又は共同で、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。

**【事例：個別ケース検討会議等の出席者名簿】**

**（タイトル）**

- ・ 「個別ケース検討会議 出席者名簿」、「関係機関名簿・打合せ書」等

**（会議情報）**

- ・ 対象児童名
- ・ 日時
- ・ 場所

**（宣誓事項）**

- ・ 当会議及び今後の支援で知り得た個人情報については、守秘義務を守ります。
- ・ 打合せ内容に基づき、連携協力して子育て支援・児童虐待防止に努めます。
- ・ 状況の推移に即応し、名簿を活用し随時連絡をします。

**（連絡名簿兼確認署名簿）**

- ・ 下表等。

| 機関名 | 役職名 | 氏名 | TEL（機関） |
|-----|-----|----|---------|
|     |     |    |         |
|     |     |    |         |

**（参考書き）**

- ・ ○○市区町村は、児童福祉法第25条の2に基づき、○○市区町村要保護児童対策地域協議会設置要綱を定めています。
- ・ 個別ケース検討会議は、○○市区町村要保護児童対策地域協議会設置要綱第○条に基づき、個別の要保護児童等に関する情報の交換及び支援内容の協議を行うために必要に応じ設置します。
- ・ 個別ケース検討会議を開催する場合は構成員の名簿を作成します。機関名、氏名等を記入願います。
- ・ 構成員及び構成員であった者は、会議の内容や知り得た情報について、守秘義務が課せられます。

### (3)課題

市区町村においては、上記のように、「市区町村と民間団体の間に委託・補助事業等の契約関係がある場合」、「民間団体が要対協のメンバーである場合」の2つのパターンに対し、それぞれ守秘義務を規定する仕組みを構築し、2つのパターンのいずれか、もしくは双方を活用しながら、情報共有を図っている。

一方で、今後民間との連携をさらに進めるに際しては、下記等が課題となっている。

#### ①上記に該当しない民間団体との情報共有・情報守秘の仕組みの確立

委託・補助事業等の契約関係がなく、要対協にも参加していない民間団体においては、守秘義務がかからない。

今後、NPO や市民団体の活動（例：子ども食堂や学習支援施設等と連携した見守り支援の強化等）との連携が増加していくことも予想される中、特に法人格を有していない民間との情報共有・情報守秘に向けた検討も必要となる。

#### ②民間団体における情報守秘の周知徹底・担保に向けた運用整備

委託・補助事業等の契約における守秘義務規定、要対協における守秘義務規定をかけたとしても、民間団体側に十分な情報守秘の仕組み・体制が整っていないと懸念される場合には、市区町村側からも積極的な情報共有がしにくい状況となる。

民間団体における情報守秘の周知徹底・担保に向けた運用整備も課題となっている。

#### 【参考】ヒヤリハットのパターン

情報守秘への取組が進む好事例においても、時に情報守秘に関する“ヒヤリハット”が発生することもある。一方で、ヒヤリハットが生じた際には関係者がすぐに集まり、情報共有フローの見直し、再発防止策の検討等を行っている事例がみられた。官民が連携し、意思疎通を図りながら、ヒヤリハットを防止していくことが課題となる。

##### A.官(市区町村等)側

- ・ 子どもが民間団体のスタッフに「誰にも言わないでね」とこっそり教えてくれたことでも、市区町村にはすべて情報共有している。その情報が市区町村職員を介して別の者から本人に伝わるとき、信頼関係が崩れてしまう。情報管理については、市区町村職員を含めた官民関係者の手腕次第であり、信頼関係が必須である。（民間団体からの意見）
- ・ 公的機関と民間団体、守秘義務の遵守は共通の課題である。警察と情報共有を行った

途端に出動されてしまい、保護者とトラブルになる等、ケースワークがうまくいかなかった事例はある。(市区町村からの意見)

## **B.民間団体側**

- ・ 親子の集いの場等を運営する NPO から、保健師を通して情報共有を受けたクリニックの医師が、本人（親子）との会話の中で集いの場に通っていることに言及してしまったことがあった。(市区町村からの意見)
- ・ 地域では、見守り支援、居場所づくり等において新たに連携・協力を得る民間団体が増えており、情報守秘についての意識・経験が十分ではない団体も見受けられるようになっている。その都度、民間同士でも守秘義務について説明し、個人情報保護に関する意識の共有を図っている。(民間団体からの意見)

## **2) 情報共有促進に向けた方策・方向性等**

官民の情報共有を促進するために、上記の課題（①市区町村との間に委託・補助事業等の契約関係を有さない、あるいは要対協のメンバーではない民間団体との情報共有・情報守秘の仕組みの確立、②民間団体における情報守秘の周知徹底・担保に向けた運用整備）を低減するための方策としてし、以下に（1）、（2）を挙げる。また、さらなる情報共有促進に向けて、（3）に官民による情報システムの利活用、（4）に市民等からの情報共有のルール化について述べる。

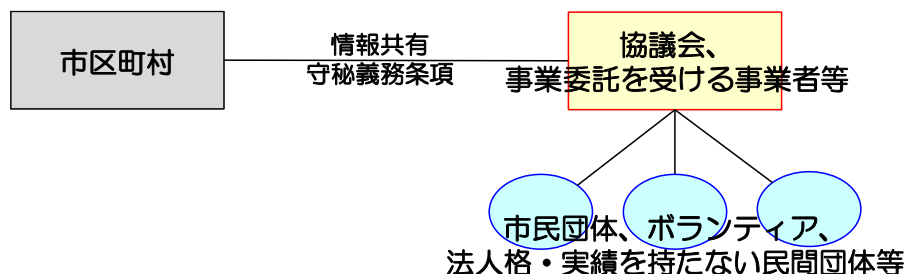
### **（1）市民団体、ボランティア、NPO、法人格を持たない民間団体等の組織化**

市民団体、ボランティア、NPO、法人格を持たない民間団体等が、市区町村と直接契約を締結したり、要対協に新規参加したりするには、短期的には障壁も少なくない。

近年、そのような民間団体が、（官民連携を主目的としていない場合も含め）民間団体同士が連携して協議会やネットワークを立ち上げる事例がみられている。一つ一つは小さな団体についても、その連携組織（上部組織）を形成することで、組織同士の民民連携、官民連携が進みやすい環境をつくりだすことができる。

また、市区町村の事業を受託した、官民連携の実績等を有する民間団体（児家セン、社協等）が、再委託等の契約を結び、委託契約等の中で守秘義務を担保することで、市民団体、ボランティア、法人格を持たない団体等との情報共有を図る事例もみられている。

図表 2-10 市民団体、ボランティア、NPO、法人格を持たない民間団体等の  
組織化イメージ



【事例：参考となる取組】

**A.各地区でおでかけひろば等を運営する NPO 等が集まってネットワーク組織を形成(世田谷区)**

親子の集いの場である「おでかけひろば」等を各地区で運営する複数の NPO 等が集まり、「NPO せたがや子育てネット」を軸にネットワークを形成。ひろばやこども食堂等の運営上の悩みや課題を NPO 間で共有するほか、要対協の構成員となり、心配な子どもや家庭について、予防的観点から情報察知、関係機関との情報共有、支援等を行っている。

**B.子ども食堂が協議会を立ち上げる(下関市)**

市内の子ども食堂が協議会を立ち上げている。今後、協議会を通して様々な体制整備（情報守秘、情報共有、要対協参加等を含む）が進められていくことが期待されている。

**C.見守り強化事業の見守り支援員を、地域の学習支援拠点運営者等が務める(越前市)**

全国の中でも早期に取り組まれた「支援対象児童等見守り強化事業」においては、子ども食堂運営者も見守り支援員として参加している。地域の学習支援拠点等を含む見守り支援員には、同事業の契約関係の中で（事業の委託事業者を通じて）、情報守秘義務が課せられている。

**(2)情報保護体制・仕組みを有する民間団体のノウハウ移転**

市区町村の事業の委託を受けて事業運営の一部を担当する等、長らく官民連携を行ってきた民間団体においては、情報保護体制・仕組みが整備され、経験豊富な職員において情報共有と情報守秘が両立されているところが多い。

情報保護について周囲の信頼を勝ち取っている民間団体においては、情報保護規定や情報セキュリティ規定等を整備する、定期的に研修を行うとともに個人情報保護についての誓約書を取り交わす、個人情報保護のチェックシートを作成し職員・上長間で相互チェック

を行う等の努力が行われている。これらの団体からは、「行政職員と同等の自覚をもって個人情報保護に努める必要がある」との指摘がみられている。

これらの仕組・努力を進める民間団体のノウハウを、他の民間団体にも共有することで、民間全体で情報保護レベルを向上していく必要があり、そのような研修や学びの場に対するニーズがみられている。

#### 【事例：参考となる取組】

##### A.情報保護規定、情報セキュリティ規定等を整備・運用（せたがや子育てネット等）

情報保護規定、情報セキュリティ規定を整備し、組織内に周知し、情報保護に関する職員の意識・知識の向上と実践を図るとともに、対外的に公開して信頼確保に努める民間団体がみられる。

##### （参考：せたがや子育てネットの個人情報保護規定の構成）

###### 第1章 総則

- |                |        |          |
|----------------|--------|----------|
| 第1条 目的         | 第2条 定義 | 第3条 適用範囲 |
| 第4条 当法人及び職員の責務 |        |          |

###### 第2章 個人情報の利用・取得

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 第5条 個人情報の利用目的の特定 | 第6条 個人情報の利用目的外の利用 |
| 第7条 個人情報の利用目的の通知 | 第8条 利用目的の変更       |
| 第9条 個人情報の取得      |                   |

###### 第3章 個人情報保護体制

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 第10条 個人情報責任者 | 第11条 個人情報取扱者 |
|--------------|--------------|

###### 第4章 安全管理

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 第12条 安全管理措置     | 第13条 教育訓練   |
| 第14条 職員の管理      | 第15条 委託先の管理 |
| 第16条 取り扱い上の注意事項 | 第17条 廃棄     |
| 第18条 苦情処理       |             |

###### 第5章 第三者提供

- |               |
|---------------|
| 第19条 第三者提供の制限 |
|---------------|

###### 第6章 開示等

- |                             |
|-----------------------------|
| 第20条 開示                     |
| 第21条 保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等 |

###### 第7章 雑則

- |          |
|----------|
| 第22条 その他 |
|----------|

資料：<http://www.setagaya-kosodate.net/modules/about/uploads/kojinjohohogo150528.pdf>

**(参考:せたがや子育てネットの情報セキュリティ基本規程の構成)**

第1章 総則

第1条 目的                      第2条 定義                      第3条 適用範囲

第2章 情報セキュリティ基本方針

第4条 基本方針                      第5条 個人情報保護

第3章 情報セキュリティ管理体制

第6条 情報セキュリティ管理者

第4章 情報資産の分類とリスク評価

第7条 情報資産の分類と管理

第8条 情報資産の棚卸しとリスク評価

第5章 情報資産の管理

第9条 情報資産の調達

第10条 教育訓練

第11条 職員の管理

第12条 情報資産の持出し

第13条 情報資産の廃棄

第14条 業務委託先等の管理

第6章 人的管理

第15条 教育及び訓練

第7章 アクセス管理

第16条 アクセス管理の基本原則

第17条 システムのアクセス管理

第18条 リモートアクセス

第8章 通信

第19条 通信手段の選択

第20条 電子メール

第21条 F a x

第9章 情報システムの利用者の責務

第22条 情報システム利用者の義務

第23条 セキュリティ事故発生時の対応

第10章 重大事故への対応

第24条 重大事故への対応

第11章 雑則

第25条 その他

資料 : <http://www.setagaya-kosodate.net/modules/about/uploads/johosecurity150528.pdf>

**B.職員と情報守秘義務の書面を交わす(彩の国子ども・若者支援ネットワーク等)**

民間団体への入職時や各年度はじめ、市区町村からの委託事業等の開始時において、情報守秘に関する研修や説明を行った上で、団体と職員の間で個人情報保護に関する誓約書等を交わす事例がみられる。これにより職員の個人情報保護意識を高く維持することが図られている。

(参考:彩の国子ども・若者支援ネットワークの誓約書様式)

誓 約 書

私は、令和3年度学習支援事業業務委託契約書に基づく受託業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、埼玉県個人情報保護条例(平成16年度埼玉県条例第65号)第9条(安全確保の措置)、第10条(従事者等の義務)、第66条及び第67条(罰則)の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、受託業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者 一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク  
代表理事 土屋 匠宇三

令和 年 月 日

所 属  
職 名  
氏 名

(注) この場合における「従事者」とは、乙の組織内において、乙の指揮命令系統に属し、受託業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、乙と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。

【参考】 埼玉県個人情報保護条例(平成16年度埼玉県条例第65号)(抜粋)

(安全確保の措置)

第9条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者(その者から当該委託に係る業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。)が受託した業務を行う場合

二 (略〔指定管理者関係〕)

3 実施機関は、前項各号の業務を行わせるに当たり、当該各号に規定する者との間で締結する契約又は協定において、当該業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項を定めなければならない。

(従事者等の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号の業務に従事している者若しくは従事していた者又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣(同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)の役務を提供するために実施機関に派遣されている者若しくは派遣されていた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(罰則)

第66条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第9項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一 実施機関の職員又は職員であった者

二 第9条第2項各号の業務に従事している者又は従事していた者

三 第10条に規定する実施機関に派遣されている者又は派遣されていた者

第67条 前条各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

資料:彩の国子ども・若者支援ネットワーク資料

C.個人情報保護に関するチェックシートに基づき、職員・上長が相互チェックを行う(彩の国子ども・若者支援ネットワーク等)

民間団体において個人情報保護に関するチェックシートを作成し、職員と上長により相互に状況を確認する事例がみられている。

例えば、個人情報の保護状況、個人情報の持ち出し状況等について、毎月職員がチェックリストに基づいた確認を行い、上長が全職員分を確認する取組が行われている。

(参考:彩の国子ども・若者支援ネットワークの個人情報持ち出しチェックシート様式)

| チェックリスト                        |                      |                                                                        |       |
|--------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------|-------|
| 平成 年 月 分 所属名                   |                      | 職員名                                                                    |       |
| No.                            | 項目                   | 確認内容                                                                   | チェック欄 |
|                                | 持ち出し                 | (1) 重要な文書等は原則として、持ち出さないことを徹底しているか。                                     |       |
|                                |                      | (2) 個人情報など重要な文書等を持ち出す時は、事前に管理台帳に記入し、許可を得ているか。                          |       |
|                                |                      | (3) 帰社後は速やかに持ち出した文書等に紛失がないか確認し、管理台帳と現物を照合してチェックしているか。                  |       |
|                                |                      | (4) 重要な文書等を持ち出す時は、他の書類と分け、堅牢なカバンなどに入れ、カバンの口を閉じて肌身離さず持ち運んでいるか。          |       |
|                                |                      | (5) 重要な文書等を入れたカバンを、施設した車の中に放置したり、移動中の電車の網棚などに置いたりしていないか。               |       |
|                                |                      | (6) 重要な文書等を所持したまま、目的地以外に立ち寄りたり、出張ルートを外れて移動していないか。                      |       |
|                                |                      | (7) 持ち出した文書等を、必要な場所以外で広げていないか。                                         |       |
|                                |                      | (8) 持ち出した文書等を、外出中にコピーしていないか。                                           |       |
|                                |                      | (9) 持ち出した文書等を、外出中に貸し出したりしていないか。                                        |       |
|                                |                      | (10) 重要な情報が入ったノートパソコンや記録媒体等を職場外に持ち出す時は、パスワードロックをかけるなど盗難・紛失対策をしているか。    |       |
| 2                              | 保管                   | (1) 重要な文書等を、机の上に放置していないか。<br>(2) 重要な文書等はキャビネットに保管し、施設するなどして適切に管理しているか。 |       |
| 3                              | 破棄                   | (1) 重要な文書等を破棄する場合は、シュレッダーで裁断するなど、適切に処分しているか。                           |       |
| 4                              | パソコン<br>電子データ等       | (1) 彩の国 子ども・若者支援ネットワークの個人情報保護方針および個人情報保護規程を遵守し、原則どおり運用しているか。           |       |
| 5                              | 研修、啓発<br>(センター長のみ記入) | (1) 情報管理の大切さを説明するなど、定期的に職員に意識付けを行っているか。                                |       |
|                                |                      | (2) 情報セキュリティ対策(パスワードの管理、入退出の管理、施設管理、災害対策)を職員に周知しているか。                  |       |
|                                |                      | (3) 重要情報の流出や紛失、盗難があった場合を想定し、事故時の対応を各職員に周知徹底しているか。                      |       |
| 確認年月日 平成 年 月 日<br>確認者 センター長 氏名 |                      |                                                                        |       |

資料：彩の国子ども・若者支援ネットワーク資料

### (3)官民による情報共有に向けた情報システムの利活用

市区町村では、児童相談状況に関する情報システム（市区町村により名称は様々だが、ここでは「児童相談システム」とする）を通じて、虐待の恐れのある、あるいは心配な子ども・家庭に関する相談・支援状況等を管理している。本システムは住基情報や母子保健情報とも連動する場合があるため、利用は市区町村の職員に限られ、委託・補助事業等の契約関係や要対協の構成員であっても、民間団体はアクセスできないケースが多い。そのため、民間団体が必要とする情報については、紙媒体で共有されるか、民間から市区町村に（電話等により）照会をかけた際や、要対協等の会議の場等で、口頭情報あるいは紙媒体により情報共有されることが多いのが現状である。

一方、官民での情報共有に向け、個人情報保護に関する守秘義務を課した上で、民間団体にも児童相談システムへのアクセスを許可する事例もみられている。これらの先進事例においては、情報システムの利活用により、常に最新の情報を参照できるようになり、支援の強化や、関係団体との情報交換機会の増加につながったとの意見がみられている。

経済社会のデジタル化が進む中、今後、官民による情報システムの相互利用についても検討を進めていく必要がある。

#### 【事例：参考となる取組】

##### A.支援拠点と子ども家庭支援センター間で児童家庭相談システムを利用（江東区）

区の支援拠点（区のこども家庭支援課養育支援係＋南砂子ども家庭支援センター）のうち、南砂子ども家庭支援センターとそれ以外の5地区の子ども家庭支援センターの運営は、社会福祉法人2団体に委託されている。

現在、支援拠点（養育支援係＋南砂子ども家庭支援センター）及びもう1地区の子ども家庭支援センターには、児童情報等を記録できる児童家庭相談システムが導入されている（2022年度には全ての子ども家庭支援センターに導入拡大予定）。各子ども家庭支援センターは担当地区に居住する児童の情報のみ、支援拠点は全ての情報にアクセスすることができる。

委託契約書の「個人情報の取扱いに関する特記条項」で、個人情報保護について規定するほか、区役所庁舎と各センターの間に専用回線を敷設する。アクセス可能な職員のみにはIDとパスワードを付与し、当該職員が退職・異動する際にはパスワードを失効させる等のセキュリティ対策をとっている。

##### B.家庭児童相談室のシステムを、民間団体（相談業務受託団体）職員も利用可能（日光市）

市の家庭児童相談室内に支援拠点が設置されている。支援拠点業務の一部はNPOだいでょうぶに委託されており、市職員とだいでょうぶ職員で支援拠点業務及び相談業務が運営されている。

市では、家庭児童相談室の業務遂行に必要な情報を、家庭児童相談システムにより管理

しているが、市職員・だいたいようぶ職員ともほとんど差はなくシステム利用・情報共有を行っている（同システムに住基システムからデータを取り込む作業については市職員のみが担当）。

だいたいようぶへの家庭児童相談室業務の委託契約書内に守秘義務条項があり、だいたいようぶ職員は、その条項の規定の範囲内で個人情報にアクセスすることが可能となっている。

### **C.包括支援センターのケアマネージャーが市のイントラネット上の相談システムにアクセス(和光市)**

市内 5 カ所に子育て世代包括支援センターが設置されており、各拠点の運営は、学校法人、NPO、社会福祉法人に業務委託されている。子育て世代包括支援センターは個別マネジメントの要となっており、各拠点には 1～2 名の子育て支援ケアマネージャーと母子保健ケアマネージャー(相談員)が配置され、各地区を担当している。

和光市では、子育て世代包括支援センターは委託先であっても、市のイントラネット網に組み込まれており、権限を付与されたケアマネージャーのみがイントラネット上で相談システムにアクセスすることができる。基本的には相談システムに登録されているほとんどの情報をケアマネージャーを閲覧、入力、更新することができる（基本情報（住民登録情報）の入力・編集は市の地域包括ケア課のみが実施）。業務委託契約書、仕様書に基づき、守秘義務が課せられている。

市と各センターとは VPN 回線で接続されており、各センターには市から PC とシステムがリース提供される。端末へのログインとシステムへのログインの 2 段階認証となっている。誰がどの情報を閲覧したか、見ているかのログが残るようになっている。

## **(4)市民等からの情報提供への対応に関するルールづくり**

今後、見守り支援や居場所づくり等において、市民やボランティア等に協力・連携を依頼する機会が増える際には、様々な方から、深刻な情報から軽微な情報まで、多くの情報が寄せられることが予想される。対応する市区町村や民間団体等においては、人員不足も課題となっているところであり、市民等から寄せられる全情報に対応しようとする業務がひっ迫する可能性がある。

児童虐待防止法の改正により面前 DV が子どもへの心理的虐待となった際、市民等からの通報により、児童相談所の業務がひっ迫したように、特に、市民からはの情報提供にどのように対応するかは今後の課題となり得る。ソーシャルワーク現場の動き方等について、市民等の理解を得ることも重要となる。

どのような場面、タイミングにおいて、①市民等に対してどのような情報を伝えるか、②市民等からどのような情報を伝えてもらうか、情報のマネジメントを含むルールづくりが必要とされている。

### 第3章 おわりに——有識者検討会委員の見解

調査分析結果の考察等を経て、有識者検討会の各委員から総合的見解について執筆いただいた。

#### 1) 鈴木 秀洋 座長(日本大学 危機管理学部 准教授・前文京区子ども家庭支援センター 所長)

##### (1)委員会全体の意見まとめ

まず、本委員会の座長として、簡単に委員会意見のまとめを行う（各委員の名前を付しているが、全体の総意といえる）。

本委員会では、児童虐待対応等において地域の民間機関・団体等との連携をテーマに議論を積み重ねた。

民との協働には、相談の入口やアウトリーチ場面での行政支援の切れ目を繋ぐメリットがあり、子どもと保護者側からの身近な資源として利用できるようにしていくこと（佐藤委員）、そうしたメリットを活かすためには、市区町村と民間とがそれぞれの役割・知識・価値観を伝え合う双方向の関係性を構築していく努力が必要であり（小橋委員）、市区町村側には、コーディネート力が強く求められているといえる（出口委員）。

今後の要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という）の在り方の具体論としては、民間と連携を進めていくためには、人的協力関係・契約関係や情報共有のスキーム等法律面での整理を避けて通れず、詰めが必要であること（橋本委員）、また官民の垣根を超えた専門人材の育成・研修体制を作り上げていくことが求められている（藤林委員）。どの市区町村も要対協を設置しているが、その法的位置付けや制度設計・運用については、必ずしも明確ではなく、法的整理の仕方、形骸化を防ぐための実効化の工夫に悩んでいる実態が浮かび上がった。今回の好事例紹介の先に、ガイドラインの改訂、マニュアル等の整備等により丁寧な市区町村への支援を行っていくことが、国・自治体の喫緊の課題といえる（鈴木）。

委員会では、要対協に関して、残された論点・課題は多く、好事例集に留まらない（又はこれまで紹介された好事例が、真の意味での好事例なのかの検証も含めて）今後の研究継続が必要であるとされた。

##### (2)鈴木意見・感想

児童虐待死亡事例が起きるたびに要対協の形骸化が指摘され、実質化が提言される。しかし、自治体現場からは、要対協における登録・取扱件数が多く、報告で済ませざるを得ず、1件ずつ十分に時間をかけることはできないとの声があげられる。そして、これまで、国が示してきた代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議との三層構造を金科玉条の如く墨守し、会議の効率化の議論に時間を費やしている市区町村が多い。登録・取扱件数を減らす

という本末転倒の扱いに向かざるを得ないと述べる市区町村すら存在する。

では、要対協の制度設計と運用はどうあるべきなのか。

要対協は、児童福祉法 25 条の 2 に規定され、児童虐待対応において、地域資源をつなぎ、子どもと保護者を支えるための法的網掛けの画期的な法制度である。そして、この制度を最適化して作り上げる裁量は市区町村にある（25 条の 4）。

こうした法的理解を浸透させ、地域における要対協の作り方、具体的活用の方法等を今一度、ガイドライン・マニュアル等で、わかりやすく詳細に提示する必要があるだろう。

今回の研究は、その提示の一部であり、一步といえる。

要対協の実効化、すなわち要対協の法的意味を理解し、地域資源を把握し、その地域資源をどのように組み合わせて、子どもの最善の利益を守っていくのか、その視点からすれば、民間との連携・協働は要対協の改善取組の一つの道である。

この研究事業で行ってきたヒアリングによる好事例集は、市区町村側の限界を認識しつつ民間との連携を進めるという観点からは参考になるはずである（ただし、民間に頼って公助が後退することがあってはならない）。

一方で、要対協の課題について指摘しておかねばならない。

この課題については、従前から私自身指摘（注）してきたことであるが、今回の調査研究を進める過程で一層その課題が浮き彫りになった（出口委員、橋本委員、藤林委員からも指摘有）。今後、法的手当・ガイドラインの追記等が必要となろう。

具体的に、以下 4 点挙げておく。

#### **①「構成員」(指針第2章2)の選定基準**

要対協が詳細な個人情報扱う以上、子育て支援事業に関わっている限りどの民間団体でも構成員としてよいわけではない。例えば、営利的又は自事業への利益誘導的団体等は市区町村としてはむしろ排除していかねばならないであろう。どの団体が要対協構成員としてふさわしく、どの団体は参加させるべきではないのか、その基準を明確にしておく必要がある。

#### **②「守秘義務」(指針第5章)の範囲**

守秘義務が構成員の所属組織との関係でどのように及ぶのか、市区町村の現場では混乱が生じている。この点、指針は、①国又は地方公共団体の機関、②法人、③それ以外の者との区別を示している。

しかし、機関や法人においても様々な形態の人々が事業に関わっており、この指針の説明のみでは、守秘義務の負わせ方に疑義が生じる例が多数生じている。市区町村からは、様々な具体的ケースを想定した Q&A の作成を国が示してほしいとの意見が多数挙げられている。

### ③要保護児童対策調整機関・調整担当者(指針第4章)

指針は、調整担当者として、児童福祉司、児童福祉司に準ずる者（保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員等）を挙げるが、市区町村内での職層等についての定めがなく、市区町村においては、1、2年目の経験年数の浅い主事等の職員を充てているところも少なくない。そのため、関係機関との交渉や調整が十分なし得ない事態が生じている。このことは要対協が単なる会議体であるとの理解から要対協の位置付けが重みをもって組織に理解されていないことから生じているようである。

調整担当者の職層等についても規定を加えることが、要対協の実効化に資する運用改善となると考える。

※この点に関し、「調査2：窓口調査の実施方法に関する検討」において、要対協に関するアンケート項目にも「職層」の項目を入れることを委員会で提案している。

なお、指針は、市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」という）が、要対協の「調整担当機関を担うことが求められる」と定め、[要対協の司令塔＝児童福祉法10条の2が定める支援拠点]（指針第1章5）であることを示している。

### ④民間団体との契約関係等

今回民間との連携を行っている市区町村のアンケート調査やヒアリングの中でも明らかとなったが、市区町村と民間団体とはどのような法的関係（契約等）に立っているのか。具体的には、民間団体が市区町村に人材を派遣する方法や、団体として市区町村の要対協業務の一部を受託している事例が報告されたが、この場合の法的関係は必ずしも明らかではなかった。業務委託関係であれば、当該民間の者に市区町村から直接の指揮命令はできないはずである。柔軟かつ広範な形で民間との連携の好事例が、法的には好事例として紹介してよいものではない場合も生じている。市区町村が違法状態を是認するわけにはいかないのであり、国が指針等によって注意喚起をする必要があろう。

※鈴木秀洋『市区町村子ども家庭総合支援拠点スタートアップマニュアル』（明石書店・2020）34-38頁。

※鈴木秀洋『虐待・DV・性差別・災害等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』（第一法規、2021）第2章

※鈴木秀洋「要保護児童対策地域協議会の再構成(一)(二)-効果的な運営のためのガイドライン試案」『自治研究』96巻・6号、7号（第一法規、2020年6月号・7月号）

## 2) 小橋 孝介 委員(松戸市立総合医療センター小児科 副部長)

今回好事例としてヒアリングを行った14の市区町村では、それぞれの地域で“力のある”民間団体が根を張った活動を行っており、官と民、お互いの強みを活かしながら、子ども家庭支援の取組を進めている。官民連携の形や情報共有の方法等、これから官民連携を推進していく中で参考になる情報が数多く明らかになった。

官民の連携を進めていくにあたって、課題となるのはいかに「“力のある”民間団体を地域が育てていけるか」という点である。市区町村は、地域の資源を有機的に繋ぎ、子ども・家庭を点ではなく面で支援していかなければならない。ここに示した市区町村の担うべき機能は支援拠点として“機能”を実装することが求められている。関わる一人一人の子どもについて、司令塔として、地域に芽生えている民間団体の活動を把握し、その資源を積極的に活用することで、その民間団体を育てることにつながっていく。そのためには各市区町村が連携とは何であるかを考えていく必要がある。

連携の大前提は「背景が異なることに配慮し、互いに、互いについて、互いからそれぞれの役割、知識、価値感を伝え合うことができる」ことである。私たちはこの大前提にたっているであろうか。自身の価値観のもとで、相手を“うまく使ってやろう”という一方的なスタンスになっていないだろうか。思い通りに動いてくれない相手を“使えない”と一方的に評価していないだろうか。連携は双方向で初めて成り立つものである。そして、その双方向の関係性からお互いに高め合う力動が生まれ、官も民も力をつけていくことに繋がっていく。

連携は、市区町村における子ども家庭支援の根幹をなす機能である。今回ヒアリングに参加した中で、好事例の市区町村と民間団体はどれも「互いに、互いについて、互いからそれぞれの役割、知識、価値感を伝え合うことができる」関係が培われ、よい連携ができていることが印象的であった。もし身近な市区町村において民間団体が育っていない、官民連携がうまくいっていないなどと感じるのであれば、今一度連携の大前提に立ち戻って自らを省みる必要がある。

### 3) 佐藤 まゆみ 委員(淑徳大学短期大学部 こども学科 教授)

本研究でヒアリングの対象となった市区町村の中には、支援拠点の一部業務や要対協という)の調整支援業務を官民連携または一部委託により実施している事例があった。

先行研究において、人口規模が小さな市区町村では、支援拠点や要対協の職員として、専門的な人材を単独で確保したり、専門性を向上させるための研修等の取組をすることが困難な状況が指摘されてきた。日本では、人口規模 10 万人未満の市区町村が全体の 8 割強を占め(厚生労働省 2021:67)ており、先述の状況は多くの市区町村が直面していると考えることができる。つまり、虐待に限らず複数の困難なニーズのある子どもや家庭に対応するために、市区町村担当職員における専門職の確保、専門性の向上が課題のひとつであるといえる。

調査でみられた児童家庭支援センターや教育機関、社会福祉協議会等との協働の取組は、地域に溶け込んだ活動をしている民間団体が、子ども家庭相談に関わる職員や心理職等の専門的な人材の確保を助けている。それに加えて、子どもと保護者にとっては行政が提供する相談援助につながるよりも、普段から馴染みのある団体や場所、職員との関わりがベースとなる方が、心理的なハードルが低くなり、相談しやすくなるといったアクセシビリティのよさがあることがわかる。支援の入口となる相談につながりやすい安心感があれば、援助関係のベースに必要な信頼関係も作りやすくなり、それが利用者にとっては援助や助言を受け入れる動機づけにもなると考えられる。

一方で、支援が必要であっても、それを受けることに対して消極的、拒否的であったり、パワーレスな状態にあって支援にたどり着くことが難しい人々にとって、家庭訪問、家事支援や育児支援の訪問型支援事業によるアウトリーチの重要性は論を待たない。自宅への訪問を受け入れることへの障壁を少しでも低くするために、生活圏において馴染みのある施設や顔の見える関係の中で子どもや保護者が安心して支援を受け入れられるような体制を構築するために、地域に溶け込んでいる民間の力を活用することの有用性も示唆されていると考える。また、支援の入口にある垣根を取り払う意味では、信頼関係ができている民間団体が同行支援をすることも有効と考えられる。地域の社会資源には偏りがある場合も少なくないため、移動の手段を持たない・移動が難しい人が資源に物理的にアクセスするための支援も欠かせない。これも行政のみでは困難であろう。

民間団体への委託や濃密な協働により、土休日、夜間の対応、時間外の預かり等が充実しており、行政のみでは実施することが難しい支援の切れ目をつないでいる。民間団体が支援拠点や要対協業務のほか、子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)や支援対象児童等見守り強化事業、団体によっては児童相談所から親子再構築事業といった

複数の事業を受託しており、特に子育て支援や健全育成施策と要保護児童福祉施策の専門領域間にしやすい切れ目を自然になじませて提供することができる。通常2～3年程度で異動がある市区町村職員と異なり、民間団体の場合はある程度固定した専門職員が長期に勤務することが期待でき、子どもと保護者にとっては生活の中に常にある資源として身近に感じられ、市区町村にとっては心強い存在になっている。市区町村の責務を果たし、子どもと家庭が自然な形で支援を受けることができるように、行政が民間団体と一緒に取り組んでいく必要があると考えられる。

#### 4) 出口 茂美 委員(越前市 市民福祉部 理事)

要対協の成果は、従来の福祉事務所の範囲を超えた守秘義務の免罪符を得たことであり、関係機関や団体の設置目的と異なる共通目的を共有し、得意分野で役割分担しながら支援が展開できることである。その一方、実効的と思われた要対協も一旦組織化すれば時とともに形骸化や停滞が課題となる。その硬直化や停滞の起爆剤となるのは民間（NPO、ボランティア、市民等）に加えて、児童福祉専門職のうち非公務員等の団体や人材）である。

要対協における民間との連携にスポットをあてた本調査研究で好事例を集め、市区町村の要保護児童対策のパワーアップを図りたいとの思いで参加したが、数々の好事例を目にして思うのは、好事例の裏にある課題である。つまりは、市区町村の児童福祉人員体制の貧しさである。生活保護制度と比較すると、組織的運営管理のうち査察指導機能（スーパービジョン）が弱い、もしくは存在していない。調整機関の実態としては、虐待対応専門員が調整担当者を兼務しているが、これは、生活保護ケースワーカーが査察指導員を兼務しているようなものである。ケースワークに追われれば、ケース全体の統計や分析にかかる時間が後回しになる。その状況は、窓口調査の実施方法に関する検討における調査票改定案に対する市区町村からの意見からも見受けられた。児童の人口規模や地域性に応じた、要対協、支援拠点及び子育て世代包括支援センターの望ましい運営体制、人材育成や研修体制のあり方等が示されるよう望む意見があり、調査回答にこれ以上多くの時間を要したくないという意見もあった。全国の市区町村の担当は、どちらの声にも頷くだろう。

本調査研究における民間との連携の好事例でぜひ読み取ってほしいことは、民間との連携は、市区町村の力が試され、市区町村が力をもつよう民間から求められることである。市区町村の児童虐待体制の充実につながるよう活かしていただきたい。

## 5) 橋本 達昌 委員(全国児童家庭支援センター協議会 会長)

「人員・体制の充実」や「対応力・機能の強化」を主たる目的として進められてきている「支援拠点／要対協と民間との連携」の在り様を一瞥すると、連携元である市区町村そのものの力量はもとより、地域コミュニティの特性や社会資源の配置状況によって、様々な手法や形態が編み出されていることが判る。本報告書で好事例として紹介されている地域実践も、一つとして同じ相貌はなく、それぞれの連携先（民間団体）の強みや得物を最大限に活かしたものとなっていて大変興味深かった。

一方で、多くの市区町村では、民間団体との連携があまり捗っていない現実がある。それには、地域にタイアップできる民間団体が存在しない、あるいは連携するための予算が組めない等々の理由が挙げられようが、従前より、守秘義務の柵に由来する情報共有の難しさが官民連携の足枷となったり、支援の協同化を足踏みさせたりしているとの指摘も散見される。

現に今から3年前に、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて作成された「スタートアップマニュアル」にも、要対協活用の「更なるグレードアップ」への方途として、「情報共有の範囲及び限界についても関係機関間で協議しているか?」、「守秘義務の範囲の検討がなされているか?」等と記されている。官民連携を推し進めていくためには、かかる情報共有のスキームに関する丁寧な協議や検討が不可欠であろう。

加えて現在、児童家庭支援センターをはじめとする民間団体から専門職スタッフを受け入れ、官民人材が協同して相談支援実務を担っているような先進市区町村であっても、その人材の受け入れが、請負契約によるものなのか、準委任契約によるものなのか、はたまた派遣なのか、出向なのか曖昧なまま業務が執行されているという実情も垣間見えた。

さらに生活保護行政の領域においては、当該ケースワーク業務の外部委託化に対し、有識者やステークホルダーによって侃々諤々の議論が行われているが、残念ながら子ども家庭相談支援業務の外部委託に関しては、未だそのような議論は沸き起こっていない。今後、官と民が適切に協同していくには、いわゆる「業務委託契約」という名称で広く流通している法律行為の内容や性質を精査し、官民双方で担務の範囲や職責を吟味していく必要がある。

いずれにせよ市区町村の内部人材のみで、子ども家庭相談支援体制や地域ネットワークを構築していくのは至極困難であることは論を俟たない。それゆえ市区町村サイドが、「民間組織の有するノウハウやエネルギーをどのように取り込んでいけばよいのか!」、「わけでも「情報共有や人材交流をいかに深化させていけばよいのか!」という問いに応えうるリーガルな枠えや機作、フォーマットが欲せられており、それに資する研究が待望されているといえよう。

引用文献：「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて…スタートアップマニュアル」  
(厚生労働省 平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業)

## 6) 藤林 武史 委員(西日本研修センターあかし 企画官)

支援拠点には、子ども等に関する相談全般から専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な在宅支援が求められているものの、その実践は市区町村によって格差があることが従来から指摘されていた。

その一つの要因が、拠点における相談支援（ケースマネジメント）、要対協調整事務（ネットワーク支援）、子どもや家族の多様なニーズに応じたきめ細かな支援サービスの創出や提供（ソーシャルアクション）を担う、子ども家庭福祉ソーシャルワークの専門人材の確保である。市区町村、特に人口規模の小さい市区町村においては、福祉職採用が行われていないこと、人事異動のスパンが短いこと、スーパーバイズ体制が法的に整備されていないこと等の背景があり、市区町村によっては解決困難な課題でもある。

もう一つの要因が、市区町村によって提供できるサービスの格差である。子ども子育て支援事業に基づく在宅支援サービスを提供するにしても、市区町村の直接的な支援では届きにくい世帯もある。また、既存の在宅支援サービスでは子どもや保護者の多様なニーズに応じることができない場合もあり、よりきめ細かで質の高いサービスの提供が求められている。

本調査で得られた民間団体との連携・協働の実践例は、上記の2つの要因を解決する可能性がある。拠点業務の一部を民間団体に委託することで、市区町村における拠点業務（ソーシャルワーク業務）の総体として専門性の強化を実現することができている。また、民間団体が創出したサービスを活用することは、子どもや保護者の多様なニーズに応じたきめ細かで質の高い在宅支援サービスの提供を実現可能なものとしている。全国のいずれの市区町村においても、適切なアセスメントに基づいて、ニーズに応じた質の高い在宅支援・サービスを提供するためには、民間団体との連携・協働は不可欠と言えるだろう。

一方、市区町村と民間団体とが連携・協働した相談支援が、専門性の高いサービスとして将来にわたり持続可能となるためには、本報告書においていくつか記載があるとおり、市区町村職員・民間職員の垣根を超えた、初任者や現任者のための教育研修、OJT、スーパーバイズシステム等、計画的な人材育成・研修体制の構築が必要である。また、市区町村職員と民間団体の両者を対象とした研修を都道府県単位で開催することは、民間団体との連携・協働を他の市区町村へ広げる横展開の可能性があり、今度、検討すべき課題と思われる。

## **支援拠点／要対協を通じた官民連携好事例集**

## I. 山口県下関市

【自治体の概要】 類型:中核市以上(人口 20 万人以上)

人口 : 253,635 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)

面積 : 716.10 km<sup>2</sup>

児童人口 : 34,106 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)

### 1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

#### (1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 家庭児童相談室が置かれているこども家庭支援課に支援拠点を設置。平成 30 年 10 月から本格稼働。中規模型であり、子ども家庭支援員 3 人、心理担当支援員 1 名、虐待対応専門員 2 名の計 6 名以上を常時配置している。
- 社会福祉法人中部少年学院（なかべこども家庭支援センター「紙風船」の運営母体）に支援拠点業務の一部を委託。紙風船に子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員を配置し、市と協働で支援拠点を運営している。



市役所とこども家庭支援センター「紙風船」の両方の窓口をホームページで紹介  
(資料：下関市ホームページ)

## (2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協の事務局はこども家庭支援課が務めている。民間からは(一社)下関市医師会、(一社)下関市歯科医師会、(社福)中部少年学院、(社福)大平学園、紙風船等が参加。紙風船は個別ケース検討会議にも参加している。
- 今年度新たに NPO 法人下関子ども・子育てネット（庁舎内の子ども子育てフロアの「親子ふれあい広場」の指定管理団体）が代表者会議に参加開始。広場に遊びに来ている親子から気になる児童を見つけ出すことが連携の目的。
- 民間構成員の増加は、要対協の活性化につながると考えている。

## 2. 支援拠点／要対協と民間(＝なかべこども家庭支援センター「紙風船」)との連携の取組

### 【民間団体の概要】なかべこども家庭支援センター「紙風船」

児童福祉法第 44 条の 2 に基づいた相談援助を行う施設。県の児童相談所や市の家庭児童相談室等の関係諸機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細やかな相談援助事業の実施を目的に、虐待や不登校、発達障がい等に関する悩みなど、専門的援助が必要な子どもや家庭に対しする相談やケア業務を行っている。

### (1) 連携の背景・目的

- 紙風船との連携は、支援拠点業務の効果的運営に向け、民間団体から業務補助を受けることを目的とした。
- 業務委託先を紙風船に決定した理由として、①県内唯一の乳児院に併設された児童家庭支援センターである、②ショートステイやトワイライトステイを受け入れている、③市の養育支援訪問事業の受託者である等の実績や、④市にはない専門人材（心理担当職員等）を有していること等が挙げられる。

### (2) 民間の役割・活動内容・体制

- 支援拠点を市職員 3 名（子ども家庭支援員：正規職員 2 名、虐待対応専門員：正規職員 1 名。それぞれに精神保健福祉相談員が 1 名ずつ）、紙風船職員 3 名（子ども家庭支援員：正規職員 1 名、虐待対応専門員：正規職員 1 名（精神保健福祉士）、心理担当支援員非常勤職員 2 名（臨床心理士と公認心理士。常勤 1 名としてカウント））で、分担・協働して運営。支援拠点運営における官民連携モデルとして注目される。

| 支援拠点業務                       | 民間の活動                                                                         | 役割分担                                              |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| ①子ども家庭支援全般に係る業務              | a 実情の把握、b 情報の提供、<br>c 相談等への対応、d 総合調整                                          | 甲乙が分担                                             |
| ②要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務 | a 相談・通告の受付、b 調査、c アセスメント、d 支援計画の作成等、e 支援及び指導等、f 支援の終結                         | 甲乙が分担 (a、e)<br>甲が主体、乙が補助 (b)<br>甲が主体、甲乙協働 (c、d、f) |
| ③関係機関との連絡調整                  | a 要保護児童対策地域協議会の活用、<br>b 児童相談所との連携、協働、c 他関係機関、地域における各種協議会等との連携                 | 甲が主体、乙が補助                                         |
| ④その他の必要な支援                   | a 一時保護、施設入所措置解除後の子ども等に対する支援、b 里親等の家庭の子ども等に対する必要な支援、c 不良行為、非行相談等の子ども等に対する必要な支援 | 甲が主体、乙が補助                                         |

※「役割分担」欄の甲は市を、乙は紙風船を示す。

### (3) 連携の効果

- 運営面での基本的なメリットは、市職員と紙風船職員を合算することで、配置人員数を確保できること。
- 市職員は異動等で変わってしまう。紙風船職員に固定メンバーで対応してもらえれば、市・市民にとっても安心である。
- 土日祝日、時間外に相談ができる。公務員は業務時間が限られるため、時間外の電話連絡は紙風船に第一報が行くようになっている。紙風船では、365 日 24 時間相談を行う体制を構築している。
- 民間団体が第一報を受けることで、市民も心理的に相談し易いというメリットがある。
- 養育支援訪問事業との組合せにより、細やかな情報収集や幅広い支援・指導が可能となる。
- 支援拠点業務での連携がうまくいっている理由として、下関市では①児相（一市一児相）、②児童家庭支援センター、③市家庭児童相談室のトライアングルが強固であることが挙げられる。各機関に相談が来た際に、市が担当した方がよいケース（生活保護や母子保健等）は市が、支援拠点にあげるまでもないケースは紙風船が対応するといった連携と役割分担ができています。

#### (4) 連携の課題、工夫

- 課題とその克服に向けた工夫として以下の3点が挙げられる。
- ①市役所と紙風船の場所が離れていること。スケジュール等の連携が難しい、リアルタイムの情報共有が難しい等の課題もあったが、電話連絡を頻繁に行い連携に努めている。また、時間外に紙風船での対応が難しいケースが発生した場合は、市の拠点職員が公用携帯を使って指示、連携して対応をしている。
- ②市役所と紙風船でそれぞれにケース記録が保存されていること。紙風船のケース記録を市役所に提出し、市役所で統括管理することで対応している。
- ③ケース対応で若干の齟齬が発生すること。互いに処遇検討会議録の写しを提供しあい、共通の認識を持つようにしている。互いの認識を高めるため、今後勉強会・合同研修等が必要とされている。

### 3. 支援拠点／要対協と民間(＝なかべこども家庭支援センター「紙風船」)との情報共有

#### (1) 情報共有の現状

- 紙風船とは、支援拠点業務に必要な情報を共有している。
- 他の民間団体に対しても、支援に必要な情報があれば、共有したいと思っている(支援重視)。その際、基本的に行政と同レベルでの守秘義務を民間にもお願いしている。

#### (2) 守秘義務条項

- 紙風船への支援拠点業務補助業務委託に関しては、委託契約書の中で「秘密の保持」、「個人情報の保護」について、また仕様書の中で「個人情報の管理等」について規定している。さらに、これらに「個人情報取扱特記事項」を添付し、具体的な条項を示している。
- 紙風船を含む要対協構成員に対しては、要対協設置要綱の中で「守秘義務」について規定した上で、口頭説明を行っている。民生委員等に個別ケース検討会議に参加してもらっているが、守秘義務に関する誓約文は取っていない。民生児童委員協議会会長が要対協構成員であり、民生委員等も守秘義務について十分に理解しているため。
- 子ども食堂等に要保護児童がお世話になっているため、必要な情報は提供している。守秘義務に関する誓約文は取っていない。

### (3) 民間団体内での守秘義務等に関する周知徹底方法

- 紙風船では、現在、児童家庭支援センター用のシステムでケース記録を作成しており、システムのセキュリティを厳重にしている。紙媒体でのケース記録は鍵付きの倉庫で保管。定期的に職員に守秘義務について周知している（資料を持ち出さない、プライバシー保護等）。
- また、社会福祉法人中部少年学院に就職する際に、書面で個人情報の守秘義務の契約を行っている。

### (4) 情報共有の課題、工夫

- 連携する民間団体は多い方がよいが、NPO やこども食堂等、要対協構成員でない団体との情報共有については検討課題となっている。紙風船等民間団体からは、守秘義務、個人情報取扱への取組を今後充実させていきたい意向が示されており、官民ともに連携促進に向けた取組を進めていく方向である。
- 昨年度に下関市の子ども食堂が協議会を立ち上げており、今後協議会を通して守秘義務等様々な体制づくりが進んでいくことが期待される。

## II. 大分県別府市

【自治体の概要】 類型:中規模(人口 5～20 万人)

人口 : 113,252 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)

面積 : 125.34 km<sup>2</sup>

児童人口 : 16,418 人 (2015 年度)

### 1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

#### (1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談や訪問による継続的支援を実施するために、令和 2 年 4 月、別府市子育て支援課こども支援係に支援拠点（本所）を設置。小規模 B 型。市職員 8 名（総括 1 名、子ども家庭支援員 1 名（臨床心理士資格保有者）、心理担当支援員 1 名、家庭相談員 3 名、事務職 2 名）を配置。
- 併せて、社会福祉法人別府光の園に支援拠点（支所）を設置。市からは支援拠点業務の拡充分（相談事業、弁護士による専門相談、要対協業務、家庭訪問、子育て短期支援事業等）を別府光の園に委託。別府光の園職員 2 名（子ども家庭支援員 1 名、虐待対応専門員 1 名）を配置。
- 別府市子育て世代包括支援センターとも連携を取りながら支援を行っている。



左：子ども家庭総合支援拠点（本所）、右：子ども家庭総合支援拠点（支所）

（資料：別府市）

## (2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協関係機関・構成機関は、年々増加している。個別ケース検討会議で支援対象者に係る機関は、概ね関係機関として要対協に参加している状況。
- 民間からは、別府光の園のほか、発達医療センター、子ども会育成連合会、保健所、医師会、歯科医師会、幼稚園、小・中学校、高等学校、大学、PTA 連合会等が参加。
- 要対協関係機関以外の民間団体として、放課後デイサービスや放課後児童クラブ等を手掛ける事業所から、気になる児童等についての情報提供をいただいている。また、企業型の保育園も要対協メンバーに加わってもらおう検討をしている。
- 要対協調整業務は、別府光の園の支援を受けつつ、主に市の子育て支援課が行っている。



要保護児童対策地域協議会 合同会議の様子（R2 年度開催）

（資料：別府市）

## 2. 支援拠点／要対協と民間（＝別府光の園）との連携の取組

### 【民間団体の概要】社会福祉法人 別府光の園

「敬天・如己・慈愛」の3つの精神（こころ）を理念に、自己研さん、専門性向上に努め、祈りながら、子ども・養育者・その家族の幸せのために、喜びを持って生きるという実践を通じて、地域に福祉文化を広める団体。「Plaza Puer 光の園」という敷地内にて、児童養護施設、保育所、児童館、子ども家庭支援センター、子どもクラブ、グループホーム等を運営する。

## (1) 連携の背景・目的

- 別府光の園との連携の目的として、①児童福祉の専門機関へ委託することで、専門的知見に基づく支援対応の強化を図る、②夜間・休日の対応強化を図る、③支援拠点として国の人員配置基準を確保し安定した運営を図る、④これらにより在宅支援の強化に繋げることが挙げられる。
- 別府光の園は、①市内の児童福祉関係の社会福祉法人の中でも特に支援対象児童との相談指導に関する知見・経験に富むこと（大分県からの委託で市内で唯一児童家庭支援センターを運営）、②夜間や緊急時の対応を適切に行うことができること、③児童相談所、市町村、その他関係機関と関係性を持ち、支援体制を確保していること等から、支援拠点業務委託先として最適であると判断した。

## (2) 民間の役割・活動内容・体制

- 別府光の園への支援拠点業務委託範囲は下記のとおり。大きく、平日日中は市が対応し、休日夜間は光の園が対応するという役割分担がされている。
- 将来的には子どもの貧困対策業務についても依頼したいと考えている。

- |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○相談事業</li><li>○弁護士による専門相談（支所のみ）</li><li>○別府市要保護児童対策地域協議会に関する業務</li><li>○個別ケースワーク業務</li><li>○児童虐待防止に関する普及・啓発事業</li><li>○児童の安全確認</li><li>○広報事業</li><li>○乳幼児健診未受診者への家庭訪問（支所のみ）</li><li>○研修会の参加      等</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- 別府市職員 8 名（総括 1 名、子ども家庭支援員 1 名（臨床心理士資格保有者）、心理担当支援員 1 名、家庭相談員 3 名（教員、保育士、助産師資格保有者）、事務職 2 名、別府光の園職員 2 名（子ども家庭支援員 1 名、虐待対応専門員 1 名）、が連携・協働して支援拠点を運営している。

### (3) 連携の効果

- 別府光の園との連携を得て、支援拠点での在宅支援強化を進めている。今後も支援体制を強化していく。
- 支援拠点を本所・支所の二つに分けたことにより、土日祝日含め 24 時間対応が可能になったことが最大の効果である。
- 支援拠点に関する国の人員配置基準（小規模 B 型、常時 3 名）に対し、別府市職員のみでは不足していた。別府光の園に業務委託を行うことで、人員を 2 名追加し、人員配置基準の確保、安定的運営の確保、国の補助の活用等に結びつけることができた。
- 市の相談員（会計年度任用職員）は 3 年区切りで人事異動による入れ替わりがあり得る。別府光の園と連携することで、専門職の相談員が長期的に勤務してくれることは市として心強い。
- 市民にとって相談する場所、時間帯など選択の幅が広がったと言える。

### (4) 連携の課題、工夫

- 支援拠点の本所と支所が別の場所にあることは課題となっていない。電話等で密に連絡を取っていること、また、日々の連絡事項、要対協業務（実務者会議、個別ケース検討会議）、月 1 回の報告会議等で、別府光の園職員が本所を頻繁に訪問していることから、コミュニケーションに支障は生じていない。
- 別府光の園では、大分県からの委託事業である児童家庭支援センターと、別府市からの委託事業である支援拠点の棲み分けを明確にするために、電話番号を別にする、事務所をパーティション等で仕切る、担当職員を別にする等の対応が取られている。

## 3. 支援拠点／要対協と民間（＝別府光の園）との情報共有

### (1) 情報共有の現状

- 市と別府光の園との間で、支援拠点業務に必要な情報が共有されている。
- その他の民間団体については、要対協構成員や、要対協構成員ではないが支援家庭に深くかかわっており、個別ケース検討会議に参加する機関（障害サービス事業者等）と、情報共有をしている。
- 市から NPO やボランティアに情報提供は行っていないが、気になる児童等の情報を提供してもらうことはある。

## (2) 守秘義務条項

- 別府光の園への支援拠点委託事業に関しては、委託契約書の中で「秘密の保持」、「個人情報の保護」について、また「秘密保持及び個人情報保護に関する取扱特記事項」を添付し、具体的な条項を示している。
- 要対協構成員に対しては、要対協設置要綱の中で「守秘義務」について規定するとともに、会議の冒頭で守秘義務の説明している。その際には出席者名簿兼守秘義務に関する同意書の様式があり、そこに署名をいただいている。個別ケース検討会議には、要対協構成員ではない機関も参加するが、その際にも同様の手続を取る。

## (3) 民間団体内での守秘義務等に関する周知徹底方法

- 別府光の園は、守秘義務を課せられている法人であり、児童福祉分野で経験を積んだ職員が多く、守秘義務に関して組織的に共通認識がみられる。同法人に入職する際には、守秘義務に関する研修が行われるほか、支援拠点設置時にも担当職員に守秘義務に関する説明が行われている。また、法人として事故対応マニュアルを作成しており、事故発生時にはマニュアルに沿って対応することになっている。
- 大分県からの委託事業である児童家庭支援センターと、別府市からの委託事業である支援拠点では、担当者を分け、情報が混同することがないように努めている。

## (4) 情報共有の課題、工夫

- 支援拠点業務における市と別府光の園の間の情報共有及び個人情報保護は円滑に進んでおり、特段の課題は生じていない。今後も、日々の連絡、相互訪問、定期的な会議等を重視していく。
- 要対協に参加している民間団体は多いが、基本的には個人情報保護について理解がある機関・個人しか要対協に入れていない。
- 個別ケース記録は、市で一元管理している。別府光の園からは Word ファイルで月に 1 回まとめて提出されており、それを市でまとめている。共同管理台帳は、市が調整管理機関として集約（電子媒体及び紙媒体で個別データを受け取り、集約したものを紙媒体で提供）している。

### III. 埼玉県嵐山町

【自治体の概要】 類型:小規模(人口5万人未満)

人口 : 17,624 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

面積 : 29.92 km<sup>2</sup>

児童人口: 2,078 人 (令和 3 年 1 月 1 日時点)

#### 1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

##### (1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 嵐山町福祉課児童福祉担当に支援拠点「子ども家庭支援センター」を設置（令和元年度＝平成 31 年度）。B&G 財団「子どもの第三の居場所」事業の助成を受けて拠点を設置。
- 支援拠点では、相談業務だけではなく、「コミュニケーション教室」と称して、放課後の時間帯に子どもを預かり、送迎を行い、保護者と困りごとについてのコミュニケーションをとりながら、保護者と一緒に子どもを育てていく方針を掲げている。
- 支援拠点開設翌年の令和 2 年度から、(一社) 彩の国子ども・若者支援ネットワーク（通称「アサポート」）に支援拠点業務の一部委託を開始。子ども家庭支援員 2 名の派遣を受けている。



左：子ども家庭支援センター 外観、右：子ども家庭支援センター 施設内観

(資料：嵐山町)

##### (2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 虐待予防を重視し、母子健康手帳交付時から気になる家庭（約 120 件）をチェックリストに挙げている。福祉関係者、警察、学校等の地域社会資源と連携を図っている。
- 民間からは社協、児家セン等が構成員となっている。また、小・中学校等に個別ケース検討会議に参加してもらっている。

- 現時点で、アスポートは要対協構成員になっていない（支援拠点の施設長＝行政職員は要対協構成員）。

## 2. 支援拠点／要対協と民間（＝彩の国子ども・若者支援ネットワーク）との連携の取組

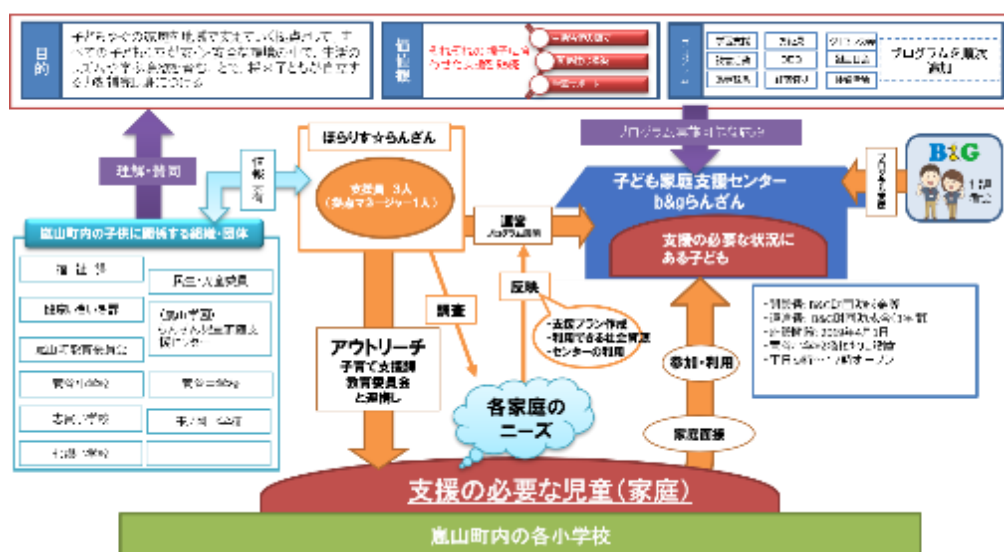
### 【民間団体の概要】一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク

様々な困難を抱える子ども・若者を対象に学習支援教室およびソーシャルワークの手法で家庭訪問、面談、居場所づくり等を行い、社会参加、自立のための支援を行う団体。埼玉県および各市から「生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業」を経年受託。大学等の研究者、小・中・高・特別支援学校の現職と元教員、社会福祉士、臨床心理士、ケースワーカー、児童相談所元職員等、で構成。学習支援員 112 名、学習専門員 119 名、学習ボランティア 817 名（令和 3 年度）。

### (1) 連携の背景・目的

- 支援拠点は、令和元年度に会計年度職員 3 名で開始したが、1 名の退職、業務多忙等もあったため、翌年度からアスポートに支援拠点業務の一部委託を開始し、子ども家庭支援員 2 名の派遣を受けている。
- 子どもを預かりながら、子ども・保護者とのコミュニケーションを経て、問題のアセスメント、アプローチにつなげるためには、町が該当する小規模 A 型の常時 2 名体制では不足する。また、相談を受けるだけでなく、アドバイスを行える専門人材が必要。
- アスポートには専門知識のある人材がいるため、委託による連携を行っている。

### 子ども家庭支援センター（b & g らんざん）運営概要図



子ども家庭支援センター運営概要図（資料：嵐山町）

## (2) 民間の役割・活動内容・体制

- 支援拠点では相談業務と支援業務を行っているが、アスポートからは拠点で子どもたちに直接接する子ども家庭支援員を派遣している。委託業務内容は下記のとおり。
  - 親子体験活動、体験教室等の運営業務に係る支援
  - 子育てに関する相談及び支援業務に係る支援
  - 子育てに関する講習等の実施業務に係る支援
  - 子育てに関する情報の収集及び提供に係る支援
  - 親同士の交流の場の提供に係る業務の支援
  - 子育てサークルの育成及び支援に係る業務の支援
- アスポートからは、週に4日、2名の子ども家庭支援員を派遣している（施設管理を含む常勤職員1名、午後の児童来所に対応する非常勤職員1名。保育士、教員資格保有者等）。
- 相談業務は町職員が行っている。保護者の気持ち、保護者や家庭の背景（育ち方）等を相談員が聞き取っているため、アスポート側の安心感も大きい。保護者は町の相談員、子どもはアスポートが面談する等の協力・連携体制ができています。

## (3) 連携の効果

- 支援拠点に来所する子どもは様々な問題を抱えているため、児童と職員が1対1で手厚く対応している（1日に来所する児童4～5人（登録児童数は15～16人）に対し、町の会計年度職員3人、アスポート職員2人の5人体制で対応）。アスポートとの連携により、上記体制の実現が可能になっている。
- 支援拠点での特殊な業務にマッチする人材を見つけることが難しい現状では、一度現場で働いてもらい適性を見極める過程が重要となっている。アスポートが有する人材ネットワークから候補者を探してもらえることで町は助かっている。また、町で会計年度職員を雇うと、能力のミスマッチがあった際に次の人材を探すことが難しくなることもあり、アスポートとの連携は重要である。
- 町とアスポートが頻繁に話し合うことで、支援拠点が目指す方針（「子どもたちに指導をするのではなく、家の代わりに落ち着いてリラックスできる場所を提供する」、「生きていくためのスキル（非認知能力）を身に付けてもらい自立できるようにする」等）を確認し、共有できている。アスポートにとっても貴重な経験の蓄積となっている。
- 親を通して子どもの話を聞く（主に町職員が担当）、親のいないところで子どもたちから生の声を聞く（アスポート職員が連携）ことにより、多くの情報量を得て、支援を検討することができている。
- 知らない大人が自分の家（支援拠点）を訪れても、怯えることなく会話ができるようになっている。子どもが大人を信頼できている証左でもあり、拠点の効果が実感されている。

#### (4) 連携の課題、工夫

- 連携は組織ではなく人。「電話なり、会うなりして、担当者同士で連携できるようにする」ことを心がけている。
- 支援拠点業務で必要とするスキルを持った人材、子どもたちに寄り添った支援ができる人材をどのように探し出すかが課題。資格の有無よりも経験と資質を重視し、フルタイム人材を同一生活圏外から探しているが、年配の方は体力や子どもへの柔軟な対応が、若い方は経験が不足することも多い。
- 上記人材は、全国的に不足しているため、人材をつくることから始める必要がある。指導側の人材も十分でなく困難もあるが、支援拠点でも若手人材の育成を行っている。数週間の研修では難しく、数年単位の OJT が必要となる。

### 3. 支援拠点／要対協と民間(=彩の国子ども・若者支援ネットワーク)との情報共有

#### (1) 情報共有の現状

- 虐待予防では「何かおかしい」と気付く感性が重要であり、子どもに変わった様子があれば、些細なことでも情報共有する方針をとっている。1日5分程度のミーティングといった日々の情報共有努力が重要。
- 町からは、拠点業務に必要な情報共有を行っている。一方で、拠点業務に必要なない情報は町の職員の中に留めるコントロールを行っている。
- アスポートでは、子どもと接する中で、酔った親に叩かれた等のことを聞いた際には、町の子育て担当（場合によっては即児相）に必ず相談・連絡している。

#### (2) 守秘義務条項

- アスポートへの支援拠点業務委託に関する守秘義務条項は、業務委託契約書に添付されている「個人情報取扱特記事項」に明記し、これに基づく個人情報の取り扱いを依頼している。
- 要対協においては、要綱の守秘義務条項に沿って、参加者に対し包括的な守秘義務が生じることを口頭で説明している。

#### (3) 情報共有の課題、工夫

- アスポートは、埼玉県が「生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業」に先駆けて学習支援事業を開始する際に設立した団体であり、設立当初から、家庭や子どもの情報に関する守秘については自治体職員と同じ自覚をもってあたるよう指導されてきており、個人情報について厳しい取扱いを行っている。
- 職員は入社時及び毎年「本事業を通して知り得た情報は、事業に従事している間も、法

人を辞めた後も決して外に漏らさない」という誓約書を書いている。さらに月一回、全職員が個人情報取り扱いの際の遵守事項を示すチェックシート（「個人情報持ち出しチェックシート」）に記載し、センター長がこれを確認している。

- 子どもが「誰にも言わないで」とこっそり教えてくれたことでも、情報共有しないわけにはいかない。職員を信頼して教えてくれたことが別の者から本人に伝わったとき、信頼関係が崩れてしまうが、アスポートと嵐山町の相談支援員の間には、情報をすべて伝えてもそのようなことは起こらないという信頼関係ができている。

## IV. 福井県福井市

### 【自治体の概要】 類型:中核市以上(人口 20 万人以上)

人口 : 259,426 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

面積 : 536.41 km<sup>2</sup>

児童人口 : 40,139 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

### 1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

#### (1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 市役所内の拠点(子ども福祉課)とは別に、福井駅前の商業施設に「福井市男女共同参画・子ども家庭センター」(以下、「子ども家庭センター」)を設置。子育て世代によるアクセス利便性を高めた。子ども家庭センターの運営は学校法人福井仁愛学園に委託。
- 市役所の子ども福祉課と子ども家庭センターを合わせて、子ども家庭総合支援拠点と位置付けている(中規模型)。
- 支援拠点には子ども福祉課と福井仁愛学園の職員合わせて常時 6 名を配置(土曜日は市役所が休みのため、福井仁愛学園職員を常時 6 名配置)。福井仁愛学園職員のうち 1 名は心理担当支援員。



職員事務所、電話相談室(奥)

(資料: 福井市)

#### (2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協構成員として、民間から、学識経験者(大学関係者、弁護士会)、福祉分野(民生児童委員協議会連合会、福井仁愛学園、社会福祉協議会、各種社会福祉法人等)、教育分野(小中学校や特別支援学校の校長会、私立幼稚園・認定こども園協会等)、保健・医療分野(医師会、歯科医師会等)の関係者等が参加。
- 要対協調整機関は子ども福祉課が務める。
- 要対協の進行管理ケースのうち、比較的軽微なケースについては子ども家庭センターが対応する。これに関連し、市から福井仁愛学園に対し、要保護児童等への支援業務(要保護児童等の把握、アセスメント、支援方針の設定、支援等、児童記録表の作成、支援終結への対応)等の要対協関係業務を委託している。

## 2. 支援拠点／要対協と民間(＝福井仁愛学園)との連携の取組

### 【民間団体の概要】学校法人福井仁愛学園

「仁愛兼済」の建学精神に基づき、大学院、大学、女子短期大学、女子高等学校、幼稚園を設置して、時代の要請に応えつつ、地域の発展を支える人材の輩出を目指す。心理学科、子ども教育学科、大学院等を通じた、心理士、保育士養成に定評がある。

### (1) 連携の背景・目的

- 支援拠点には心理担当支援員を置かねばならないが、市側には心理士等の人材が少ないため、人材確保・人材育成の面から心理士の確保が必要とされていた。
- 福井仁愛学園には学部心理学科、大学院人間学研究科臨床心理学専攻が設置されており、心理士等の育成に定評があった。
- 支援拠点業務の一部外部委託に向け、公募プロポーザル形式による委託先選考を行った結果、平成 19 年から福井仁愛学園が委託先として選定されている。

### (2) 民間の役割・活動内容・体制

- 福井市から福井仁愛学園に対する「福井市男女共同参画・子ども家庭センターにおける子ども相談・子育て支援事業業務委託」（最新の委託契約は令和 2～6 年度までの 5 年間）の中で、下記の支援拠点業務等を委託している。

| 事業      | 業務           | 内容                                                                       |
|---------|--------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 子ども相談事業 | 子ども相談業務      | 子ども家庭等に関する相談全般に応じる。                                                      |
|         | 要対協に関する業務    | 要対協構成機関としての役割、各会議への出席、会議報告書の作成。                                          |
|         | 要保護児童等への支援業務 | 要保護児童等の把握、アセスメント、支援方針の設定、支援等、児童記録票の作成、支援終結への対応                           |
| 子育て支援事業 | 基本事業         | 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施。 |
|         | 地域支援事業       | 関連機関や子育て支援活動を実施する団体等との連携の構築。                                             |
| 情報提供事業  |              | ホームページ等を用いた市の実情・社会資源等に関する情報提供、関係機関への連携に資する情報提供。                          |
| その他     |              | 相談業務の専門性向上に向けた研修会等への参加。                                                  |

※網掛け部分は、支援拠点業務を示す。

- 上記支援拠点業務に関連し、福井仁愛学園からは、事業責任者及び子ども相談事業を行う職員を常時2名を配置している（土曜日にはさらに3名を加えた6名体制を整備）。
- 事業責任者には児相退官者、子ども相談事業を行う職員には同学園大学院卒業生の臨床心理士、公認心理士を配置。いずれも、大学院卒業後、児童相談所や病院で実務経験を経た人材である。
- 子ども家庭センターでは、「相談室」に加え、「子育て支援室」（親子が一緒におもちゃ遊び、手遊び、絵本等を通してコミュニケーションを深め、他の親子とも交流できる。子育て講座、相談会、親子遊び・子育てサービス情報等も提供）を提供。
- 地域子育て支援センターも併設しており、駅近という立地条件もありコロナ前には1日30～40組程度の利用者がみられた。両親のちょっとした悩みを保育士、心理士が吸い上げ、継続した来所につなげている。



親子の交流スペース「子育て支援室」

（資料：福井市）

### （3）連携の効果

- 市では確保しにくい心理士等の専門職を支援拠点に配置してもらうことで、相談時に同席してもらったり、子育てに悩む家庭への訪問や、要対協内での比較的軽微なケースへの対応を担当してもらったりする等、状況に応じた、市と学園との連携・分担対応が可能になっている。
- 連携により、土日祝日も相談を受け付けられることは大きなメリットである。
- 市役所に相談するか迷う悩みやトラブルも、子ども家庭センターなら話しやすいとする利用者も多い。市役所から離れた場所にセンターを設置したメリットといえる。
- 民間である福井仁愛学園にとってのメリットは、心理士の地域貢献の場、保育士の実習の場の獲得である。

#### (4) 連携の課題、工夫

- 当初は、市役所ではない子ども家庭センターに相談してよいものかと思う市民もみられたが、センターの周知や地道な活動により不安解消に努めた。

### 3. 支援拠点／要対協と民間(＝福井仁愛学園)との情報共有

#### (1) 情報共有の現状

- 子ども家庭センターの業務、要対協関連業務等を通じて、市と福井仁愛学園の間では頻繁な情報共有が図られている。

#### (2) 守秘義務条項

- 子ども家庭センター業務等の委託事業については、委託契約書ないしは仕様書の中で秘密の保持が明記されており、さらに「個人情報取扱特記事項」が添付され、情報漏洩防止に努めている。
- 要対協構成員に対しては、要対協設置要綱で守秘義務を記されている。また、代表者会議、実務者会議では、会議の冒頭で必ず要綱を示し、配布資料内にも守秘義務を記載している。個別ケース検討会議でも、ケース情報が記されたプリントに個人情報の守秘義務が記載されている。要対協の要保護児童に関する情報共有については、児童福祉法の範囲内と位置付けており、誓約書を交わすまではしていない。

#### (3) 情報共有の課題、工夫

- 関係機関との情報共有が課題となっている。子ども家庭センターの職員が保育園や医療機関等に情報提供依頼をしても、協力いただけないこともある。
- 支援対象児童等見守り強化事業にて、民間団体・NPO 法人等に見守りを依頼し、気になる児童の情報提供をいただいている。このうち比較的新しい団体については要対協構成員になっていないところもあり、その対応が課題となる。

## V. 宮崎県高鍋町

【自治体の概要】 類型:小規模(人口5万人未満)

人口 : 19,648 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

面積 : 43.80 km<sup>2</sup>

児童人口: 3,636 人 (2015 年度)

### 1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

#### (1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 支援拠点として、平成 29 年 3 月に町役場庁舎別館内に子ども家庭支援センター「みらい」を設置。
- 子ども家庭支援センター設置当初から、運営は高鍋町社会福祉協議会に委託している。小規模 A 型であり、社協職員による常時 2 人体制をとっている。
- 同じ場所に、支援拠点開設前から総合相談支援センター「架け橋」が設置されている。また、館内には地域包括支援センター（高齢者対象）、障がい者(児)等基幹相談支援センター、ふれあい総合相談（全町民を対象）も入っている。これらのセンター運営を社協が担当していることもあり、連携を取りやすい環境となっている。



左：総合相談支援センター「架け橋」、右：子ども家庭支援センター「みらい」での相談の様子  
(資料：高鍋町)

## (2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協の調整機関は子ども家庭支援センター「みらい」が担当している。
- 要対協構成員のうち民間団体としては、社協、医師会、保育園・幼稚園、民生・児童委員協議会等となっている。今年度からスクールソーシャルワーカーが要対協メンバーとなった。
- 要対協の登録ケース数は40件程度。今年度の新規件数は10件程度で、30件が継続ないしは再開のケースである。
- こども食堂や学習支援施設といった要対協構成員以外の団体との連携はまだない。

## 2. 支援拠点／要対協と民間(＝高鍋町社会福祉協議会)との連携の取組

### 【民間団体の概要】高鍋町社会福祉協議会

社会福祉を取り巻く厳しい経営環境の中、地域福祉実践隊としての使命を自覚し、誰もが「安心してともに暮らせる地域社会の実現」を基本理念として、行政や関係機関、福祉団体等との連携を図り、地域福祉の計画的な推進のための事業に積極的に取り組んでいる。

### (1) 連携の背景・目的

- 児童虐待案件はすぐに対応できるようになるものではない。町役場の職員はどうしても異動が多く、対応力に課題が生じていた。
- 民間委託のメリットとして、同じ担当者による継続的な対応が可能となることを期待した。社協にはそのような専門人材、専門ノウハウの蓄積があった。

### (2) 民間の役割・活動内容・体制

- 社協が担う支援拠点「みらい」の業務は下記のとおり。支援拠点設置要綱に定められているすべての業務に及ぶ。
  1. 子ども及び家庭に係る総合相談に関すること。
  2. 子ども及び家庭の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。
  3. 新たな社会資源の開発、育成及び支援に関すること。
  4. 軽度の児童虐待等により、見守りが必要とされる家庭の支援に関すること。
  5. 児童虐待防止のための家庭訪問等による支援に関すること。
  6. 養育が困難な家庭の支援に関すること。
  7. 高鍋町利用者支援事業の実施に関すること。
  8. その他町長が特に必要と認めること。
- 総合相談支援センター「架け橋」内では、委託事業ごとに専任職員を配置し、業務を担

当している。事業間で連携はしている。

- 町役場の窓口にはなかなか行けない町民が「みらい」に相談し、「みらい」の職員が家庭訪問や同行支援をすることで、行政サービスへとつなぐ橋渡し役的な役割を担う。（利用者支援業務等）。また、教育委員会と連携して学校・保育所を訪問する中で、気になる子どもがいれば保護者とともに福祉課につなぎ、関連支援を紹介している。
- 「みらい」で虐待相談を受けた場合にはすぐに福祉課に報告するとともに、児童相談所とも連携しながら「みらい」職員が相談者に聞き取りに行っている。

### (3) 連携の効果

- 社協の専門知識・ノウハウを有する職員が、町職員のように頻繁に異動することなく、支援対象となる家庭と長期的な信頼関係を築けることが重要である。
- 「みらい」の運営時間は平日昼間となっているが、土日は業務用のスマホか電話転送で対応している。
- 行政には言いづらいことも、民間の「みらい」になら気軽に相談できるという町民も多く、行政として助かっている。

### (4) 連携の課題、工夫

- 関係機関の担当者同士が、組織の枠を超えて知り合うことが重要との認識の下、町内の幼稚園・保育園・学校・企業・各種団体・行政等が子育てに対して同じ視点に立ち、社会全体で子どもを育てていける仕組みづくりや地域づくりの構築を目的として、各種会議やイベントを行っている（「子育て支援ネットワーク会議」、「子育て応援フェスティバル」はコロナ禍で中断している）。
- 今年度から要対協メンバーになったスクールソーシャルワーカーと「みらい」は月1回情報交換を実施。2021年3月に設置された母子健康包括支援センター（子育て支援世代包括支援センター 通称「オヤトコ」）とも月1回情報交換会議を始めている。これらにより、妊娠から高校卒業（18歳）までの切れ目ない支援ネットワークの拡充に努めている。

### 3. 支援拠点／要対協と民間(＝高鍋町社会福祉協議会)との情報共有

#### (1) 情報共有の現状

- 町役場の情報システムに社協はアクセスできない。社協が得たデータファイルにはパスワードがかけられたうえで町にメール送付されている。
- 要対協の台帳は、子ども家庭支援センター「みらい」でデータ入力・管理されている(Excel ファイルのパスワード管理であり、システムは用いていない)。

#### (2) 守秘義務条項

- 事業委託の場合、委託契約書内で守秘義務を規定している。例えば、子ども家庭支援センターの業務委託の場合、「子ども家庭支援センター設置要綱」内及び子ども家庭センター運営業務の委託契約書内で守秘義務を規定している。一方、契約書に「個人情報取扱特記事項」等は添付していない。
- 要対協では、個別ケース検討会議等の冒頭で守秘義務について説明しているが、署名等とはっていない。
- 要対協の枠組の外で開催されている情報交換会については、参加者の専門職としての倫理意識や守秘義務意識の範囲で運用している。

#### (3) 情報共有の課題、工夫

- 要対協では、基本的に職務上、守秘義務が課せられている方がメンバーとなっているため、個人情報漏洩に関する懸念はない。
- 一方で、委託契約関係にない民間団体、要対協メンバーではない民間団体とは、予め協定を結び、それを基に、現場の職員レベルで個人情報取り扱いの意識統一を図る方法が望ましいと考えられる。
- 相談員が子どもや保護者をどこかにつなぐ場合には、必ず本人または保護者の了承を得るようにしている。例え相談員が既知の情報であっても、敢えて本人から聞き出す方法をとっている。

## VI. 栃木県日光市

### 【自治体の概要】 類型:中規模(人口 5～20 万人)

人口 : 78,630 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

面積 : 1,449.83 km<sup>2</sup>

児童人口 : 9,837 人 (令和 2 年 4 月 1 日時点)

### 1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

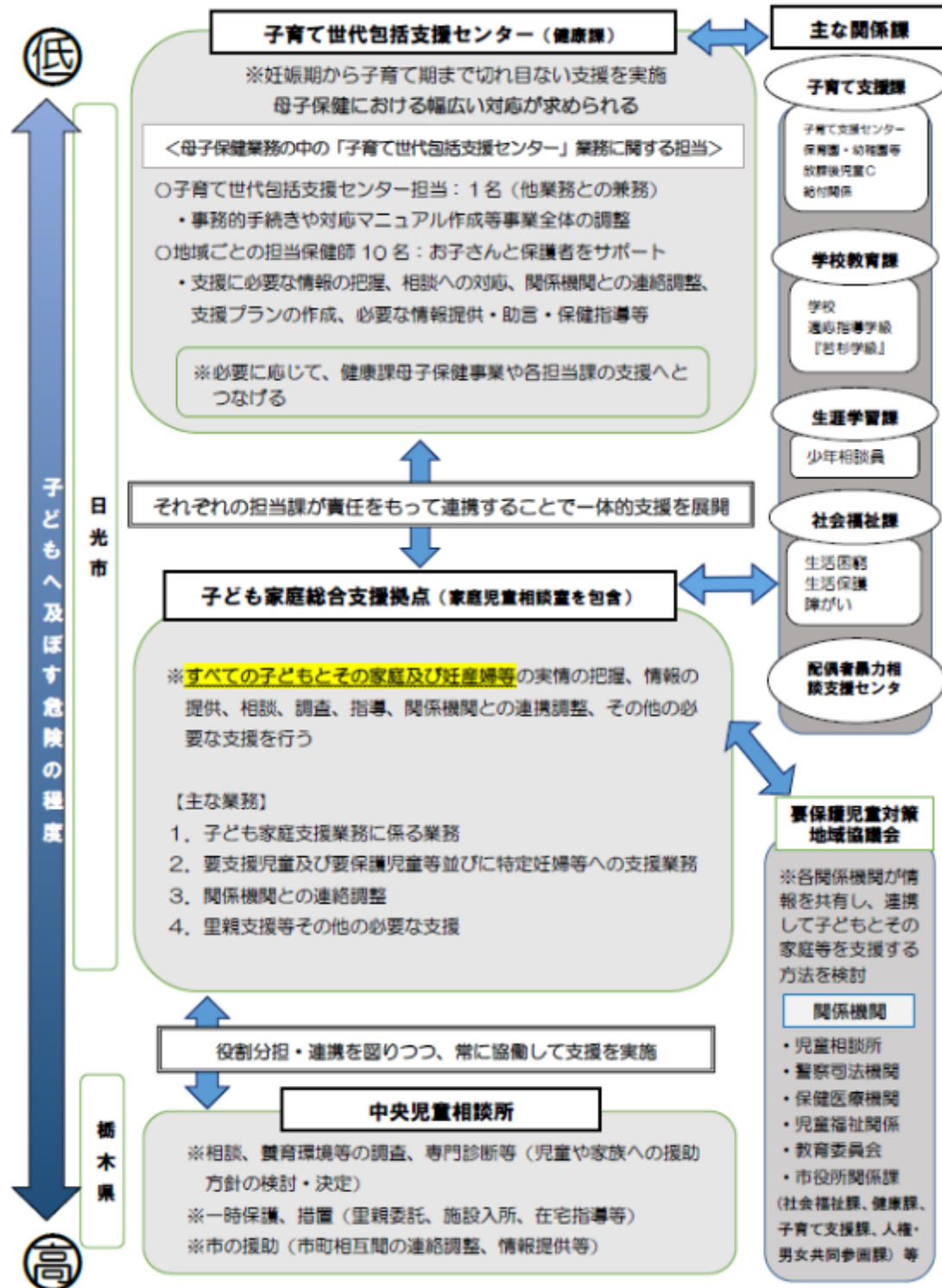
#### (1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 令和 3 年 4 月、市の家庭児童相談室内（市役所とは別棟）に支援拠点を設置。
- 支援拠点業務の一部を NPO 法人だいじょうぶに委託。市職員 6 名（常勤 3 名、会計年度任用職員 3 名）、だいじょうぶの相談員 2 名で運営している。
- 相談業務は家庭児童相談室において、市とだいじょうぶの職員がともに行っている。子ども居場所事業は市内 3 か所に設けられている。

#### (2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 民間団体としては、医師会、民生委員児童委員協議会連合会、幼稚園連合会、校長会、社協、里親会等に加えて、だいじょうぶ等の NPO 法人も参加している。
- だいじょうぶは、理事長が NPO 法人代表として代表者会議に出席しているほか、実務者会議や、委託事業に関わりのあるケースについては個別ケース検討会議にも参加している。また、毎週の受理援助方針会議にも理事長が出席している。
- 要対協で進行管理をしているケース件数は年間 300～350 件。

# 日光市子ども家庭総合支援拠点（イメージ図）



## 日光市子ども家庭総合支援拠点（イメージ図）

（資料：日光市）

## 2. 支援拠点／要対協と民間(=だいじょうぶ)との連携の取組

### 【民間団体の概要】特定非営利活動法人 だいじょうぶ

平成 16 年の児童福祉法改正の折、市の体制だけでは支援を必要とする家庭への対応が困難であるとして、地域関係者が集った勉強会を契機に創設された、児童虐待対応専門の民間団体。

子どもの声に耳を傾け、寄り添いながら、その家庭が地域の中で安心した暮らしを送れるように、必要な支援を届けている。日光市との協働により、家庭児童相談、育児支援家庭訪問、子どもの居場所づくり、子どもの学習支援等の事業を進めている。

### (1) 連携の背景・目的

- 平成 16 年の児童福祉法改正により、市区町村が第一義的な相談機関と位置づけられたが、当時の家庭児童相談室では人員不足等から 24 時間対応等が困難な状況にあり、家庭児童相談室の体制強化が急務となった。
- そこで協力してもらえる民間団体を探したものの、当時地域には該当する団体がみつからなかった。市民活動をしている NPO 団体、市、市議会議員等からなる勉強会を開き検討した結果、児童虐待対応専門の民間団体の立ち上げが必要との結論に至り、だいじょうぶの設立へとつながった。
- 平成 17 年の設立以降、家庭児童相談室業務の一部をだいじょうぶに委託している。

### (2) 民間の役割・活動内容・体制

- だいじょうぶでは、家庭児童相談室の相談業務の一部を担っており、市の相談員とほぼ同等の役割を担う。市の相談員 6 名、だいじょうぶの相談員 2 名による官民共同運営体制となっている。
- 特に、市役所の勤務時間外となる夜間、土日祝祭日の対応においては、だいじょうぶが中心的な役割を担っている（土曜は事務所での対応、日曜・祝祭日は電話での対応）。夜間・土日祝祭日の対応件数は、年間 500～600 件程度。
- 緊急対応が必要な場合の相談・訪問も受けてもらうことがある（時間外はほとんどが電話相談だが、訪問・来所も一部ある）。
- 緊急性の判断については、必ずだいじょうぶから市の担当者に連絡し、市の判断に基づいて業務を遂行している。

### (3) 連携の効果

- 夜間、土日祝祭日の時間外対応の強化が最大の効果。時間外の対応件数は例年 500～600 件で、令和 3 年度はさらに多くなっている。

- 市の職員は人事異動があるが、だいじょうぶでは比較的長期間、同じ相談員が相談業務を担当しており、相談者にとっても安心感がある（相談員のうち 1 名は 9 年間相談業務に携わっている）。

#### **(4) 連携の課題、工夫**

- だいじょうぶ設立当初は多くの課題があったが、都度一つひとつ話し合いをしながら解決し、現在に至っている。
- 例えば、だいじょうぶの設立当初には、相談室業務を担当してもらえる人たちを募って職員を採用したが、必ずしも家庭児童相談の経験を有する人材ばかりではなかった（他の相談業務経験を有する方等）。設立後に電話相談の研修に参加する等、専門的な研修に参加し、技術習得を行い、スキルを高めてもらった。

### **3. 支援拠点／要対協と民間(＝だいじょうぶ)との情報共有**

#### **(1) 情報共有の現状**

- 家庭児童相談室の業務を行うに際して必要な情報については、市職員・だいじょうぶ職員ともほとんど差はなく情報共有を行っている。
- 相談業務に際しては、家庭児童相談室のシステムを利用しているが、同システムに住基システムからデータを取り込む作業については市職員のみが実施する。いったん家庭児童相談室のシステムに取り込まれたデータについては、だいじょうぶの職員も参照することが可能。

#### **(2) 守秘義務条項**

- 家庭児童相談室業務の委託契約書内に守秘義務条項が含まれており、その条項の規定の範囲内で個人情報にアクセスすることが可能となっている。
- 日光市要保護児童支援協議会設置要綱に守秘義務規程を記載している。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の各会議前に、守秘義務の規定を口頭で周知するとともに、出席者名簿を作成し、保存している。
- 実務者会議では審議ケース資料の表紙に、個別ケース検討会議では議事次第に、守秘義務規定の文面を記載している。
- 民間団体への委託事業については、委託契約書の中で守秘義務条項を設けている。

#### **(3) 情報共有の課題、工夫**

- 要対協の実務者会議に参加している行政職（係長クラスが多い）等は異動も多く、初めて参加する方も多い。そのため、毎年 4 月の初回会議時に要対協について解説する時間を設け、理解を深めてもらうようにしている。

- 家庭児童相談室で担当しており、かつ要対協管理台帳に載っているケースについては、個別ケース検討会議の枠組みを活用して、家庭児童相談室と主任児童委員の間で「情報共有会」を開催し、支援に必要な情報共有を行っている。
- 児童委員、民生委員の中には守秘義務遵守に懸念がある方もいるため、個別に遵守に向けた話し合いをしている。
- 令和３年度に子ども食堂が２か所設置されており、今後、家庭児童相談室がケース管理する児童についての連携が必要となることも予想される。将来的に子ども食堂等との関わりが増えることがあれば、要対協の構成員となってもらう等の検討も必要である。

## VII. 福井県越前市

【自治体の概要】 類型:中規模(人口 5～20 万人)

人口 : 81,903 人 (令和 4 年 3 月 1 日時点)

面積 : 230.70 km<sup>2</sup>

児童人口: 12,490 人 (令和 4 年 1 月 1 日時点)

### 1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

#### (1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 市の子ども福祉課の子ども・子育て総合相談室に支援拠点を設置している。小規模 B 型で、子ども家庭支援員 2 名、虐待対応専門員 1 名を配置している。
- 支援拠点業務の民間委託は行っていない。虐待対応専門員が要対協の調整担当を兼任しており、要対協を活用しながら支援にあたっている。



子ども・子育て総合相談室（資料：越前市）

#### (2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 積極的に要対協への民間団体参加を進める。要対協構成団体 26 団体のうち 13 団体が民間団体（うち 5 団体は法人格を有しない）。
- 児童家庭支援センター 一陽 や社協、民生・児童委員協議会連合会のほか、今年度から越前市地域公益活動推進協議会（通称「笙ネット」）。市内の全社会福祉法人が協同で公益活動を行うために設立した団体。個別ケース検討会議にも参加）、福井県家庭養護推進ネットワーク（通称「福さと」。福井県からフォスティング機関業務委託を受け今年度開設された団体）、福井県社会的養護当事者団体（通称「エズピエス」）等の民間団体が新たに参加。
- 取り扱いケース数は、継続・新規件数合わせて令和 3 年 4 月 1 日現在で 242 件（令和

2 年度から 3 年度への継続 157 件、令和 2 年度新規 85 件)。

- 要対協は子どもを見守るネットワークにとどまらず、地域課題解決に向けた協議をする場に拡げていく意向である。

## 2. 支援拠点／要対協と民間(＝児童家庭支援センター 一陽)との連携の取組

### 【民間団体の概要】児童家庭支援センター 一陽

社会福祉法人越前自立支援協会により、児童養護施設、子育て支援センターとともに設置された児童家庭支援センターであり、地域の要支援児童・家庭に対する相談機関となっている。児童家庭支援センター、児童養護施設、子育て支援センターがそれぞれの特徴を活かしつつも、一体的かつ総合的に事業を展開し、切れ目のないワンストップ型の支援を行うことで、社会的養護の地域支援拠点として成長することを目指している。

### (1) 連携の背景・目的

- 越前市では、要対協調整支援業務を社会福祉法人越前市自立支援協会（児童家庭支援センター 一陽の運営母体）に業務委託している。
- 一陽は社会的養護の相談業務において深い知見と経験を有しており、本業務の効果的推進に向けて業務を委託している。

### (2) 民間の役割・活動内容・体制

- 要対協調整業務担当者として、市の正規職員 1 名に加え、一陽から要対協調整支援員 2 名（週 4 日 1 名、週 1 日 1 名の計週 5 日）の派遣を受け、連携して下記の広範な業務に取り組んでいる。

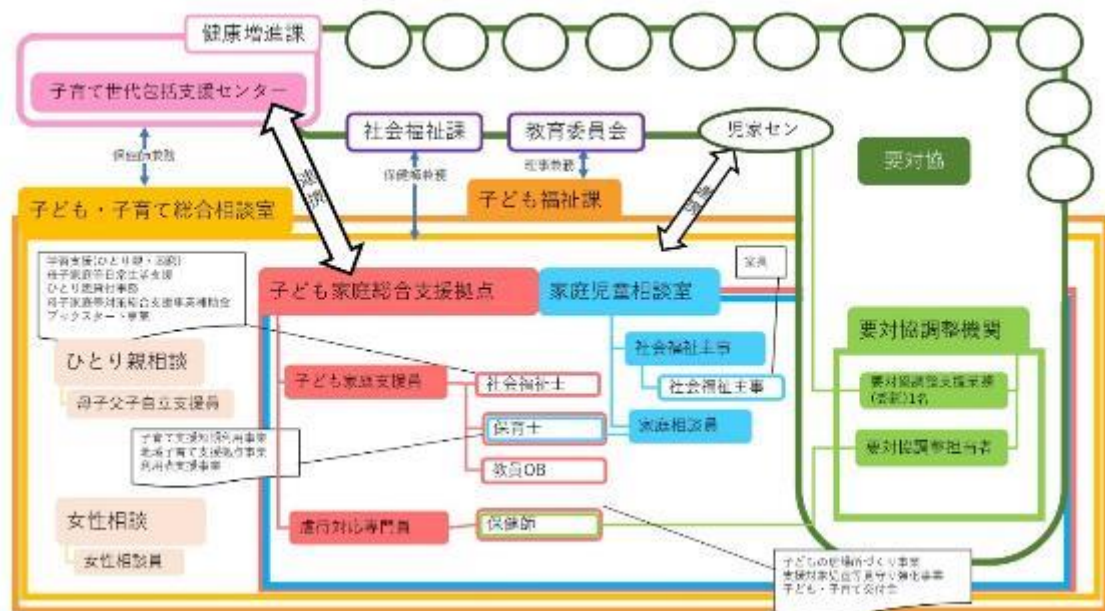
| 業務項目         | 業務の内容                                                                         |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 協議会に関する事務    | ・ 協議事項や参加機関の決定等の要対協会議開催に向けた準備、議事録の作成、資料の保管及び個別ケース記録の管理                        |
| 支援の実施状況の進行管理 | ・ 関係機関等による支援の実施状況の把握<br>・ 進行管理台帳の作成並びに実務者会議及び個別ケース会議による定期的な状況確認並びに主担当機関の確認の実施 |
| 関係機関との連携調整   | ・ 個々のケースに関する関係機関との連絡調整                                                        |
| 家庭訪問の実施      | ・ 子どもや家庭等の状況等の把握を行い、支援機関を選定する際の判断をより円滑に行うための家庭等への訪問による情報の収集                   |
| 研修会の企画実施     | ・ 関係団体の協働、連携及び活動の共通理解<br>・ 支援スキルの向上等を目的とした研修会の企画及び実施                          |
| 地域住民への周知     | ・ 児童虐待防止につながる子育て支援等について地域住民への周知（情報の発信）                                        |
| その他の業務       | ・ その他、業務を円滑に実施するために必要な業務                                                      |

### (3) 連携の効果

- 市では人手不足や福祉専門職の採用・ローテーションに悩む中、福祉に関して知見と経験を持つ一陽からの職員派遣には大きなメリットがある。
- 市職員だけでは、土日や夜間の対応がどうしても弱くなる。児童家庭支援センターでは24時間365日の対応ができるなど、民間と連携することで、この課題を低減できる。市で対応ができる時間を過ぎた際に、一陽で預かることもあり、厳しい人手不足の中、民間が要対協調整機関の一翼を担うことで貢献している。

### (4) 連携の課題、工夫

- 越前市では子育て支援に関して間口を広く、丁寧に行っていることもあり、ケースワーカーの不足感が大きく、職員の長時間勤務や善意に頼る場面もみられる。
- 市と一陽の連携自体は円滑に進んでいるが、市職員の拡充や業務委託の拡大等による体制整備が課題となっており、今後どのような職員体制にすべきか検討している。



子ども・子育て総合相談室体制図（資料：越前市）

### 3. 支援拠点／要対協と民間(＝児童家庭支援センター 一陽)との情報共有

#### (1) 情報共有の現状

- 一陽の職員は、要対協の調整支援員として市職員とともに前述の業務に従事する中で、必要となる情報を共有している。
- 要対協構成員の半数を民間団体が占め、個別ケース検討会議に参加する民間団体も少なくない越前市では、要対協の枠組みの中で多様な民間団体と情報共有を行っている。
- 子育て支援団体、外国人労働者を雇用する企業等、要対協に参加していない団体との連携もみられ、今後、子どもに関する情報の共有等について、仕組み等を検討・整備していく必要がある。

#### (2) 守秘義務条項

- 民間団体と事業(支援対象児童等見守り強化事業等)において業務委託契約を結ぶ場合には、委託契約書で「秘密保持」、「個人情報保護」等について規定するとともに、「個人情報取扱注意事項」を添付し、「秘密の保持」、「収集の制限」、「利用・提供の制限」、「適正管理」、「事故報告」等について文面化し、民間団体にはそれに基づく情報管理を求めている。
- 民間団体に補助金等を交付する場合にも同様に、補助金等交付指令書で、「個人情報取扱注意事項」に記載する内容を遵守することを求めている。
- 要対協構成員に対しては児童福祉法第25条の5の中で個人情報保護を規定している。
- 法人格を有する／有さない民間団体に対して、上記の枠組みで守秘義務を課しながら情報提供を図ることを方針としている。

#### (3) 情報共有の課題、工夫

- 地域の学習支援拠点や子ども食堂への見守り依頼等、今後も市と民間団体・市民との連携機会は増えていくことが予想される。一方で、各団体に市民とどこまで情報を伝えるべきかについては日々悩んでいる。
- 民間連携が進むと、多様な団体から多大な情報が集まってくる。民間からの情報に埋もれないよう、協力を依頼する際には、どのような情報を提供するか／伝えてもらうかのルール化・標準化が重要となる。
- 新たに連携する民間団体等には今後要対協に入ってもらい、情報共有を図っていきたい。一方で、拠点がなく、情報管理を行う環境が十分でない団体に対しては、守秘義務を確実に実行できるように、研修等により働きかけていく必要がある。
- 越前市はいち早く「支援対象児童等見守り強化事業」に着手したが、地域の学習支援拠点等の専門資格者(教員OB、社会福祉士、保育士等)に見守り支援員になってもらっており、情報共有を行うことが可能である。

## VIII. 大分県中津市

【自治体の概要】 類型:中規模(人口 5～20 万人)

人口 : 82,995 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)

面積 : 491.44 km<sup>2</sup>

児童人口: 13,302 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)

### 1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

#### (1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 平成 30 年に市の子育て支援課に子ども家庭総合支援拠点を設置。小規模 B 型。
- 支援拠点のスタッフは 10 名（正規職員 4 名、会計年度任用職員 6 名）。保健師 2 名、子ども家庭相談員 3 名（うち非常勤 2 名。元市職員、保育士）、家庭児童相談員 1 名（非常勤。元教諭）、利用者支援員 1 名（非常勤）、母子父子自立支援員 1 名（非常勤）、事務職 1 名、家庭養護推進員 1 名となっている。
- 市が支援拠点を運営しており、民間への業務委託はなし。
- 支援拠点は、市の地域医療対策課（子育て世代包括支援センター、母子保健、子ども医療等を担当）、福祉支援課（障害児・障害者の支援、生活保護を担当）、教育委員会とも連携を図る。



中津市 支援拠点イメージ図（資料：中津市）

## (2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 代表者会議（年 2 回、約 35 名）、実務者会議（月 1 回）、児童相談所連絡会（月 1 回）、個別ケース検討会議（随時）からなる。
- 要対協に登録されているケース数は約 400 件。
- 要対協会議会長の松田教授、副会長の井上医師は、実務者会議のスーパーバイザー（SV）も務める。実務者会議では、新規に受理したケースへの対応・方針について SV の助言を得ながら、参加者全員で方向性を確認している。
- 要対協で受理しているケースについては共同管理台帳を作成し、市と児相で情報共有している。



要対協代表者会議の様子

（資料：中津市）

## 2. 支援拠点／要対協と民間（＝児童家庭支援センター 和）との連携の取組

### 【民間団体の概要】児童家庭支援センター 和（やわらぎ）

社会福祉法人 清浄園が運営する児童家庭支援センター。相談支援、一時保護、地域支援、地域連携等の事業を展開。中津市から、養育訪問支援事業、支援対象児童等見守り強化事業、子育て短期支援事業（ショート／トワイライトステイ）、各種研究会事務局、子育てしつけ教室運営、乳幼児健診職員派遣等を受託。スタッフはセンター長 1 名、相談員 2 名、心理担当職員 1 名。

## (1) 連携の背景・目的

- 中津市では「子育て地域は、大きな家族」とのモットーの下、行政と地域の社会資源（医療機関、児童家庭支援センター、児童養護施設、保健所、保育園・幼稚園等）との間で、「顔の見える、切れ目ない連携」に向けた努力が行われてきた。
- 児童家庭支援センター 和は、地域の社会資源の隙間を埋めるべく、「即応性、柔軟性」を特徴に、地域の子ども・家庭のためにできる活動をしている。そのため市との間に、何かあれば多岐にわたって相談できる関係が構築されており、多様な事業を委託されるに至っている。
- 和は、要対協構成員として代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議に参加している。家庭の状況をきめ細かに把握し、情報共有・守秘義務等の対応も整備された、市が安心して事業を委託できる団体となっている。

## (2) 民間の役割・活動内容・体制

- 和では、中津市及び児童相談所から下記の事業を受託している。

| 事業分野  | 市からの委託事業                                        | 児相からの委託事業                      |
|-------|-------------------------------------------------|--------------------------------|
| 相談支援  | ・ 養育訪問支援事業<br>・ 支援対象等児童見守り強化事業                  | ・ 児相指導委託<br>・ かるがもステイ（親子関係再構築） |
| 一時保護等 | ・ 子育て短期支援事業（ショート／トワイライトステイ）                     | ・ 児相一時保護委託<br>・ 里親レスパイト        |
| 地域連携  | ・ 中津市／宇佐市／日田市 要保護児童対策地域協議会<br>・ 中津スペシャルケア研究会事務局 | ・ 家族支援合同研修会                    |
| 地域支援  | ・ 子育てしつけ教室<br>・ 乳幼児健診職員派遣                       |                                |

- 和は職員4名からなる小規模組織であり、単独で様々な事業を行うのではなく、市、児童相談所等と密に連携しながら事業を運営している。
- 「支援児童等見守り強化事業」では、市の子育て支援課から和に対して支援依頼、情報共有を行い、行政がアクセスしにくい家庭に対し、週1回のお弁当配布等の訪問を通じて見守るとともに、多岐にわたるニーズに柔軟に対応してもらっている。
- 「かるがもステイ（親子関係再構築）」では、親子分離がされているケースを対象に、宿泊支援等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを提供している。また、行動観察や家族応援会議を通じて、親子関係再構築に必要な情報の提供を、児童相談所に行っている。

### (3) 連携の効果

- 行政による支援だけでは限界がある中、和等の民間団体の協力を得て、子ども・家庭のニーズに柔軟に対応している。児童家庭支援センターでは、より個別のケースに応じた対応を行ってもらえる。
- 中津市では要対協のシステムが整っている点が強み。要対協、各種研究会・勉強会等、フォーマル、インフォーマルな集まりにより「顔の見える連携」体制を維持拡充し、周産期からの「切れ目のない支援」を実現できている。
- 地域のニーズを把握し、支援を要する人が中津市にいてよかったと思えるような「切れ目のない支援」の充実に向け、今後も官民連携により活動を行っていく。

### (4) 連携の課題、工夫

- 中津市では、連携の充実に向け、①顔の見える関係、②機能・事業を知る、③当事者にとってつなぐの意味、を重視している。
- ①については、一次・二次・三次予防を担う支援者たちが集う勉強会を重視。スペシャルケア研究会（児家セン）、家族支援研修会（児相）、母子保健事業・養育支援訪問事業研究会（母子保健）、自立支援協議会子ども部会（障害福祉）等を定期的に開催し、関係者で意識を共通にすることで、同じ目的に向かった支援を行うことができている。
- ②については、関係各機関に強みと限界がある中、各者の役割、事業内容を相互に理解することで、ケースにあった支援策を選ぶことを可能としている。
- ③については、一次・二次・三次予防までの各業務を当事者目線からつなぐことを特に心がけている（例：児童相談所からの一時保護から家庭復帰する際のつなぎとしての家族再統合プログラム「かるがもステイ」、当事者や関係者が集まる「家族応援会議」等）。
- 児童福祉関係者が増え、新しい人材が増えている中、上記①～③を維持拡充していくことが新たな課題となっている。

## 3. 支援拠点／要対協と民間（＝児童家庭支援センター 和）との情報共有

### (1) 情報共有の現状

- 要対協を通じて、関係者間の情報共有と個人情報保護に努めている。

### (2) 守秘義務条項

- 要対協構成員に対しては、各種会議の冒頭で守秘義務（要対協設置要綱の情報守秘条項等）について触れてから、会議に入るようにしている。
- 委託事業（例：市が和に委託する「支援対象児童等見守り強化事業」等）においては、委託契約書の中で委託事業者に守秘義務を課している。

- また、「支援対象児童等見守り強化事業」等においては、利用時に個人情報の取扱い（市と民間団体が情報を共有すること等）について、利用者から同意の署名をもらうようにしている。

### **(3) 情報共有の課題、工夫**

- 個人情報保護については、研修の実施と誓約書が重要である。
- 和では、個人情報保護に関する職員の研修を年1回は実施し、知識をアップデートしている。また、職員は全員が社会福祉士資格者であるので資格自体に守秘義務が課せられていることを意識している。さらに、入職時に職員から個人情報保護に関する誓約書を徴収している。

## IX. 東京都世田谷区

### 【自治体の概要】 類型:中核市以上(人口 20 万人以上)

人口 : 915,640 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

面積 : 58.05 km<sup>2</sup>

児童人口 : 128,038 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

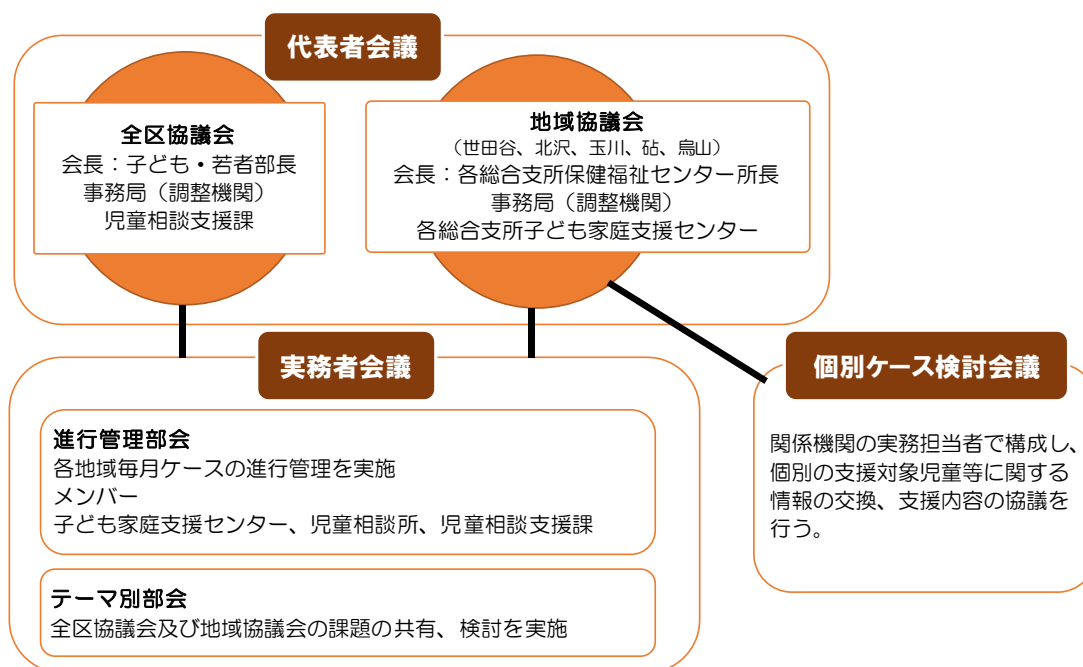
### 1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

#### (1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 世田谷区は東京 23 区内で最も人口が多く、面積も 2 番目に大きい。区民の利便性を考え、区内を世田谷地域、北沢地域、玉川地域、砧地域、烏山地域の 5 つの地域に分けており、各地域の総合支所内に子ども家庭支援センター（支援拠点）を設置している。
- 各支援拠点の類型は、世田谷地域、玉川地域、砧地域では中規模型、北沢地域、烏山地域では小規模 B 型となっている。
- 子ども家庭支援センターは区の直営で、民間団体への業務委託はなし。

#### (2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 世田谷区では「要保護児童対策地域協議会」ではなく、「要保護児童支援協議会」との名称になっている。各地域の「地域協議会」とそれを統括する「全区協議会」の計 6 つからなる（個別ケース検討会議は地域協議会のみで実施）。
- 全区協議会は区全域に関する要保護児童等の支援・課題検討、円滑な連携を確保するための環境整備、普及・啓発を担っており、調整機関は区子ども・若者部が担っている。代表者会議、実務者会議を開催している。
- 地域協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催しており、支援拠点が調整機関を担っている。各地域の実務者会議（進行管理部会）で毎月ケースの進行管理を行っている。
- 構成員は多い地域で 300 機関程度。保育園等、民間の構成員も毎年増加している。新たな団体に対しては、区が依頼をして個別に「承諾書」を得ることにより、要綱上の「地域協議会会長が指定する者」として位置づけ、構成員とすることができる。この際、1 つの地域協議会に承諾書を提出すれば、他の地域協議会にも参加できる仕組みとなっている。
- 区の児童相談所開設に伴い、進行管理部会（各子ども家庭支援センターと児童相談所の 2 機関で実施）の開催頻度を毎月とし、進行管理の協議内容を踏まえて個別ケース検討会議を実施するようにしている。関係機関とのケースの情報共有は個別ケース検討会議を活用している。



世田谷区要保護児童支援協議会イメージ図

（資料：世田谷区）

## 2. 支援拠点／要対協と民間（＝せたがや子育てネット）との連携の取組

### 【民間団体の概要】特定非営利活動法人 セタがや子育てネット

産前産後の手伝い、子どもとのお出かけ、子育ての悩み相談、学びの場の創出、子育てお役立ち情報の提供等、さまざまな活動を行っている「区民による子育て支援ネットワーク」。子育ての視点からのまちづくりに取り組みながら、「世田谷で楽しく子育てしようよ！」と呼びかけを行っている。区内 100 以上の所属からステークホルダーが参加している「区民版こども子育て会議」を主催し、計画策定にも提案等を行っている。

### （1）連携の背景・目的

- セタがや子育てネットは要対協構成員であり、全区協議会に加えて各地域協議会にも参加している。また、「おでかけひろば」、「フードパントリー」等、多様な事業を展開している。
- おでかけひろば等のスタッフの情報キャッチ能力は高く、予防的な観点からの連携が期待された。

## (2) 民間の役割・活動内容・体制

- せたがや子育てネットでは、予防的観点から、おでかけひろば、地域子育て支援コーディネーター、フードパントリー等の事業を実施。
- 要対協のケースに挙がる前の心配な子どもや家庭について、予防的観点から情報察知、関係機関との情報共有、支援等を行っている。

| 事業                          | 内容                                                                                                                                                   |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| おでかけひろば                     | プレママ（妊婦さん）・プレパパ、未就園児の子どもとその保護者が利用できる集いの場。開室時間内は好きな時間に出入り自由。ひろばでのんびり過ごしたり、おもちゃで遊んだり、お互いの子育て情報交換をしたり、思い思いの時間を過ごせる場。子育て経験の豊富なスタッフがいるので、いつでも気軽に育児相談ができる。 |
| 世田谷区<br>地域子育て支援<br>コーディネーター | 妊娠中及び、子ども（主に乳幼児）を持つ保護者等を対象に、行政サービスだけでなく、より身近な地域や民間のインフォーマルな情報を提供。適切な資源がない場合には資源の開発も行う。利用者支援事業基本型の新たな取組として、相談支援体制の充実を図る。                              |
| せたがやこども<br>フードパントリー         | 高校生世代以下の子どものいる、必要とされる世帯（ひとり親家庭、多子世帯等）の方を対象にした、子どもの食の応援プロジェクト。2020年4月～2021年10月までに、89日間228回の活動を通じて、延べ17,100食以上を提供。未就学から高校生世代まで約230家庭430人の子どもたちが利用。     |
| 区民版こども子育て<br>会議             | 区内のステークホルダーが集まって、様々なテーマで世田谷区の子どもや子育て家庭を取り巻く状況について話し合うワークショップ。官民交えて日ごろから顔の見える関係づくりを行っている。年に3-4回、多い時で100人を超える参加がある（現在はオンラインで実施）。                       |

## (3) 連携の効果

- 【おでかけひろば】支援拠点である子ども家庭支援センターが、要対協に登録されている子ども・保護者に対しておでかけひろばを紹介。子どもや保護者の状況をせたがや子育てネットに見守ってもらい、子ども家庭支援センターに情報提供してもらっている。
- 【世田谷区地域子育て支援コーディネーター】様々な民間団体と連携するせたがや子育てネットに、行政と民間のつながりを風通しよく担ってもらっている。支援が必要な家庭を把握した際には、子ども家庭支援センターへの情報提供、児童相談所への相談・通告等につなげている。支援が必要な家庭に対して、どのような手法で官民支援を活用していくかコーディネートする役割も担っているため、行政だけでは務まらず、民間委託のメリットが大きい。

- 【せたがやこどもフードパントリー】実行委員会に参加。交流の場に来にくい子どもや家庭の見守りができる。世田谷区生活困窮者自立相談支援センターにつながりもある。

#### (4) 連携の課題、工夫

- 民間への事業委託に向けたプロポーザルの仕組みを区が整備したこともあり、地域の市民が手を挙げて、役割を担っていく文化、民間団体が育つ環境が生まれている。
- 地域子育て支援コーディネーター事業は、子育て世代包括支援センターの枠組みに入ったことで、保健師からコーディネーターに問合せができるようになり、情報共有が進むようになった（従前は、保健師に情報提供をしても、保健師からのフィードバックができない状況にあった）。園長からの要請により、保育園に通う保護者の相談にコーディネーターが同席することも行っている。
- セタがや子育てネットでは、民間同士でも多様な団体と連携を図っている。多様・広範なネットワークをもつことで、支援を必要としている人を確実に捕捉し、適切な支援につなげることを目指す。

### 3. 支援拠点／要対協と民間(=せたがや子育てネット)との情報共有

#### (1) 情報共有の現状

- セタがや子育てネットは、支援が必要な家庭の情報が入ってくるが、状況に応じて、区へ状況提供を行っている。
- 一方、区の情報セキュリティの厳しさから、民間団体との連絡にメーリングリストやSNSが活用できず、電話・FAX・郵便を用いているため、初動が遅れないかとの懸念みられる。

#### (2) 守秘義務条項

- 世田谷区要保護児童支援協議会設置要綱に守秘義務規程を記載している。構成員には、説明文書等を用いて守秘義務規程、罰則規定を記載・説明した上で、承諾書もらっている。
- 個別ケース検討会議の参加者には、守秘義務規定を予め記載した名簿に、直筆で機関名・氏名の記載を依頼している。
- 区事業を委託する場合には「世田谷区情報公開・個人情報保護審議会」へ個人情報の取扱の有無、範囲を明らかにした上で諮問し、了承を得る必要がある。了承を得た後、委託契約を締結する際に「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」または「電算処理の業務委託契約の特記事項（兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項）」を契約書に添付し、順守させている。

### (3) 情報共有の課題、工夫

- 情報共有を行う際、どこまでがオープンか／クローズかを確認することが重要。情報漏洩が起こることで、支援が必要な方に拒否されて支援が滞る事態は避けなければならない。行政がまずはしっかりと行うことが必要である。
- 区が守秘したい情報内容と、民間団体が守秘したい情報内容にずれが生じる可能性がある。当事者からみた守秘すべき情報を、官民ともに勉強していくことが重要である。

## X. 千葉県松戸市

### 【自治体の概要】 類型:中核市以上(人口 20 万人以上)

人口 : 496,685 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)

面積 : 61.38 km<sup>2</sup>

児童人口 : 68,440 人 (令和 3 年 12 月 31 日時点)

## 1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

### (1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 支援拠点を平成 29 年に子ども家庭相談課に設置。中規模型。市の直営で、民間団体への業務委託はなし。
- 支援拠点の職員は 26 名。うち、正規職員が 9 名、会計年度任用職員が 17 名。職種構成は、社会福祉士 9 名、保育士 5 名、教員免許取得者 6 名、心理職 3 名等。
- 会計年度任用職員については毎年評価を行い、勤務実績等が良好な方については再任している。継続率は高い (最も長い方で 6 年程度継続中)。
- 教育委員会の協力を得て、市内の学校長経験者 (教員免許取得者 6 名のうち 4 名) を配置。これにより、市内学校との連携が図りやすくなっている。

### (2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協調整機関の事務を担当する職員が 2 名。うち 1 名は担当地区を持たず、各地区のアドバイザー的な役割 (家庭児童相談業務) を兼務し、1 名は婦人相談業務を兼務している。他にも正規職員が数名おり、個別ケース検討会議等で情報共有、研修会の講師等の役割を担う。講師ができるくらいの知識・スキルを持つ職員が多い。
- 市では支援拠点が要対協調整機関を担う。子ども家庭相談課に配置された児童虐待対応職員はすべて、要対協調整機関の研修を受けている。
- 要対協に参加している民間団体としては、私立の幼稚園・保育園、おやこ DE 広場、放課後児童クラブ、県の許認可を受ける児童養護施設、児童家庭支援センター、大学等が挙げられる。
- 市内で子ども食堂のネットワークは立ち上がっているが、子ども食堂を要対協構成員に加えるまでには至っていない。
- 現在進行管理しているケースは約 1,000 件。行政との信頼関係構築が困難な場合、支援される子ども、保護者と信頼関係を構築している機関が対応することもある。個別ケース検討会議で、互いに情報を出し合い、役割分担している。

## 2. 支援拠点／要対協と民間(＝おやこ DE 広場ネットワーク)との連携の取組

### 【民間団体の概要】おやこ DE 広場ネットワーク

市委託事業の「おやこ DE 広場」を担う民間約 10 団体（NPO 法人、社会福祉法人等）から成るネットワーク。「おやこ DE 広場」は、0～3 歳の乳幼児とその保護者が気軽に集える場で、遊びや交流、友達づくりの場、子育て相談の場として利用されている。おやこが利用できるおやこ DE 広場が、要保護・要支援家庭のインフォーマルな相談窓口として機能し、行政では引き出しにくい隠れたニーズを拾う等の機能を担っている。

#### (1) 連携の背景・目的

- 平成 28 年 12 月 16 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知により、関係機関連携の一層の推進が求められるとともに、市の委託事業として開始した「おやこ DE 広場」が、「おやこ DE 広場ネットワーク」を発足していたことに加え、おやこ DE 広場ネットワーク側からも市との連携を希望する意見があがっていたことから、平成 30 年 4 月より要対協構成機関となった。
- 行政窓口への相談はハードルが高いと感じる市民にとって、おやこ DE 広場が気軽に利用・相談できる場所となっている。おやこ DE 広場での相談を通じ、虐待やリスクのある家庭に対して、未然防止、早期発見・早期介入、継続的な見守りにつなげていくことを目指し、要対協で情報共有を行う等の連携を開始した。

#### (2) 民間の役割・活動内容・体制

- おやこ DE 広場は、0～3 歳の乳幼児とその保護者が気軽に集える拠点（遊び、交流、友達づくり、相談の場）。市の地域子育て支援拠点事業で実施し、利用者支援事業で指定した研修を受講した「子育てコーディネーター」を配置している。これら事業に加えて、市の一時預かり事業も行う拠点を「ほっとるーむ」と呼ぶ。
- 令和 3 年 11 月末時点で、おやこ DE 広場は 13 カ所、ほっとるーむは 6 ヶ所の計 19 カ所。各拠点は主に NPO、社会福祉法人、大学等の民間団体へ運営を委託されている。
- おやこ DE 広場の運営を受託する民間団体間の連携や、松戸市と民間団体の連絡・調整を促進し、事業発展に資することを目的に、おやこ DE 広場ネットワークが発足した（平成 20 年 4 月）。
- おやこ DE 広場ネットワークは、毎月全体会議を行っており、受託団体間での情報交換・情報共有を図る場として機能しており、全体会議には市も参加している。また、情報交換・情報共有のほか、研修、事例検討等を進めている。
- 守秘義務のために連携が取りにくいケースが増えてきたことから、おやこ DE 広場ネットワーク側から要対協への参加を市に申し入れ、実現した。



おやこ DE 広場（ほっとる一む八柱）

（資料：松戸市）

### （3）連携の効果

- おやこ DE 広場の運営を受託する各団体の代表者がおやこ DE 広場ネットワークへ参加することで対応した事例情報を共有している。また、相互に各団体の強みを知った上で、利用者に他の拠点で実施している事業等の情報提供をすることができている。
- おやこ DE 広場ネットワークが要対協の構成員になることで、所属団体の連携が非常にスムーズになった。
- おやこ DE 広場が気軽に集まれて相談できる場所として機能していることから、虐待の疑いがあるケースを要対協構成員間で相談・情報共有するなど、早期発見、早期支援につなげることができている。
- 研修に際して、おやこ DE 広場ネットワーク全体で実施することで、よりよい講師を呼ぶことができている。

### （4）連携の課題、工夫

- 要対協構成員間の連携を深めるため、顔の見える関係づくりに向け、平成 29 年度から研修会を開催している（当初年に、専門職向け研修会 3 回、医療機関向け研修会（産婦人科、小児科、精神科等の医療機関を含む） 3 回、計 6 回を開催）。
- 令和 3 年度は、専門職と医療機関の合同研修会も開催し計 3 回実施。知識の普及に加え、「松戸市子ども虐待対応の手引き」を用いて虐待の対応について説明した。手引きには各関係機関が行う取組も紹介している。座学だけではなく、研修後にグループワークを行い、各機関が自分たちに何ができるかを話し合う機会となっている。おやこ DE 広場ネットワークからも多くの参加者を得ている。

### 3. 支援拠点／要対協と民間(＝おやこ DE 広場ネットワーク)との情報共有

#### (1) 情報共有の現状

- 市とおやこ DE 広場ネットワークとの間では、基本的には要対協の枠組みの中での情報共有が行われている。
- おやこ DE 広場ネットワークでは、気になる利用者がいる場合、地区担当の保健師や子育て世代包括支援センター(「親子すこやかセンター」)等に情報提供する機会が多い。
- 要対協構成員同士は、何かあればその都度連絡を取り合っており、タイムラグなく情報共有が行えている。
- 個別ケース検討会議に要対協構成員以外の団体が参加する場合は、基本的に保護者の同意を得た情報のみの共有を原則とし、最小限の個人情報の共有に留めている。

#### (2) 守秘義務条項

- 要対協の代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の冒頭で、守秘義務について毎回説明をしている。
- 個別ケース検討会議では会議参加者には参加者名簿に記名いただいております、これが参加者名簿兼誓約書となっている。
- 新しく要対協に参加したメンバー(人事異動等により初めて参加したメンバーを含む)に対し、個別に守秘義務について説明することもある。
- 新たに関係機関から連絡が入り、気になる児童に関し、学校や保育所での様子をたずねる場合には、冒頭で守秘義務について説明してから話をうかがうというステップを踏んでいる。

#### (3) 情報共有の課題、工夫

- 松戸市独自で、「松戸市子ども虐待対応の手引き」を作成している。この中で要対協のあり方や個人情報の取り扱いについても記載があり、これを用いて、各団体への説明と周知に努めている。
- 前述のように、支援拠点には市内の学校長経験者がいることから、特に公立小中学校とは連携がうまくいっている。

## XI. 東京都江東区

【自治体の概要】 類型:中核市以上(人口20万人以上)

人口 : 525,582 人 (令和4年2月1日時点)

面積 : 43.01 km<sup>2</sup>

児童人口 : 78,135 人 (令和4年2月1日時点)

### 1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

#### (1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 区役所で児童虐待を担当しているこども家庭支援課養育支援係と、区内の子ども家庭支援センター（6カ所）のうちこどもの虐待ホットラインを設置している1カ所（南砂子ども家庭支援センター）を合わせて、子ども家庭総合支援拠点と位置付けている。
- 南砂子ども家庭支援センターは、設立当初から民間に管理運営を委託している（指定管理者として委託）。同センターでは、子育てひろば、一時預かり、利用者支援の事業を行う。
- 身近な相談窓口として、南砂子ども家庭支援センターにこどもの虐待ホットラインを設け、民間委託した。
- 区は、児童虐待対応全般についての管理・調整業務を担いつつ、区への通告に対応するなど官民双方で対応している。



左：子ども家庭総合支援拠点、右：子育てひろば

（資料：江東区）

## (2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協業務は、区のこども家庭支援課が直営しており、民間への業務委託はなし。
- 民間の構成員として、教育機関（保育所、幼稚園、小中学校等）、医療機関、社会福祉法人、NPO、民生・児童委員等が参加している。
- 民間団体は、代表者会議、実務者会議に参加。関わるケースがある場合、個別ケース検討会議にも参加。
- 頻繁にあるわけではないが、個別ケース会議においては、要対協構成員以外の民間団体（私立学校等）が一時的に参加するケースもある。

## 2. 支援拠点／要対協と民間(＝ママリングス)との連携の取組

### 【民間団体の概要】一般社団法人ママリングス

子ども虐待予防啓発を実践する子育て支援組織。江東区協働事業提案制度において「こうとう子育てメッセ」を企画立案し、事業から生まれた「こうとう子育てメッセ実行委員会」と江東区と共に「脱孤育<sup>®</sup>」をスローガンに、地域と子育て当事者を巻き込んだ「子ども虐待予防」啓発を実施している。また、「子育て応援 MAP」や「子ども虐待予防研修プログラム」等を区内で展開している。

### (1) 連携の背景・目的

- 区では、非営利活動を行っている団体の柔軟で先駆的な発想や専門性を効果的に公共サービスに取り入れ、地域課題の解決に取り組むことを目的に、平成 22 年度から毎年「江東区協働事業提案制度」を実施している。
- 協働事業には提案型公募事業の性格を有しており、「自由提案」枠（団体の専門性を活かして自由な提案をしてもらう）と「課題提案」枠（区から社会課題を提示し、団体から解決手法を提案してもらう）により、民間団体からの提案を募集し、毎年度数事業を採択している。
- 協働事業期間（原則 1 年。2 年提案も可能程度）に予算をつけて、事業を実施するとともに、事業終了後には民間団体による自立的運営や、区による新規事業化につなげることを目的としている。
- ママリングスからは、平成 27 年度に「こうとう子育てメッセ」、令和元年度に「脱孤育<sup>®</sup>プロジェクト」の提案を受け、採択している。

### (2) 民間の役割・活動内容・体制

- 東日本大震災以降、虐待予防、虐待防止の啓発に向け、地域のつながりを目的としたイベントを開催してきたママリングス。活動が拡大するにつれ、「本当に困難な人を助けるためには、民間単独ではなく、公的な継続事業にしていかなければならない」との思

いで、こうとう子育てメッセ、脱孤育て®プロジェクトの2事業を区の協働事業に提案。

- 江東区には地域貢献意識の高い市民が多く、2事業はこれら市民の活力を発揮してもらう場としても位置付けられている。
- 2事業は区の支援や区民等の協力を得つつ、ママリングスの主導の下、実施されている。これらの活動は、公共が地域の子どもや親を守っていくというメッセージを送ること、地域全体でのサポートを見える化すること、子育てにかかわる人同士のつながりを作ること等を目的に進められている。

| 事業              | 概要                                                                                                                        |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こうとう<br>子育てメッセ  | 行政、民間団体、子育て当事者が協働で実施する、こども虐待予防防止啓発事業。妊婦やその家族、未就学児を子育て中の家庭を対象に、子育て支援情報発信、子育て中の地域のつながりづくりを目的とする子育て情報発信イベント。                 |
| 脱孤育て®<br>プロジェクト | 地域で子どもや親子に関わる市民向けに、子育て応援MAP（WEB こうとう子育てポシエット）及び児童虐待予防研修プログラムを提供。「知る」こと、「共感」することで虐待予防につなげる。本プログラムの効果検証を国立成育医療研究センター研究所と実施。 |



左：こうとう子育てメッセ、右：児童虐待予防プログラム  
（資料：ママリングス）

### (3) 連携の効果

- 江東区協働事業提案制度が児童福祉分野にもたらした効果として、提案制度の導入により、区と民間団体との協働関係が構築され、連携活動が進んでいることが挙げられる。
- 本事業から新事業が次々に創出されるという状況にまでは至っていないが、協働事業後に民間事業として自立するケース、区で事業化をするケース等がみられている。
- ママリングスの「脱孤育<sup>®</sup>プロジェクト」においては、地域における子ども安全安心ネットワークを構築している最中である。従来、区のこども家庭支援課では関係性が薄かった青少年団体等を虐待予防研修対象に取り込み、ネットワーク拡大につなげている点等は、民間団体の既成概念にとらわれない取組の成果と言える。
- 区の関与により、虐待予防活動への認知度が高まったこと、区民ボランティアや研究者等との連携が進んだこと等、民間のママリングス側に及ぼした効果も大きい。

### (4) 連携の課題、工夫

- 江東区協働事業提案制度のような提案型の協働事業においては、民間がやりたいことと行政がやってもらいたいこと、プロジェクトの進め方に関する官民の考え方の違い等のすり合わせが必須であり、綿密なコミュニケーションが重要となる。
- 協働事業終了後、区から支出がなくなった際に、民間団体だけで事業を継続できるところと、そうでないところがあり、団体の資金調達能力等が必要となる。また、区がどの程度事業化していくかについて、区としての方針設定も課題とされている。
- 区の支援終了後も、ママリングスでは子育てメッセを Web 主体のものにする等、民間単独による継続努力をしているが、公共の関与の必要性を感じている。
- 官民が社会課題解決（虐待予防・防止）に向けて連携する際には、官の論理、民の論理にとらわれず、何を最重視しなければならないか、誰のための施策か等について意識を共有する必要がある。

## 3. 支援拠点／要対協と民間(=ママリングス等)との情報共有

### (1) 情報共有の現状

- ママリングス等の協働事業等の委託事業においては、契約書、仕様書の中で守秘義務規定と業務範囲を明記し、それに沿った情報共有を行っている。
- 協働事業とは別に、要対協の構成員とは要対協の守秘義務規定の下で情報共有を行っている。一方、要対協構成員以外で一時的に個別ケース検討会議等に参加する団体には、センシティブな個人情報は共有していない。

## (2) 官民による情報システムの利活用

- 子ども家庭総合支援拠点（区及び南砂子ども家庭支援センター）と一部子ども家庭支援センターに、児童情報等を記録する児童家庭相談システムを導入している（近く、全子ども家庭支援センターに導入予定）。支援拠点からは区内の全ケース、それ以外の子ども家庭支援センターは、担当エリアに居住する児童の情報を閲覧することができる。
- 子ども家庭支援センターの委託契約書等の中で守秘義務を規定するとともに、拠点間の専用回線敷設、限られた職員によるログイン（各職員に ID とパスワードを付与、退職・移動時はログイン権限を停止等）等により情報セキュリティを担保している。

## (3) 守秘義務条項

- ママリングス等の協働事業の採択者に対しては、委託契約書の中で「秘密漏洩防止」について、また仕様書の中で「個人情報保護及び情報管理」について規定した上で、別記として「個人情報の取扱いに関する特記条項」を添付し、具体的な守秘義務条項を示している。
- 要対協の構成員に対しては、個別ケース検討会議の冒頭で出席者に守秘義務について確認をしている。また、毎年代表者会議や実務者会議で研修会を開催し、守秘義務の周知を図っている。要対協参加者が所属する団体・組織の職員等にも守秘義務の遵守を求めている。

## (4) 情報共有の課題、工夫

- 官民の情報共有の中で、ある団体で本人から得た情報が、関係者を介して、他の団体の者から本人に伝わってしまう等のインシデントが生じないように、体制づくりを進めている。
- 要対協構成員ではない NPO や子ども食堂等については、今後連携の機会が増えてくることが予想されるが、どこまで情報共有できるのか、留意が必要と認識している。現状では、可能な範囲で連携を深めているところである。

## XII. 埼玉県和光市

### 【自治体の概要】 類型:中規模(人口 5～20 万人)

人口 : 83,737 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

面積 : 11.04 km<sup>2</sup>

児童人口 : 13,306 人 (令和 3 年 3 月 31 日時点)

## 1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

### (1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 子ども家庭総合支援拠点業務については、以前から、相談員 2 名＋正規職員 1 名の体制で運営していたが、令和 2 年 4 月に国のガイドラインの人員配置基準等に沿った形に変更。相談員（虐待対応担当員）を 1 名増員し、相談員 3 名＋正規職員 1 名体制に拡充。小規模 B 型。
- 支援拠点は、市 保健福祉部 地域包括ケア課に機能設置。民間への業務委託はしていない。

### (2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協業務は、市の地域包括ケア課が行っており、民間への業務委託はなし。
- 民間の要対協構成員として、NPO わこう子育てネットワーク等の子育て世代包括支援センターの運営者、民生委員・児童委員、医師会から推薦された医師、幼稚園連合会和光支部等が参加している。個別ケース検討会議には上記団体の現場担当者やケアマネージャー等が参加している。
- 進行管理をしているケースは 120～130 件。直近 2 年間で増加傾向となっている。

## 2. 支援拠点／要対協と民間(＝わこう子育てネットワーク)との連携の取組

### 【民間団体の概要】特定非営利活動法人わこう子育てネットワーク

地域の中に顔が見えるつながりを生み出し、それぞれがネットワークを持てるようになり、子育てをみんなで支えていく社会の実現を目指し、平成 12 年に市民活動を開始。仲間づくりの場「子育てサロン」の開催や情報提供、子育て支援ボランティア育成等に取り組む。その後、NPO 法人格を取得しながら活動を拡大。市事業による「おやこ広場もくれんハウス」(子育て世代包括支援センター)の運営等を手掛ける。

## (1) 連携の背景・目的

- わこう子育てネットワークでは、平成 12 年度の設立当初から、子育て中の親子が集う場所として「子育てサロン」を運営。平成 16 年度には和光市つどい広場事業として「おやこ広場もくれんハウス」を運営していた。
- その後、市は安心・安全な妊娠・出産・子育てを実現する「わこう版ネウボラ\*」事業を展開。母子保健相談事業（個別マネジメント）の要として、子育て世代包括支援センターを市内 5 カ所に設置。長年にわたるサロン、広場の運営実績、和光市との密な連携関係等が評価され、わこう子育てネットワークのおやこ広場もくれんハウスが、そのうちの一つ（和光市北第二子育て世代包括支援センター）に選ばれた。

\*ネウボラ（neuvola）とはフィンランド語で「アドバイスの場」の意味。わこう版ネウボラ事業では、市民の身近な場所に子育ての不安な気持ちや悩みを相談し、支える場所を整え、安心して出産や子育てを迎えることができるように支援している。

## (2) 民間の役割・活動内容・体制

- わこう子育てネットワークが運営するもくれんハウス（和光市北第三子育て世代包括支援センター）では、地区の親子の個別マネジメントの拠点として、子育て支援ケアマネージャーを配置し、出産・子育て相談、イベントの開催、手あそびや製作のアドバイス等を行う「子育て支援拠点」として活動している。受付時間は月～土曜日の 9～17 時、利用対象者は妊婦、0 歳からの未就学児と保護者である。
- センターのスタッフは 10 名。センター長 1 名と子育て支援ケアマネージャー 1 名が常勤であり、残り 8 名はパートスタッフである。開設当時のスタッフがほとんどとなっている。
- わこう子育てネットワークでは、上記の子育て世代包括支援センター業務と併せて、市から下記事業も受託し、もくれんハウスを拠点に提供している。

| 事業名                     | 業務の内容                                                                                                                                                                     |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭訪問型子育て支援<br>「ホームスタート」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠期から6歳以下の子どもがいる家庭を、子育て経験のあるボランティア（研修を受けた子育て経験者）が訪問し、フレンドシップで支援する英国発祥の子育て支援。</li> <li>・ 話を聴く（傾聴）、一緒に外出・家事をする、遊ぶ（協働）等。</li> </ul> |
| プレーパーク<br>(冒険遊び場)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもが主体となり自由に遊ぶ場。自然の草木・土・水に触れ、たき火、昔遊び、工作をしたり、子どもが「やりたい」と思ったことを実現する環境を整備。</li> </ul>                                               |
| 多文化子育て支援事業<br>子育て通訳サポート | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、保育園等の説明会、個人面談等で日本語がわからない方への通訳サポートを行う“Child rearing Interpreter Support”。</li> <li>・ 外国籍を持つ家族と日本人家族との交流の場も提供。</li> </ul>      |
| 幼稚園情報&無償化制度<br>説明会      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園、幼稚園等の入園転園を検討する方を対象に、幼稚園の情報提供を行う。</li> </ul>                                                                                  |



もくれんハウス（資料：わこう子育てネットワーク）

### (3) 連携の効果

- ネウボラ事業、子育て世代包括支援センター等の開始により、市のネウボラ課、地域包括ケア課、各支援センターのケアマネージャー等が、一緒になって熱心に支援を行うようになった（訪問等）。
- センター同士の情報照会も頻繁に行われるようになり、以前よりも互いの活動がみえるようになった。

### 3. 支援拠点／要対協と民間(=わこう子育てネットワーク)との情報共有

#### (1) 情報共有の現状

- 以前は、要対協の実務者会議等はケースの報告を聞くだけの場所になっているとの懸念もみられたが、市がネウボラ事業や子育て世代包括支援センター等、大きく制度を変えてから、会議の雰囲気が一変。
- 市では、「地域における親子の見守りについては民間団体も大きな役割を担っており、民間と必要な情報が共有できないのであれば、実務者会議等の効果は、限りなく薄いものになってしまう」との認識の下、積極的な情報共有を実施。民間からは、「それまで報告されるだけであったケースへの支援が動き出した」との意見がみられる。
- 下記のイントラネットを介した最新情報の共有により、市（地域包括ケア課、ネウボラ課）と子育て世代包括支援センターのケアマネージャーが一緒になってケースを支えることが可能となった。

#### (2) 官民による情報システムの利活用

- わこう子育てネットワークを含む子育て世代包括支援センターの受託者は、市のイントラネット網に組み込まれ、各センターのケアマネージャーのみが、イントラネット上の相談システムにアクセスし、最新情報を入力・更新・共有できるようになっている。
- 市と拠点とを VPN 回線で接続。土曜日もアクセス可能。端末およびソフトウェアは市からセンターにリース提供。端末へのログインとシステムへのログインの2段階認証。

#### (3) 守秘義務条項

- 市とわこう子育てネットワーク等とは、子育て世代包括支援センターの委託契約書、仕様書に基づき、守秘義務規定に合意が得られている。公務員の倫理規定に準ずることとなっている。
- 守秘義務規定の中で、イントラネットへのアクセス権限をケアマネージャーのみに限定することは明文化していないが、センシティブ情報へのアクセスであるため、官民合意の下で、各センターが運営している。

#### (4) 情報共有の課題、工夫

- 相談システムへの基本情報（住民登録情報）は市が入力。対応記録については、誰がどの情報を見たか、入力・更新したか等のログが残るようになっている。
- 記入者がわかることで、わからないことが生じた際に誰に連絡を取ればよいかが明確になり、ケアマネージャー同士の連絡・連携が活発化した。この「見える化」は、ケース対応上、非常によい効果を及ぼしている。

## XIII. 横浜市鶴見区

### 【自治体の概要】 類型:政令指定都市

|      |   |                                       |
|------|---|---------------------------------------|
| 人口   | : | (鶴見区) 293,891 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)   |
|      |   | (横浜市) 3,753,488 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点) |
| 面積   | : | (鶴見区) 33.23 km <sup>2</sup>           |
|      |   | (横浜市) 437.78 km <sup>2</sup>          |
| 児童人口 | : | (鶴見区) 43,806 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)    |
|      |   | (横浜市) 541,899 人 (令和 4 年 1 月 31 日時点)   |

### 1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

#### (1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 横浜市のこども家庭総合支援拠点は、令和 3 年度に 18 区中 10 区が先行開設される予定である。先行区には鶴見区も含まれており、令和 3 年 10 月に区のこども家庭支援課の機能を強化（人員の拡充、面接室の増設等）する形で支援拠点を開設（中規模）。
- 人員は、調整担当者（係長、専任保健師、専任社会福祉職の正規職員計 3 名）と、こども家庭支援員 13 名（教育担当 1 名、心理担当 1 名含む、すべて会計年度任用職員（非常勤））とで構成されている。鶴見区は虐待対応件数が多いため配置人員も多くなっているが、これは全国の虐待対応件数によって、人数の変動がある。
- 支援拠点業務の民間委託はなし。今後支援拠点運営が軌道に乗るとともに、区で実施すべき業務、民間委託が効果的な業務がみえてくる可能性がある。その際、民間委託については横浜市全体で検討していくことになると思われる。

#### (2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 横浜市では、代表者会議を市が担当、実務者会議、個別ケース検討会議を区が担当。鶴見区ではこども家庭支援課にて要対協の調整機関を担っている。
- 実務者会議には、医師会、歯科医師会、病院、保育園・幼稚園、小中学校、社協、児童委員、ユースプラザ等、児童福祉に関わる民間団体が参加している。現在、参加する民間団体は、市区から委託・補助・認可事業等を受けている団体を中心。例えば、NPO サードプレイスの代表は、NPO としてではなく、運営する児童家庭支援センターの責任者として要対協に参加している。
- 進行管理しているケース数は 300～400 件。日々新規ケースが追加される状況にある。

## 2. 支援拠点／要対協と民間(＝サードプレイス)との連携の取組

### 【民間団体の概要】特定非営利活動法人サードプレイス

子どもたちが早い段階で大人と出会い適切なサポートが受けられる地域づくりを目指し、地域の子どもたちが自分でアクセスできる生活圏に、少なくとも1か所、サードプレイスを作ることを提案。その実現のために、子どもたちの居場所づくりの推進、子どもに関わる活動関係者のネットワークづくり、子どもに関わる人たちの育成を進めている。

### (1) 連携の背景・目的

- 区では、行政のサービス利用や、区で把握する子育て資源等へのつながりまでの伴走は可能だが、支援を必要とする家庭が地域の中で生活を成り立たせていくための支援は手が届きにくい。家庭の生活に密着した支援を提供する機能を民間団体に担ってもらいたいという区側のニーズがあった。
- 子どもや親が自ら足を運べ、安心でき、子どもに対して普通の大人とやり取りをする機会(虐待ケースではこれらの環境が不足している)を与えるような居場所を提供することが重要とされていた。

### (2) 民間の役割・活動内容・体制

- サードプレイスは、横浜市からの認可を受け、児童家庭支援センター つるみらいを運営。
- つるみらいでは、横浜型児童家庭支援センターの実施要綱に基づき、相談、他機関連携、里親支援、地域交流等の事業を、また、横浜市子育て短期支援事業の実施要項に基づき、預かり事業(ショートステイ、トワイライトステイ、休日預かり)を行っている。
- また、サードプレイス独自の事業として、下表の事業等を実施している。

| 事業名          | 業務の内容                                                                      |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------|
| こどもたちの居場所づくり | ・ 地区センカフェ(火曜日 15 時～17 時 @寺尾地区センター)<br>・ 公立中学校での放課後学習支援(木曜日 16 時～17 時 30 分) |
| 啓発サポーター育成    | ・ 子どもたちに寄り添える大人たちを増やす、子どもたちの生活や環境の理解を促すことを目的に講演会や研修会を実施。                   |
| 伴走支援アドバイザー   | ・ 子どもたちの居場所づくりのノウハウや居場所の始め方を伝え、より多くの地域・エリアで活動を増やしていく。                      |

- つるみらいの職員は、センター長1名、相談員2名、心理士2名(非常勤、週5日相談体制が組めるように配置)、子ども預かり担当2名(非常勤)となっている。常勤換算(40時間換算)は3人工。

- シフト勤務で、相談員は週6日必ず配置するようにしている。



児童家庭支援センター つるみらい内観  
(資料：特定非営利活動法人サードプレイス)

### (3) 連携の効果

- 行政（区や児相）はどうしても堅いイメージを持たれがちで、市民との間に物理的・心理的距離が生まれやすい。つるみらいが子どもや親と同じ目線で寄り添うことにより、行政には話せない相談もつるみらいには話せるというケースもみられている。
- 行政や学校が対応できず、支援が薄くなりがちな時間帯（土日、夜間等）にも、つるみらいが対応してくれるので、地域として心強い。
- 官民の連携を通じて、民間団体側も子どもにとって安心・安全な地域づくりについてのビジョンを持ち、その実現に向けて行政とどのように連携するのかという連携デザインを考えるようになってきている。

### (4) 連携の課題、工夫

- 地域資源が少ない、地域ごとに偏りがあることが課題である。子ども食堂を例に挙げても、地域に子どもが身近に気軽に通える場所が増えるとよい。
- サードプレイスのように、児童家庭支援センター業務を通じて要対協に参加し、情報共有や官民連携を行うことができるようになった団体が、そうではない団体（地場でボランティアベースで活動している団体で、情報共有や連携の機会・経験がない団体）とのつなぎ役を果たしていくことも求められている。

### 3. 支援拠点／要対協と民間(＝サードプレイス)との情報共有

#### (1) 情報共有の現状

- 区とつるみらいは、児童家庭支援センター業務（相談、他機関連携、里親支援、地域交流）、子育て短期支援事業業務に必要な情報を共有している。
- つるみらいを利用する親子のうち、支援の必要性が認められ、本人も支援利用の意思を有する場合には、区とつるみらいで情報共有し、つるみらいが継続的に見守りを行うことがある。その場合にも適宜カンファレンスを行い、支援が適切か、対象世帯にとって有効か等の見直しを常に行いながら、官民でともに対象世帯を見守っている。

#### (2) 守秘義務条項

- つるみらいは要対協構成員となっているため、要対協の枠組みの中で、守秘義務規定が課せられている。

#### (3) 民間団体内での守秘義務等に関する周知徹底方法

- 児童家庭支援センターの運営費で雇用しているサードプレイス職員には、個人情報守秘義務の宣誓書を提出してもらっている。
- 職員には、入職日に必ず、法人のプライバシーポリシー、横浜市の個人情報取扱規則の両方を用いながら、個人情報保護に関する説明を行い、宣誓書を提出してもらっている（有資格者の場合は、有資格者の倫理綱領を基に）。また、退職日にも改めて宣誓書を提出してもらっている。

#### (4) 情報共有の課題、工夫

- つるみらいの業務を通じて知り得た個人情報を、サードプレイスの他職員と共有することがないように、サードプレイスの組織内で、つるみらい担当職員と、それ以外の職員とを明確に分けている。
- 一方で、サードプレイスの独自業務で把握した見守りが必要な世帯の情報を、つるみらいに伝えることはある。

## XIV. 東京都江戸川区

### 【自治体の概要】 類型:中核市以上(人口 20 万人以上)

人口 : 688,911 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

面積 : 49.09 km<sup>2</sup>

児童人口 : 102,975 人 (令和 4 年 2 月 1 日時点)

## 1. 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報

### (1) 子ども家庭総合支援拠点と民間連携

- 児童福祉法改正により特別区でも児童相談所の設置が可能となったことを受け、令和 2 年 4 月に江戸川区児童相談所を設置。
- 児童虐待による悲しい事故・事件を起こさないために、児相にて支援から介入まで一貫して迅速に行う体制を整備。その中で、児相内に子ども家庭支援センター（子ども家庭総合支援拠点）を内包する形で運営することとなった。民間団体への支援拠点業務の一部委託はなし。
- 児相の相談課が支援拠点を担いながら、要対協の運営、各関係機関との連携を行い、早期発見・早期対応に努めている。相談課の職員数は約 30 名（社会福祉主事、保健師、子育て心理相談員、子ども家庭支援ワーカー、事務等）。

### (2) 要保護児童対策地域協議会の民間構成機関

- 要対協の運営は、児相の相談課事業係が担当。要対協業務を主担当とする職員は正規・非正規含め 3 名。要対協調整業務等の民間委託はなし。
- 民間団体からは「子どもに関わる方々」として、民生・児童委員協議会、保護司会、健全育成を担う機関、学校（保育園含む）、医療機関等が参加している。
- 要対協で進行管理をしているケース件数は年間約 1,000 件。

## 2. 支援拠点／要対協と民間(=バディチーム)との連携の取組

### 【民間団体の概要】特定非営利活動法人 バディチーム

子育て支援・虐待防止を目的に、家庭訪問型の支援活動を行う NPO 法人。親の心身の不調、子どもの病気や障がい、ひとり親、経済的困窮等、さまざまな悩みを抱える家庭を訪問し、保育や家事等のお手伝いをしながら家庭の孤立を防ぎ、複雑な事情を抱えながらも子育てができるよう、親子を支える活動を行っている。「みんなで子育て」する社会をめざし、年齢・性別もさまざまなスタッフが活動に取り組んでいる。

## (1) 連携の背景・目的

- 平成 25 年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行以降、区内に養育困難家庭がどれくらいあるか、どのような支援が必要なのか、区において検討を重ねた結果、虐待の発生予防に向けては早期の支援が重要であり、ボランティアを中心に、子育て世代や養育に悩んでいる家庭の家事・育児等を支援をすることが必要との認識に至った。
- 児相でも、子育て支援事業における家庭訪問や、未就園時の養育家庭への訪問等を実施。児相が家庭の支援を直接行うのは、江戸川区の特徴である。
- 養育困難家庭への訪問を拡充するために、民間団体と連携する必要性が生じていた。そこで、アウトリーチ型支援を重視し、都内 13 区で養育支援訪問支援事業を実施していたバディチームと連携し、訪問型の食の支援事業を行うに至った。

## (2) 民間の役割・活動内容・体制

- バディチームでは、区事業として「おうち食堂」、「おとなりさん」等の事業の運営管理を受託している。食に関して環境的に不十分な家庭に対し、食の支援をすることで、健全な環境を確保することを目的としている。

| 事業名             | 業務の内容                                                                                                       |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| おうち食堂           | ・ 食の支援員が家庭に直接出向き、買い物から調理片付けまで行う事業。年間 48 回を上限。<br>・ 家庭で手作り、できたての食事を提供する。                                     |
| 子どもと家庭のおとなりさん事業 | ・ 子育て支援が必要な家庭に出向き、乳児支援（沐浴・育児支援・離乳食等）、子ども支援（遊び・学び・支援同行等）、家事支援（掃除・洗濯・買い物等）、学習支援（家庭での学習・同行支援等）等、さまざまな子育て支援を行う。 |

- ボランティア支援員は、おうち食堂、おとなりさんを合わせて 100 名ほど。区が募集し、研修を通じて支援員となっている。区在住者、30～70 代が中心。平日に仕事をしており、隙間時間で支援をしている方も多い。
- 支援員の採用時に個人面談を設け、各者の価値観・適性等（例：精神疾患、発達障害等のあるお子さんへの意識等）を確認し、マッチングの際の参考にしている。また、支援者と支援家庭が距離的に近すぎないように、マッチングに留意している（近所同士、同じくらいの年代の子どもがいる人同士等はマッチングしない）。適材適所になるよう心掛けている。



左：おうち食堂チラシ、右：調理例  
(資料：江戸川区)

### (3) 連携の効果

- バディチームを通じて、ボランティア支援員からの訪問記録（報告書）を受けており、必要に応じて児相による直接的な支援、介入につなげることができている。
- 江戸川区では、過去に小学生児童の虐待死事件があったが、元来、地域住民の間で「子どもは宝」との意識があり、虐待に対する関心が高く、通報の件数が多い状況がある。おうち食堂、おとなりさん事業のみならず、放課後の「すくすくスクール」事業等も地域住民の協力を得ており、これらの事業を通じて、行政、民間団体、市民がともに子ども・家庭を見守り、支援する環境が根付いてきている。

### (4) 連携の課題、工夫

- 他地域では支援員の募集を民間団体に任せているところもある中、江戸川区では、おうち食堂、おとなりさん事業の支援員の募集と研修を区（児相）が主導。それにより、「地域のために」とボランティアが集まる好循環が生じている。ボランティア人材が不足する中、江戸川区では比較的人手不足感なく事業を進められている。
- 児相は、必要な情報をバディチームに対し開示・共有することを基本方針としている。また、バディチームのコーディネーターが事業全体を把握しながら、必要に応じて家庭

に出向きモニタリングすることを認めている。成果を、支援 1 件当たり単価等で測るのではなく、子どもや家庭の安全確保という事業目標に置いている点で、民間団体のバディチームにとってもやりやすい環境がつけられている。

### 3. 支援拠点／要対協と民間(=バディチーム)との情報共有

#### (1) 情報共有の現状

- バディチームに支援を依頼する前に、区のケースワーカーがアセスメントの中で、家庭の課題、支援により当該課題をどこまで解決するか等をまず検討する。その結果により、支援に必要な最低限の情報（家庭の状況、課題等）をバディチームと共有する（共有が望ましくない情報は区にとどめる）。
- 支援に入中で、さらに必要な情報があれば、バディチームから区へ問い合わせが入る。
- 家庭訪問の際には、区のケースワーカーとバディチームと一緒に訪問し、世帯情報の把握も行う（おうち食堂やおとなりさん事業にてボランティア支援員が支援に入る旨も、区のケースワーカーから各家庭に伝えられる）。

#### (2) 守秘義務条項

- おうち食堂等の事業の仕様書内に個人情報の保護に関する条項が含まれている。また、別記の「個人情報保護に関する特約条項」において、秘密保持、目的外利用や再委託の禁止等の規定とともに、個人情報の収集・保管・利用、取扱場所、複写複製の禁止、返還、管理方法、事故発生時対応等の詳細が示されている。

#### (3) 民間団体内での守秘義務等に関する周知徹底方法

- おうち食堂等の事業のコーディネーターが責任者として、個人情報守秘義務についてボランティア支援員に周知し、指導している。
- コーディネーターから支援員に対してどこまで情報を伝えるべきか、各家庭への支援内容（家事、調理、保育等）を踏まえて慎重に判断している。利用者情報についてはほとんどは伏せており、支援に入る上で必要となる対応情報を中心に伝達している。
- ボランティア支援員には入職時等に個人情報等に関する研修を行い、誓約書を取り交わしている。

#### (4) 情報共有の課題、工夫

- 養育支援訪問事業においては、児相とバディチームの間で十分な情報共有があればよく、バディチームとしては要対協への参加（他団体との情報共有）の必要性をさほど感じていない。
- 児相とバディチーム間の一对一の情報共有であり、情報の管理がしやすい側面もある。

**令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業**

**市区町村の要保護児童対策地域協議会等  
に関する調査研究**

**「調査2：窓口調査の実施方法に関する検討」**

**報告書**

**令和4年3月**

**株式会社 リベルタス・コンサルティング**

## － 目 次 －

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 要旨 .....                             | 1  |
| 第1章 調査研究の目的・実施内容等.....               | 2  |
| 1－1. 背景.....                         | 2  |
| 1－2. 目的.....                         | 2  |
| 1－3. 調査研究の対象.....                    | 2  |
| 1－4. 有識者検討会の設置 .....                 | 4  |
| 1－5. 調査方法.....                       | 5  |
| 第2章 調査票の改定 .....                     | 7  |
| 2－1. 従前の調査票からの改定点 .....              | 8  |
| 2－2. 調査票の改定にあたっての検討 .....            | 9  |
| 2－3. 論点の整理と検討（第1回検討会） .....          | 12 |
| 2－4. 調査票改定素案の作成と検討（第2回／第3回検討会） ..... | 13 |
| 2－5. 市区町村からの意見聴取 .....               | 16 |
| 2－6. 調査票改訂案の最終検討（第4回／第5回検討会） .....   | 19 |
| 調査票改定案等.....                         | 21 |

## 要旨

### ＜調査研究報告書タイトル＞

市区町村の要保護児童対策地域協議会等に関する調査研究 報告書

### ＜実施主体名＞

株式会社リベルタス・コンサルティング

### ＜調査研究報告書の概要＞

要保護児童対策地域協議会の更なる充実・活性化、子ども家庭総合支援拠点の設置促進といった課題に関する取組を進めるため、要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況等市区町村における虐待対応に関する基礎データの収集事項等を向上するため、下記事項を実施した。

- 有識者検討委員会を設置し、調査の方向性、調査事項等についての検討を実施した。
- 検討を踏まえ作成した調査票案を市区町村に提示し、妥当性の検証等を実施した。

調査方法として、下記等を実施した。

- 市区町村への意見聴取：有識者検討会での検討を踏まえて作成した調査票案の内容確認を依頼し、そのうえで回答者の立場から、調査内容の妥当性、回答のしやすさ、調査票内の用語使用の適切さ等に関する意見を聴取した。
- 有識者検討会の開催：専門的な観点から、調査研究に必要な知見等を得ることを目的に、有識者検討会を5回開催した。

上記の調査・検討を経て、下記から成る報告書を作成した。今後、弊社ホームページに掲載する等により、情報発信・周知を図っていく。

- 報告書本編：有識者検討会にて行った検討結果、また市区町村に対して行った意見聴取から得られた知見を基に、「市町村（虐待対応担当窓口等）の状況調査」の調査票を改定した経過を取りまとめた。
- 参考資料：改定後の「市町村（虐待対応担当窓口等）の状況調査」の調査票、同調査票の依頼時に、市区町村に配付する調査回答手引きを掲載した。また、調査の実施に際し「注意を要する用語」として、回答者に提示すべき用語について、有識者検討会にて整理した結果を掲載した。

## **第1章 調査研究の目的・実施内容等**

### **1－1. 背景**

各市区町村における児童家庭相談体制や要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況については、平成19年度より調査を開始し、その後、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施状況、子ども家庭総合支援拠点の設置状況といった調査項目を追加し、現在の「市町村（虐待対応担当窓口等）の状況調査」の形態になっている。

### **1－2. 目的**

「市町村（虐待対応担当窓口等）の状況調査」は、調査開始から既に10年以上が経過し、その間、数度にわたり制度改正が行われたこと（例えば、令和2年施行の改正児童福祉法により、児童への体罰禁止が明確化された）、また、要保護児童対策地域協議会の更なる充実・活性化、子ども家庭総合支援拠点の設置促進といった課題に関する取組を進めるため、要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況等市区町村における虐待対応に関する基礎データを収集する本調査について、その調査項目の見直しを行うことにより、市区町村の児童虐待への対応力の向上に関する施策の検討に資することを目的とする。

### **1－3. 調査研究の対象**

今回の調査研究の対象とした「市町村（虐待対応担当窓口等）の状況調査」は、毎年、厚生労働省が全国の市区町村に依頼し実施しているものであり、下表のA～Dの調査から構成される。これらの調査は、既に開始から10年を数える一方、調査票の構成については大きな変更はなされていない。この間、様々な関連法の改正等があり、調査票としては随時の改定によって対応してきた。

この点、各法規等の現状に立脚した調査票を設計し、施策の状況やその課題の把握、また地方自治体における必要・有益な情報提供に資する調査とすることを目指し、調査票改定を試みる。

図表 1-1 調査の名称と概要

| 調査 | 調査名                        | 調査内容（概要）                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A  | 虐待対応担当<br>窓口の状況調査          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待対応担当窓口の担当部局</li> <li>● 配置職員のプロフィール</li> <li>● 研修会の参加状況</li> <li>● 質の向上のための様々な取組の実施状況 等</li> </ul> <p>※質問を「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の有無別に分けて設定</p>                                                                                         |
| B  | 要保護児童対策<br>地域協議会等の<br>状況調査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要対協の構成機関</li> <li>● 要対協調整機関を担当する部署</li> <li>● 調整機関の職員のプロフィール</li> <li>● 要対協において設置する会議の種類と回数</li> <li>● 登録ケース数、質の向上のための様々な取組の実施状況 等</li> </ul>                                                                                      |
| C  | 乳児家庭<br>全戸訪問事業の<br>状況調査    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況</li> <li>● 所管部署、外部への委託状況</li> <li>● 訪問対象家庭数、対象としなかった家庭数と理由</li> <li>● 新生児訪問指導と併せた実施状況</li> <li>● 担当者・訪問者への研修等の実施状況</li> <li>● 料金の徴収状況・減免措置の有無</li> <li>● 事業の運営上の課題</li> </ul>                                      |
| D  | 養育支援<br>訪問事業の<br>状況調査      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 養育支援訪問事業の実施状況</li> <li>● 所管部署、外部への委託状況</li> <li>● 訪問対象家庭数、訪問先家庭の把握経路、訪問先の家庭の特徴</li> <li>● 要対協へのケース登録状況</li> <li>● 訪問者の属性</li> <li>● 訪問後の対応</li> <li>● 担当者・訪問者への研修等の実施状況</li> <li>● 料金の徴収状況・減免措置の有無</li> <li>● 事業の運営上の課題</li> </ul> |

#### 1-4. 有識者検討会の設置

現行の調査票を基準として、新規に設定すべき質問事項、削除すべき質問事項、追記すべき用語解説等を検討するに際し、専門的な観点から必要な知見等を得ることを目的に、有識者検討会を設置し、5回開催した。

##### 1) 検討会メンバー

有識者検討会の構成メンバーは下記のとおり。

| 有識者検討会メンバー（五十音順）                    |                              |
|-------------------------------------|------------------------------|
| 座 長                                 | 鈴木 秀洋 氏（日本大学 危機管理学部 准教授）     |
| 委 員                                 | 小橋 孝介 氏（松戸市立総合医療センター小児科 副部長） |
| 委 員                                 | 佐藤 まゆみ 氏（淑徳大学短期大学部 こども学科 教授） |
| 委 員                                 | 出口 茂美 氏（越前市 市民福祉部 理事）        |
| 委 員                                 | 橋本 達昌 氏（全国児童家庭支援センター協議会 会長）  |
| 委 員                                 | 藤林 武史 氏（西日本研修センターあかし 企画官）    |
| オブザーバー 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室 |                              |
| 事務局 株式会社リベルタス・コンサルティング              |                              |

##### 2) 開催記録

有識者検討会は 5 回開催した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン会議形式での開催とした。

図表 1-2 有識者検討会開催記録

| 開催日時                               | 議題                            |
|------------------------------------|-------------------------------|
| 第1回：令和3年9月2日（木）<br>17時30分～20時30分   | ● 実施方針の検討<br>● 論点の整理と検討       |
| 第2回：令和3年10月14日（木）<br>19時～21時       | ● 調査回答手引きの検討<br>● 調査票の改訂事項の検討 |
| 第3回：令和3年12月15日（水）<br>19時30分～21時30分 | ● 調査票改定素案の検討                  |

|                            |                                                                                           |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4回：令和4年2月8日（火）<br>19～21時  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市区町村からの意見聴取結果の報告</li> <li>● 調査票改定案の検討</li> </ul> |
| 第5回：令和4年3月16日（水）<br>19～21時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査票改定案の決定</li> <li>● 調査報告書の検討</li> </ul>         |

## 1－5. 調査方法

### 1) 論点の整理と検討

有識者検討会での議論を通じて、従来の調査票を基に、調査票改定に向けた論点を整理し、改訂の方向性を検討した。

### 2) 調査票改定素案の作成

事務局による検討、及び有識者検討会での議論を経て、調査票改定素案を作成した。また、また、調査票に併せて配布される資料（調査説明及び回答協力依頼に係る文書）についても改定案を作成した。

### 3) 市区町村からの意見聴取

2)において作成した調査票改定案をもとに、人口規模の異なる複数の市区町村に対して書面調査を実施した。

具体的には、新設した質問に対する妥当性（回答の可否、回答のしやすさ等）、追加することが望ましい設問事項、補充すべき用語説明（定義の明確化）等についての調査を実施した。

#### 【調査項目】

- 1) 「A 虐待対応担当窓口の状況調査」及び「B 要保護児童対策地域協議会等の状況調査」の調査票改定案について
  - ・ 調査票改定の趣意・目的についての意見
  - ・ 公表されると有用な資料についての意見
  - ・ 新設を検討している設問についての意見  
(回答しづらい設問、回答するための負担、選択肢の過不足、設問分のわかりやすさ、その他)
  - ・ 追加して質問すべき事柄についての意見
- 2) 「C 乳児家庭全戸訪問事業の状況調査」及び「D 養育支援訪問事業の状況調査」の調査票改定案について
  - ・ 乳児家庭全戸訪問事業に類似する事業の有無、調査票への回答の可否

- ・新設を検討している設問についての意見  
(回答しづらい設問、回答するための負担、選択肢の過不足、設問分のわかりやすさ、その他)
- ・追加して質問すべき事柄についての意見

#### **4) 調査票の最終検討**

市区町村への書面調査結果を踏まえ、有識者検討会で再度調査票案の検討を行い、最終検討結果をとりまとめた。

## 第2章 調査票の改定

有識者検討会における議論と、市区町村からの意見聴取に基づき、現行の調査票を基準として、新規に設定すべき質問事項、削除すべき質問事項、追記すべき用語解説等について議論を行い、新たな調査票改定案を策定した。

なお、調査票改定案の策定にあたっては、以下に示す調査票改定の趣意・目的を設定した。

### ー調査票改定の趣意・目的ー

- 調査開始から 10 年以上が経過した中、関連法規の改正等の環境変化がある中で、要保護児童対策地域協議会の更なる充実・活性化、子ども家庭総合支援拠点の設置促進といった課題に関する取組を進めるために必要なデータを収集するために調査項目を見直す。
- 子ども家庭総合支援拠点の設置を前提とした調査として、調査票を構成する。
- 現状では、前提として子ども家庭福祉分野は市区町村の基盤整備が十分でないケースも多数あると考えられる。様々な役割や機能を付与していくことの難しさがあり、そのため、「市区町村における子ども家庭相談の状況調査」として体制全体の実態を把握する必要がある。
- 要保護・要支援児童数に対して、職員数や支援ツールがどれくらい活用されているかの把握を試みる。
- 一義的な虐待対応窓口として、児童相談所との役割分担、24 時間 365 日対応等の体制作り、人材育成等、あるべき姿を前提として調査票を設計する。
- 要対協がどのように機能し、活用されているのかを把握し、子どもの権利・利益が守られるようになっているのかを明らかにする。
- 市区町村の児童虐待への対応力の向上に関する施策の検討に資することを最終的な目的とする。

## 2-1. 従前の調査票からの改定ポイント

本調査において行った調査・検討の結果、調査対象の調査票につき、以下の点を改定した。

なお、検討の経緯等は2-2以降に示す。

| 調査 | 調査名                | 改定ポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A  | 虐待対応担当窓口の状況調査      | <p>&lt;市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 設置有無を問う質問を1問目に変更。また、同支援拠点の設置基準に合わせ人口を問う設問を設定（問0、問1）</li> <li>● 支援拠点に従事する職員数（職員の種別）に尋ねる設問を設定。（問3(5)）</li> </ul> <p>&lt;スーパーバイザーについて&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スーパーバイザーの配置状況について尋ねる設問を設定（問11(1)～(2)）</li> </ul> <p>&lt;通告等について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通告状況（件数、要対協登録ケース数との関係）について尋ねる設問を設定（問11(3)～(4)）</li> </ul> <p>&lt;その他運営上の課題について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 連携会議・連絡会議の実施状況、子ども家庭相談・支援における課題感について尋ねる設問を設定（問11(5)～(6)）</li> </ul> |
| B  | 要保護児童対策地域協議会等の状況調査 | <p>&lt;会議の参加者について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 構成機関別の代表者会議、実務者会議参加者の職責や資格を尋ねる設問を設定（問3）</li> </ul> <p>&lt;登録ケースについて&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 登録ケース数（翌年度に繰り越した件数、当該年度中に一時保護となった件数等）を尋ねる設問を設定（問9(4)～(7)）</li> </ul> <p>&lt;運営・運用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期的なケースの状況確認、援助方針の見直し、進行管理台帳の登載の判断基準について尋ねる質問を設定（問13）</li> <li>● 進行管理台帳に登録されているケース全体のアセスメントと具体的なケースマネジメントを行う者について尋ねる設問を設定（問14）</li> <li>● 児童福祉士指導等になった際の対応状況を尋ねる設問を設定（問15）</li> <li>● 部局や担当の決定、引継ぎなどで切れ目が生じないために行っている工夫について自由回答で尋ねる設問を設定（問20）</li> </ul>     |

| 調査 | 調査名             | 改定点                                                                                                     |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| C  | 乳児家庭全戸訪問事業の状況調査 | <他機関連携について><br>● 児童相談所等と連携して対応した件数を尋ねる設問を設定（問 9(4)）                                                     |
| D  | 養育支援訪問事業の状況調査   | <要対協の登録状況について><br>● 要対協の登録ケース数について尋ねる設問を設定（問 7(2)）<br><他機関連携について><br>● 児童相談所等と連携して対応した件数を尋ねる設問を設定（問 12） |

## 2-2. 調査票の改定にあたっての検討

調査票の改定にあたっては、検討会及び、自治体へのヒアリング等によってご意見を募り、具体的な調査票の改定に繋げた。

各調査の調査票改定にあたって参考とした意見は以下のとおりである。

### 1) A:虐待対応担当窓口の状況調査

<検討会意見>

- これまでの調査票は、子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」）を虐待防止の中心と位置付ける現在のグラウンドデザインと一致しない。現状に即した変更が必要である。
- 支援拠点において通告受理したケースの状況（全てを要対協に登録しているのか、一部なのか）は要対協向けの調査でなく、虐待対応担当窓口向けの調査において確認すべきである。
- 支援拠点と子育て世代包括支援センターの状況について、物理的に建物が一体であるかをたずねる新設設問を提案したが、物理的に加えて組織的・情報面の一体性もたずねる形式に変更する。

<自治体意見>

- 「スーパーバイザー」との用語があるが、定義を示していただきたい。市区町村、担当者によって解釈が異なるのではないか。
- 「ソーシャルワーク」、「ケアマネジメント」についても「スーパーバイザー」同様、定義を示していただきたい。

（用語の定義については、第4・5回検討会において、検討を行い、記載事項を決定した）

## 2) B:要保護児童対策地域協議会等の状況調査

### <検討会意見>

- 個別ケースの検討状況については把握されていない部分も多い。要保護児童対策地域協議会の設置状況に留まらない、具体的取組内容の詳細等を調査することが必要である。
- 実務者会議の枠組み・構成等の質問を設定することが必要である。一方で、進行管理会議については不要と考える。両方を行っている市区町村が多くあり、同じような回答を複数回求めてしまうことになる。
- 要対協の各会議の参加者につき、「どの機関の方が来ているか」だけでなく、「どのような職責の方が来ているか」を確認することができないか。例えば「医師」が参加しているなら、どのような方なのか（虐待についての専門知識を有するか等）までわかるとよい。
- 一時保護の数は、終結しているかどうかは関係なく、当該年度に登録している要保護児童のうち当該年度に一時保護になった数を聞いているので、把握できると思う。少なくとも要対協側で登録したケースのうち、一時保護になった件数がどれくらいかをたずねる問いとして、確認する。

### <自治体意見>

- 要対協の構成機関に関する設問について、各会議の出席者や資格を問う設問は有用だが、回答に手間がかかる。また、民間団体からの出席者については細かく資格等を把握していない場合もある。
- また、一部署から複数名が参加している場合の記載方法（最も上の役職者を知りたいか、逆か）等を決めなければ回答が困難となるケースもあり得る。
- 児童相談所との連携に関する設問について、当自治体の場合は児童相談所と共通で進行管理台帳を作成しているため、台帳への登載は全件実施されている。台帳の登載の有無を質問したいのか、実際の支援の有無を質問したいのかによるが、選択肢を見直すべきと考える。

## 3) C:乳児家庭全戸訪問事業の状況調査

- 既に多くの市区町村が取り組んでいる。実施率という観点では概ね把握されているところであり、調査を続けるのであれば、将来の事業改善に繋がるような内容の質問項目を設けてはどうか。
- 他機関との連携対応した件数に関する設問において提示されている「福祉事務所」は生活保護、児童、高齢者、障害等すべての部署を指すため、連携の有無について問う

のであれば、具体的な標記（生活保護担当部署、障害担当部署等）の方がわかりやすいのではないかと。

#### **4) D:養育支援訪問事業の状況調査**

- 既に多くの市区町村が取り組んでいる。実施率という観点では概ね把握されているところであり、調査を続けるのであれば、将来の事業改善に繋がるような内容の質問項目を設けてはどうか。
- 本事業は、乳児家庭全戸訪問事業ほどは市区町村において定着していない。調査としては重要であり、家庭への支援施策としても特に重要である。

#### **5) 調査全体に共通の事柄**

- 質問数が多いとの指摘はあるものの、質問を減らすことありきでなく、質問の意義、必要性を踏まえて検討していくべきである。
- 調査票上の用語の定義（例えば、要保護、要支援の違い）等を明確にすることが、回答者の負担の低減等に繋がる。

## 2-3. 論点の整理と検討(第1回検討会)

従来使用している調査票等の資料を事前配布の上、有識者委員から調査のあるべき方針・方向性、調査票の内容等における課題を提示いただき、検討会にて議論をいただいた。

各調査における主な指摘事項や論点の要旨は以下のとおり。

### 1) A:虐待対応担当窓口の状況調査

- これまでの調査票は、子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」）を虐待防止の中心と位置付ける現在のグラウンドデザインと一致しない。現状に即した変更が必要である。
- 現行の児童福祉法を踏まえ、調査において把握すべき職員の対象を明確にすべきである。
- 回答者の視点に立つと、質問項目が多い。回答者が回答しやすいような設計とすることも含め、回答者負担を考慮する必要がある。

### 2) B:要保護児童対策地域協議会等の状況調査

- ◎ 個別ケースの検討状況については把握されていない部分も多い。要保護児童対策地域協議会の設置状況に留まらない、具体的取組内容の詳細等を調査することが必要である。

### 3) C:乳児家庭全戸訪問事業の状況調査／D:養育支援訪問事業の状況調査

- 両事業は既に多くの市区町村が取り組んでいる。実施率という観点では概ね把握されているところであり、調査を続けるのであれば、将来の事業改善に繋がるような内容の質問項目を設けてはどうか。

### 4) 各調査に共通する事項

- ◎ 質問数が多いとの指摘はあるが、質問を減らすことありきでなく、質問の意義、必要性を踏まえて検討していくべきである。
- 市区町村が求めるようなデータを提供できるようにする観点から、設計について検討してはどうか。
- ◎ 調査票上の用語の定義（例えば、要保護、要支援の違い）等を明確にすることが、回答者の負担の低減等に繋がる。

## 2-4. 調査票改定素案の作成と検討(第2回/第3回検討会)

第1回検討会での討議内容を踏まえ、調査票の改定素案(第一案)を事務局が作成し、有識者委員に提示のうえで、調査票改訂に関する討議を行った。また、調査票に併せて配布される資料(調査説明及び回答協力依頼に係る文書)についても改定案を作成した。

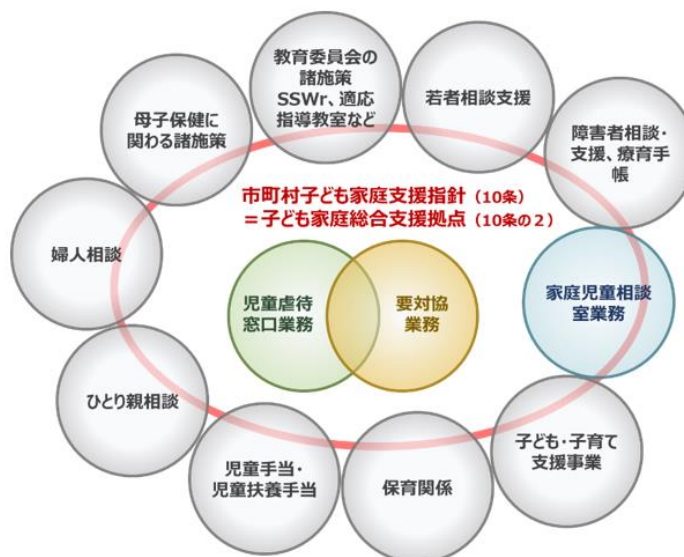
なお、有識者委員からの提供資料を活用し、従来提示していなかった「虐待対応担当窓口についての考え方」を、調査説明資料改定案に掲載(下図)することとした。本説明においては、市区町村ごとに役割、位置づけが異なり得る支援拠点について、想定される役割を明記し、回答者間での認識のずれを回避しつつ、現在の虐待防止にかかる中心となる拠点である、という位置づけを明示するねらいがある。

図表 2-1 改定案における「虐待対応担当窓口についての考え方」の提示

### ＜虐待対応担当窓口等についての考え方＞

- 子ども家庭総合支援拠点については児童福祉法第10条の2に基づき設置されているところ、自治体によっては、市町村子ども家庭支援拠点(同法10条)とも異なる範囲を含む、各種の業務を担っている場合があります。兼務の状況などをご記入いただくのにあたっては、以下に示すような、各種の事業の担当状況に鑑みご回答ください。

参考:市町村子ども家庭支援指針・子ども家庭支援総合支援拠点等の、  
児童虐待等ほか、各種事業との関係イメージ



(令和4年2月現在の情報に基づき作成)

調査票改定にあたっての方針や、調査票の具体的な内容、上掲「虐待対応担当窓口について」資料に対する主な指摘事項や論点は以下のとおりであった。

### **1) 調査説明及び回答協力依頼に係る文書について**

- 児童福祉法における位置づけを明確にする、という点で本資料が必要である。
- 児童福祉法 10 条において、自治体の児童福祉における責務が明記され 10 条の 2 において、その具体的な実施を記載している。

### **2) 調査票の改定にあたっての方針**

- 2016 年の母子保健法改正により子育て世代包括支援センターを要保護児童、要支援児童に重きを置いて作っている市区町村、保健師に頑張ってもらっている市区町村もある。そういった市区町村の状況も把握できるように配慮する必要がある。要保護から要支援に絞って、市区町村はどのような事業を活用してアプローチしているか、体制を含めて迫った方がよい。
- 各市区町村自身が、比較検討できるようなデータの出し方をしてもらえるとよい。
- 経年変化把握は国にとっては重要だが、市区町村はさほど気にしない側面もある。国が調査したいことと市区町村が把握したいことには相違があることもある。国として調査したい事項は残した上で、現場として把握したいことを追加できればよい。また、比較検討等という観点から、例えば市区町村調査は必ず規模別に分けるというアウトプットの提示方法を提案できるとよい。

### **3) A:虐待対応担当窓口の状況調査**

- ◎ 支援拠点において通告受理したケースの状況（全てを要対協に登録しているのか、一部なのか）は要対協向けの調査でなく、虐待対応担当窓口向けの調査において確認すべきである。
- 夜間・休日対応についてはほとんどの市区町村が未実施であり、回答者負担の観点からは、調整が必要である。ただ、意図的に質問する（質問することで市区町村に夜間・休日対応を促す）ことにも意義がある。

### **4) B:要保護児童対策地域協議会等の状況調査**

- 要対協が、困難ケースを検討するための支援者ネットワークによる会議体であるだけでなく、ネットワークによる会議を通じて、個別家庭のニーズが十分に満たされるようマネジメントすることにより、子どもの権利・最善の利益を守るものである、ということを回答者（市区町村）に改めて認識いただきたい。

- ◎ 実務者会議の枠組み・構成等の質問を設定することが必要である。一方で、進行管理会議については不要と考える。両方を行っている市区町村が多くあり、同じような回答を複数回求めてしまうことになる。
- ◎ 要対協の各会議の参加者につき、「どの機関の方が来ているか」だけでなく、「どのような職責の方が来ているか」を確認することができないか。例えば「医師」が参加しているなら、どのような方なのか（虐待についての専門知識を有するか等）までわかるとよい。
- マニュアルやリスクアセスメントシートを活用せずにケース登録している場合があると聞く。ケース登録基準がないがために漏れていくケースを要対協の中でしっかり扱っていくことを考えてもらうための設問を設けたい。

## **5) C:乳児家庭全戸訪問事業の状況調査**

- 事業名称にとらわれずに、「気がかりである」等の事情がある乳児への支援状況をたずねるという考え方もある。

## **6) D:養育支援訪問事業の状況調査**

- 事業において訪問先を把握した経路、また特徴をたずねる質問が従来から設定されているが、この回答結果の活用が難しいと考えられる。要否については、検討が必要である。
- ◎ 本事業は、乳児家庭全戸訪問事業ほどは市区町村において定着していない。調査としては重要であり、家庭への支援施策としても特に重要である。

## 2-5. 市区町村からの意見聴取

第3回検討会までに検討した事項を踏まえた調査票改定案を作成し、市区町村に内容を確認いただいた上で、調査票設計の考え方、質問内容の妥当性、追加すべき質問項目等の意見を聴取した。

### 1) 調査実施要領

調査実施要領は以下のとおり。

- 実施方法：書面調査
- 実施時期：2022年1月
- 調査対象者：要対協の設置・運営ご担当課の方
- 質問項目：
  - 1) 調査票の改定方針（趣意と目的）へのご意見
  - 2) 自治体の立場から公表を望む資料（自治体にとって有用な資料）
  - 3) 新設設問へのご意見
  - 4) 追加して質問すべき事柄
- 対象市区町村：人口規模の異なる複数の市区町村を対象とした。
  - 1) 政令指定都市 A市
  - 2) 中核市以上（人口20万人以上） B市
  - 3) 中規模（人口5～20万人） C市
  - 4) 小規模（人口5万人未満） D市

### 2) 市区町村の意見

市区町村からの主な意見は下記のとおり。

#### (1) 調査票の改定方針(趣意・目的)への意見

- 支援ケースの継続性（複数年にわたる支援）が見えてくる設問があるとよい。
- 新規設問案（設置場所、外部委託の有無、終結件数、進行管理の判断基準等）が追加されたことで、各自治体の実情が把握できるため、参考になる。
- 政令指定都市の場合、どのように回答したらいいのか迷うことが多い。区単位（実務の主体）の状況で回答するのか、市（とりまとめ所管）として回答するのか、明確に分けてほしい。

#### (2) 自治体の立場から把握・公表を望む資料(自治体にとって有用な資料)

- 人口規模ごとに、支援拠点や家庭児童相談室を何名程度で担っているのか、担当職員

の配置体制を整えているのか等がわかるとありがたい。

- 要対協の専門職、担当職員の配置について、専任・兼務の別がわかると参考になる。
- 専門職の経験年数や人材の確保方法についてわかると参考になる。
- 児童の人口規模や地域性に応じた、要対協、支援拠点及び子育て世代包括支援センターの望ましい運営体制、人材育成や研修体制のあり方等が示されるとよい。
- 各自治体における職員採用（配置）上の工夫や新規事業（成果を含む）に関する設問があると参考になる。

### **（３）新設設問へのご意見**

#### **①A：虐待対応担当窓口の状況調査**

##### **【子ども家庭総合支援拠点についての設問】**

- ◎ 調査票改定案に示されている選択肢は妥当と考える。
- 支援拠点の外部委託については有用な設問と考える。ただ、具体的な外部委託の内容については自由回答で市区町村が書くのではなく、予め選択肢を設定することができないか。

##### **【スーパーバイザーについての設問】**

- ◎ 「スーパーバイザー」との用語があるが、定義を示していただきたい。市区町村、担当者によって解釈が異なるのではないか。

##### **【通告等の件数に関する設問】**

- 福祉行政報告例でも報告している事項である。重複感があり、本調査での必要性について検討されたい。また、調査する場合には福祉行政報告例と項目を合わせる等されたい。

##### **【他機関との連携に関する設問】**

- 他機関との連携上の課題については、自由回答でなく選択肢式の回答がよい。または、記載例を表示されたい。

##### **【子ども家庭相談における困難事項に関する設問】**

- ◎ 「ソーシャルワーク」、「ケアマネジメント」についても「スーパーバイザー」同様、定義を示していただきたい。
- 在宅支援サービスの「サービス」という表現が適切かどうか、検討されたい。

#### **②B：要保護児童対策地域協議会等の状況調査**

##### **【要対協の構成機関に関する設問】**

- ◎ 各会議の出席者や資格を問う設問は有用だが、回答に手間がかかる。また、民間団体

からの出席者については細かく資格等を把握していない場合もある。

- ◎ 一部署から複数名が参加している場合の記載方法（最も上の役職者を知りたいか、逆か）等を決めなければ回答が困難となるケースもあり得る。
- ケース会議については、ケースの都度メンバーが変わるので記入に相当手間がかかる。

#### 【登録されているケース数の内訳に関する設問】

- ◎ 「3号措置」、「4号措置」との用語については、従来の調査票で用いられていなかった。用語の説明を付す方がよい。
- 要対協で扱ったケースが一時保護に至ったケース等は、集計に労力を要する。
- 前年度からの継続ケースを問う設問と新規ケースを問う設問を整理していただきたい。回答時に誤解を招く恐れがある。

#### 【児童相談所との連携に関する設問】

- ◎ 当自治体の場合、児童相談所と共通で進行管理台帳を作成しているため、台帳への登載は全件実施されている。台帳の登載の有無を質問したいのか、実際の支援の有無を質問したいのかによるが、選択肢を見直すべきと考える。

### ③C:乳児家庭全戸訪問事業の状況調査

#### 【他機関との連携対応した件数に関する設問】

- 当自治体では、この調査票は母子保健主管課が回答する内容だが、選択肢の連携先は児童福祉主管課が主に連携する機関となっている。庁内で母子保健主管課が児童福祉主管課と連携して選択肢の関係機関につながった場合も、戸数として計上するのか、扱いが難しい。
- ◎ 項目として提示されている「福祉事務所」は生活保護、児童、高齢者、障害等すべての部署を指すため、連携の有無について問うのであれば、具体的な標記（生活保護担当部署、障害担当部署等）の方がわかりやすいのではないか。

### ④D:養育支援訪問事業の状況調査

#### 【訪問先の要対協登録に関する設問】

- 年度中に訪問したケースには、前年度からの訪問継続ケースもあるが、全てが母数となるのか判断がつかない。実家庭数の抽出と確認等が必要なため、回答には労力がかかる。
- 要対協担当部署が中枢機関となっていることが多いと思われ、「一部を登録ケースとしている」との選択肢を選ぶ自治体は少ないのではないか。

## 2-6. 調査票改訂案の最終検討(第4回／第5回検討会)

前節に示した市区町村からの意見聴取結果を基に、有識者検討会において調査票改訂案の最終検討を行った。主な討議結果は以下のとおり。

### 1) A:虐待対応担当窓口の状況調査

- ◎ 支援拠点と子育て世代包括支援センターの状況について、物理的に建物が一体であるかをたずねる新設設問を提案したが、物理的に加えて組織的・情報面の一体性もたずねる形式に変更する。
- ◎ 市区町村から、支援拠点業務の外部委託について選択肢（例示）がほしいという意見があったが、法律上の課題意識からは「全部委託は不可であり、一部委託は可」である。また、その一部業務の内容については様々なパターンがありうるので、選択肢の設定は難しい。
- ◎ スーパーバイザー等の定義はそれぞれ確認し、「注意すべき用語」の形で整理を進める。ソーシャルワーク、ケアマネジメントも同様だが、これらは非常に定義づけが困難であり、事務局・委員で相談の上調整する。

### 2) B:要保護児童対策地域協議会等の状況調査

- 要対協の出席者については、資格等、また回答方法を再構成する。
- ◎ 一時保護の数は、終結しているかどうかは関係なく、当該年度に登録している要保護児童のうち当該年度に一時保護になった数を聞いているので、把握できると思う。少なくとも要対協側で登録したケースのうち、一時保護になった件数がどれくらいかをたずねる問いとして、確認する。
- 地方ほど、終結として処理しがちになる。一時保護したのちは要対協で議論するのをやめてしまう状況があれば課題である。一時保護したからといって終結ではないということを意識してもらう必要がある。
- 3号措置になったが、終結していない場合もある。4号措置は終結でよい。登録しているケースで3号措置になったケースは何人いるかという設問に修正する。

### 3) C:乳児家庭全戸訪問事業の状況調査

- 連携先について、設問を再検討する。

### 4) D:養育支援訪問事業の状況調査

- 訪問件数、要対協登録ケース数をたずねる設問があるが、設問順を組み替えることで、効率的にたずねることが可能である。

以上までの検討を基に、本事業における調査票改定案等を作成した。参考資料にこれを示す。



## 調査票改定案等

- ◆ 調査回答手引き(調査説明及び回答協力依頼に係る文書)
- ◆ 調査票
- ◆ 注意すべき用語

## 市町村（虐待対応担当窓口等）の状況調査要領

### 1. 調査概要

X 年 X 月 x 日時点（又は XX 年度実績等）における以下の各項目の運営状況等について、別添調査票について回答してください。

#### <調査票>

#### （１） 虐待対応担当窓口（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の運営状況調査

市町村における虐待対応担当窓口（福祉行政報告例第 49 の 2 表における児童虐待相談の対応をしている担当窓口）の運営状況について、回答してください。

#### （２） 要保護児童対策地域協議会の設置運営状況調査

児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に基づく、要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況について回答してください。

#### （３） 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況調査

児童福祉法第 6 条の 3 第 4 項に基づく、乳児家庭全戸訪問事業の実施状況について回答してください。

#### （４） 養育支援訪問事業の実施状況調査

児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に基づく、養育支援訪問事業の実施状況について回答してください。

### 2. 留意事項

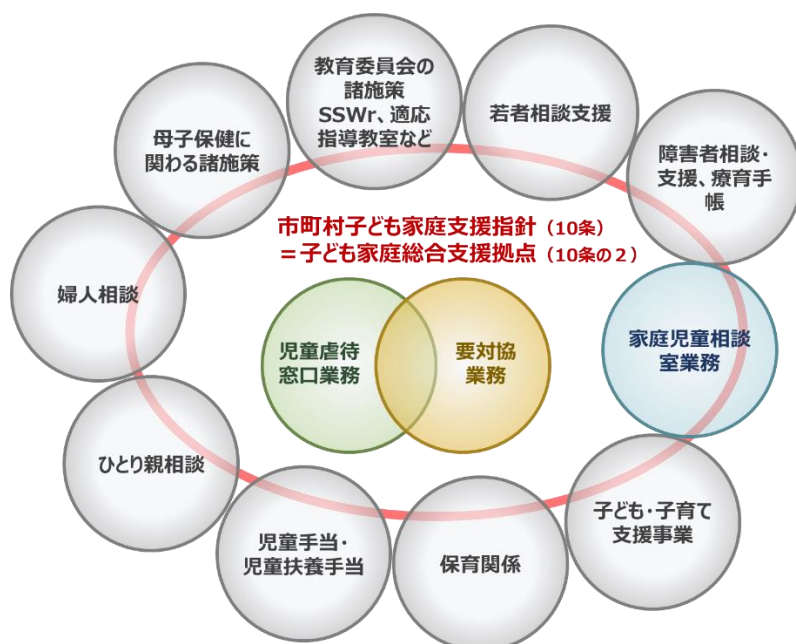
#### <調査票の入力について>

- ・ 調査票（エクセルファイル）を開くと、マクロの設定を有効にするかを確認するダイアログが表示されますので、「有効にする」を選択した上で回答を入力してください。
- ・ 調査票の入力が終了しましたら、「入力チェック」ボタンを押し、エラーや入力漏れがないかを確認してください。

### ＜虐待対応担当窓口等についての考え方＞

- ・ 子ども家庭総合支援拠点については児童福祉法第 10 条の 2 に基づき設置されているところ、自治体によっては、市町村子ども家庭支援拠点（同法 10 条）とも異なる範囲を含む、各種の業務を担っている場合があります。兼務の状況などをご記入いただくのにあたっては、以下に示すような、各種の事業の担当状況に鑑みご回答ください。

参考：市町村子ども家庭支援指針・子ども家庭支援総合支援拠点等の、  
児童虐待等ほか、各種事業との関係イメージ



（令和 4 年 2 月時点の情報に基づき作成）

### ＜用語の定義について＞

本調査における以下の用語の定義については次のとおりとします。

- ① 要保護児童対策地域協議会の調整機関  
児童福祉法第 25 条の 2 第 5 項に基づく、要保護児童対策調整機関をいう。
- ② 調整機関に配置された調整担当者  
児童福祉法第 25 条の 2 第 6 項に基づく、調整担当者（専門的知識及び協議会に関する事務を総括するとともに支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、支援の実施状況を的確に把握し、関係機関等との連絡調整を行う業務に係る）
- ③ 家庭児童相談室  
「家庭児童相談室の設置運営について（昭和 39 年 4 月 22 日厚生事務次官通知）」に基づく家庭児童相談室をいう。
- ④ 子育て世代包括支援センター

母子保健法 22 条に基づき、設置された子育て世代包括支援センターをいう。

⑤ **市区町村子ども家庭総合支援拠点**

児童福祉法第 10 条の 2 に規定する、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点をいう。

⑥ **要保護児童対策地域協議会に設けられている各種会議**

「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（平成 17 年 2 月 25 日雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づく各種会議をいう。

⑦ **虐待防止対策に資する要保護児童対策地域協議会以外のネットワーク**

児童福祉法第 25 条の 2 に定める要保護児童対策地域協議会とは別に、自治体が任意で設置しているネットワークをいう。

⑧ **正規職員・非正規職員**

雇用期間の定めのある職員を「非正規職員」といい、それ以外を「正規職員」という。

⑨ **常勤職員・非常勤職員**

1 日 7 時間 45 分、週 5 日以上職務に従事する職員を「常勤職員」といい、それ以外を「非常勤職員」という。

⑩ **専任職員・兼任職員**

1 つの職（業務）に従事する職員を「専任職員」といい、それ以外を「兼任職員」という。

⑪ **安全確認**

児童虐待防止法第 8 条に基づき、市町村が虐待通告を受けた際に行う児童の安全確認をいう。

**3. 調査結果の公表**

調査結果については、とりまとめ次第公表する予定です。

**4. 提出期限及び提出先等**

**（１）提出期限**

〈略〉

**（２）提出先**

〈略〉

### (3) 提出方法

- ・ 都道府県においては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）の調査票をとりまとめの上、上記提出先あてにメールにて送付をお願いします。

※管内市町村分を集計する必要はありません。管内市町村より提出のあった調査票をそのまま上記提出先まで送付をお願いします。

- ・ 指定都市及び中核市においては、上記提出先あてにメールにて直接送付をお願いします。
- ・ 調査票のファイル名は、「【〇〇県△△市】市町村状況調査票」としてください。
- ・ 調査票は、集計業務の観点から、エクセルファイルのまま送付してください。
- ・ 送付の際のメールの件名は「【〇〇県△△市】市町村状況調査票」としてください。

### 5. 本調査に関する照会先

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室 調整係 XX、XX

電話番号：03-5253-1111（内線4896）

## 市町村の虐待対応担当窓口等の状況調査＜改定案＞

## 1. 虐待対応担当窓口の状況調査

|       |  |
|-------|--|
| 都道府県名 |  |
| 市区町村名 |  |

|        |  |
|--------|--|
| 市区町村符号 |  |
|--------|--|

貴市町村(特別区含む。以下同じ。)の虐待対応担当窓口(注)における相談業務の実施状況  
(令和〇年〇月日現在)を調査するものです。

(注)虐待対応担当窓口とは、福祉行政報告例第49の2における児童虐待相談に対応している担当窓口をいう。

問0 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況について、以下の①～③のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 未設置  
② 設置運営要綱の基準を満たす市区町村子ども家庭総合支援拠点(注1)を設置

(②設置運営要綱の基準を満たす拠点を設置している場合)

- ア 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の交付決定を受けた  
イ 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の交付決定を受けていない

- ③ 設置運営要綱の基準を満たさない市区町村子ども家庭総合支援拠点(注2)を設置

(注1)設置要綱の基準を満たす「市区町村子ども家庭総合支援拠点」とは、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について  
(平成29年3月31日雇児発0331第49号。以下「支援拠点設置運営要綱」という)に基づき設置された拠点をいう。

(注2)「設置運営要綱の基準を満たさない市区町村子ども家庭総合支援拠点」とは、②には該当しないが、児童福祉法第10条の2に  
規定する拠点(児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の  
必要な支援を行うための拠点)に該当する拠点をいう。

(0) 回答欄

(0)② 回答欄

問0で、設置と回答された方は問1以降を、未設置と回答された方は問1、問2、問4～12をご回答ください。

問1 (1) 貴自治体の児童人口規模について最も近いものをお選びください。

- ① 児童人口0.9万人未満(子ども家庭総合支援拠点 小規模A型の設置基準に相当)  
② 児童人口0.9万人～1.8万人(子ども家庭総合支援拠点 小規模B型の設置基準に相当)  
③ 児童人口1.8万人～2.7万人(子ども家庭総合支援拠点 小規模C型の設置基準に相当)  
④ 児童人口2.7万人～7.2万人(子ども家庭総合支援拠点 中規模の設置基準に相当)  
⑤ 児童人口7.2万人以上(子ども家庭総合支援拠点 大規模型の設置基準に相当)

(1) 回答欄

(2) 令和〇年〇月〇日時点の人口を回答してください。

人

問2 (1) 虐待対応担当窓口の設置場所について、以下の①～⑪のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。  
なお、市区町村子ども家庭総合支援拠点を設けている場合は、同拠点が窓口の設置場所となります。

- ① 市区町村子ども家庭総合支援拠点  
② 市町村の児童福祉主管課  
③ 市町村の母子保健主管課・保健センター  
④ 市町村の児童福祉・母子保健統合主管課  
⑤ 子育て世代包括支援センター  
⑥ 福祉事務所に設置される家庭児童相談室  
⑦ 市町村の教育委員会  
⑧ 保健所  
⑨ 児童相談所(指定都市又は児童相談所設置市の場合のみ)  
⑩ 市町村の障害福祉主管課  
⑪ その他(内容を下段に入力してください)

(1) 回答欄

内容

(2) (1)の虐待対応担当窓口について、要保護児童対策地域協議会の調整機関(注)を担っていますか。以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

(注)児童福祉法第25条の2に定める要保護児童対策調整機関をいう。以下、同じ。

- ① 担っている  
② 担っていない

(2) 回答欄

(3) (1)の虐待対応担当窓口について、家庭児童相談室(注)を担っていますか。以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

(注)「家庭児童相談室の設置運営について(昭和39年4月22日厚生事務次官通知)」に基づく家庭児童相談室をいう。以下、同じ。

- ① 担っている  
② 担っていない

(3) 回答欄

(4) (1)の虐待対応担当窓口について、子育て世代包括支援センター(注)を担っていますか。以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

(注)母子保健法第22条に基づき、設置された子育て世代包括支援センターをいう。以下、同じ。

- ① 担っている  
② 担っていない

(4) 回答欄

問3 (1) 子ども家庭総合支援拠点が担っている業務は何ですか。以下①～⑭のうち該当するものを選択し、回答してください。(複数選択)

- |                           |              |       |
|---------------------------|--------------|-------|
| ① 虐待対応担当窓口                | 【該当=1、非該当=0】 | ① 回答欄 |
| ② 要保護児童対策地域協議会調整          | 【該当=1、非該当=0】 | ② 回答欄 |
| ③ 家庭児童相談室                 | 【該当=1、非該当=0】 | ③ 回答欄 |
| ④ 子育て世代包括支援センターの機能        | 【該当=1、非該当=0】 | ④ 回答欄 |
| ⑤ 保育所関連業務                 | 【該当=1、非該当=0】 | ⑤ 回答欄 |
| ⑥ 児童手当、児童扶養手当業務           | 【該当=1、非該当=0】 | ⑥ 回答欄 |
| ⑦ 子ども・子育て支援事業業務           | 【該当=1、非該当=0】 | ⑦ 回答欄 |
| ⑧ 児童相談所                   | 【該当=1、非該当=0】 | ⑧ 回答欄 |
| ⑨ 障害児関連業務                 | 【該当=1、非該当=0】 | ⑨ 回答欄 |
| ⑩ ひとり親相談(母子貸付、母子生活支援施設など) | 【該当=1、非該当=0】 | ⑩ 回答欄 |
| ⑪ 婦人相談(DV相談)              | 【該当=1、非該当=0】 | ⑪ 回答欄 |
| ⑫ 若者相談支援                  | 【該当=1、非該当=0】 | ⑫ 回答欄 |
| ⑬ 教育委員会関連業務(SSW、適応指導教室など) | 【該当=1、非該当=0】 | ⑬ 回答欄 |
| ⑭ その他(内容を下段に入力してください)     | 【該当=1、非該当=0】 | ⑭ 回答欄 |

|    |
|----|
| 内容 |
|----|

(2) 子ども家庭総合支援拠点の設置件数を記載してください。また、設置場所について、以下①～⑦のうち該当するものを選択し、回答してください。(複数選択)

設置数 力所

- |                           |              |       |
|---------------------------|--------------|-------|
| ① 市区町村本庁舎内                | 【該当=1、非該当=0】 | ① 回答欄 |
| ② 保健センターや保健所と同じ建物内        | 【該当=1、非該当=0】 | ② 回答欄 |
| ③ ひとり親相談(母子貸付、母子生活支援施設など) | 【該当=1、非該当=0】 | ③ 回答欄 |
| ④ 児童相談所と同じ建物内             | 【該当=1、非該当=0】 | ④ 回答欄 |
| ⑤ 独立した建物として設置             | 【該当=1、非該当=0】 | ⑤ 回答欄 |
| ⑥ ショッピングセンター・商業施設内に設置     | 【該当=1、非該当=0】 | ⑥ 回答欄 |
| ⑦ その他(内容を下段に入力してください)     | 【該当=1、非該当=0】 | ⑦ 回答欄 |

|    |
|----|
| 内容 |
|----|

(3) 子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センターの一体性についておたずねします。以下A-Cのそれぞれにつき1つ該当するものを選択し、回答してください。

- |                                                   |       |
|---------------------------------------------------|-------|
| A 所在地(① 同じ建物内 ② 同じ敷地内 ③ 左記以外)                     | A 回答欄 |
| B 組織形態(① 同一課に属する ② 同一部に属する ③ 同一局に属する ④ 左記以外)      | B 回答欄 |
| C 情報共有等(① 拠点・センターは全ての情報を共有 ② 一部の情報を共有 ③ 原則情報共有なし) | C 回答欄 |

|    |
|----|
| 内容 |
|----|

(4) 子ども家庭総合支援拠点の業務における、外部委託の有無について、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 委託は行っていない  
② 委託を行っている(具体的な委託内容を下段に入力してください)

(4) 回答欄

|    |
|----|
| 内容 |
|----|

(5) 支援拠点で従事する職員の数についてご記入ください。

|    |                      |                        |         |                      |                        |
|----|----------------------|------------------------|---------|----------------------|------------------------|
| 合計 | <input type="text"/> | 人                      | 虐待対応職員数 | <input type="text"/> | 人                      |
|    | うち子ども家               |                        |         |                      |                        |
|    | 庭支援員                 | → <input type="text"/> | 人       | 心理担当                 | → <input type="text"/> |
|    | 安全確認対                |                        |         | 支援員                  | → <input type="text"/> |
|    | 応職員                  | → <input type="text"/> | 人       | 事務処理                 | → <input type="text"/> |
|    |                      |                        |         | 対応職員                 | → <input type="text"/> |
|    |                      |                        |         |                      | 人                      |
|    |                      |                        |         | 虐待対応専                | → <input type="text"/> |
|    |                      |                        |         | 門員                   | 人                      |

問4 虐待対応担当窓口に配置されている職員のそれぞれの属性について、入力例を参考に回答してください。

(1) 支援拠点業務に専任しているか、支援拠点業務以外との兼務者であるかをご記入ください。

- ① 専従である  
② 兼務である

(1) 回答欄

(2) 資格区分について、以下の①～⑬のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 児童福祉司と同様の資格を有する者  
(児童福祉司たる資格を有する者であって、②、③又は④に該当する者を除く)
- ② 医師
- ③ 社会福祉士
- ④ 精神保健福祉士
- ⑤ 保健師・助産師・看護師(①に該当する者を除く)
- ⑥ 教員免許を有する者(①に該当する者を除く)
- ⑦ 保育士(①に該当する者を除く)
- ⑧ 公認心理士・心理職(①に該当する者を除く)
- ⑨ 児童福祉司任用経験者(①に該当する者を除く)
- ⑩ 児童指導員
- ⑪ ①～⑩に記載の資格を有しない社会福祉主事
- ⑫ ①～⑩に記載の資格を有しない一般事務職員
- ⑬ その他

(3) 正規職員・非正規職員(注)について、以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

(注) 非正規職員とは、雇用期間の定めのある職員をいう。以下、同じ。

- ① 正規職員  
② 非正規職員

(4) 常勤職員・非常勤職員(注)について、以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください

(注) 常勤職員とは、1日7時間45分以上、週5日以上職務に従事する職員をいう。以下、同じ。

- ① 常勤職員  
② 非常勤職員

(5) 専任職員・兼任職員(注)について、以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

(注) 専任職員とは、1つの職(業務)に従事する職員をいう。以下、同じ。

- ① 専任職員  
② 兼任職員

(6) 採用区分について、以下の①～⑨のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 一般行政職  
② 保健師  
③ 医師  
④ 看護師  
⑤ 助産師  
⑥ 保育士  
⑦ 福祉職  
⑧ 心理職  
⑨ その他

(7) 平均経験年数(子ども家庭支援業務(児相相談業務を含む)の通算経験年数、児童福祉施設業務(保育所や一時保護所等)の通算経験年数それぞれ記入)

経験年数を【年】、【月】で入力

(8) 家庭児童相談室との兼任状況について、以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 兼任していない  
② 兼任している

(9) 子育て世代包括支援センターとの兼任状況について、以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 兼任していない  
② 兼任している

(10) 児童相談所との兼務の状況について、以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 兼務していない  
② 兼務している

職員数が50名を超える場合は、「虐待対応担当窓口②」に続きを入力して下さい。(省略)

|       | (1)<br>虐待対策以外の<br>支援拠点業務との<br>兼務有無 | (2)<br>資格区分 | (3)<br>正規・<br>非正規 | (4)<br>常勤・<br>非常勤 | (5)<br>専任・<br>兼任 | (6)<br>採用区分 | (7)業務経験<br>①年数-子ども家<br>庭 |   | (7)業務経験<br>②年数-児福 |   | (8)家庭児童相<br>談室職員との兼<br>務状況 | (9)子育て世代<br>包括支援セン<br>ター職員との兼<br>務状況 | (10)児童相談所<br>との兼務状況 |
|-------|------------------------------------|-------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------|--------------------------|---|-------------------|---|----------------------------|--------------------------------------|---------------------|
|       |                                    |             |                   |                   |                  |             | 年                        | 月 | 年                 | 月 |                            |                                      |                     |
| 入力例   | 1                                  | 1           | 1                 | 1                 | 1                | 4           | 1                        | 6 | 1                 | 6 | 1                          | 1                                    | 1                   |
| 職員1   |                                    |             |                   |                   |                  |             |                          |   |                   |   |                            |                                      |                     |
| 職員2   |                                    |             |                   |                   |                  |             |                          |   |                   |   |                            |                                      |                     |
| 職員... |                                    |             |                   |                   |                  |             |                          |   |                   |   |                            |                                      |                     |
| 職員50  |                                    |             |                   |                   |                  |             |                          |   |                   |   |                            |                                      |                     |

問5 虐待対応担当窓口としての夜間・休日(注)の対応状況につき、以下①～⑦のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

(注) 夜間とは、「通常の相談対応時間終了後から翌日の相談対応を開始するまでの間」をいい、休日とは「開庁日(土、日、祝日)」をいう。以下、同じ。

- ① 虐待対応担当窓口の職員が宿日直により対応  
② 夜間・休日対応用の携帯電話を所持するなどして虐待対応担当窓口の職員が対応  
③ 虐待対応担当窓口の職員以外の職員が受け、虐待対応担当職員に連絡した後、担当職員が対応  
④ 民間の相談機関に対応を委託  
⑤ 児童相談所へ転送  
⑥ その他(内容を下段に入力してください)  
⑦ 特に対応していない(対応していない理由を下欄に入力してください)

問5 回答欄

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

問6 児童虐待への対応に関するマニュアルの作成の有無について、以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 有  
② 無

問6 回答欄

問7 児童虐待への対応に関する市町村と児童相談所の役割分担について取り決めがありますか。  
 以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。  
 また、「①取り決めがある」を選択した場合はその内容を記載してください。  
 「②取り決めはない」を選択した場合、取り決めがない理由と、市町村と児童相談所の役割分担についてどのように対応しているか内容を記載してください。

- ① 取り決めがある(【①内容】の欄に取り決めの内容を入力してください)  
 ② 取り決めはない(【②対応】の欄に取り決めの理由を入力してください)

問6 回答欄

|      |  |
|------|--|
| ① 内容 |  |
|------|--|

|      |  |
|------|--|
| ② 対応 |  |
|------|--|

問8 児童虐待の専門性の強化のための研修会・講習会の状況等につき、以下それぞれにつき該当する数値を記載してください。

- |                                               |       |  |     |
|-----------------------------------------------|-------|--|-----|
| ① 自治体内部での子ども家庭支援業務に関する職員向け研修会の実施回数            | ① 回答欄 |  | 回   |
| ② 要対協が開催する構成員対象の研修会の実施                        | ② 回答欄 |  | 回   |
| ③ 都道府県等が開催する調整担当者義務研修の受講・常勤職員における受講済み率        | ③ 回答欄 |  | %   |
| ④ 上記以外の都道府県等が開催する研修の受講回数                      | ④ 回答欄 |  | 回   |
| ⑤ ④の年間延べ参加人数                                  | ⑤ 回答欄 |  | 人   |
| ⑥ 子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし等の外部機関への職員派遣人数 | ⑥ 回答欄 |  | 人/年 |
| ⑦ その他、学会等が開催する研修会や学会等への職員派遣人数(内容を下段に入力してください) | ⑦ 回答欄 |  | 人/年 |

|    |  |
|----|--|
| 理由 |  |
|----|--|

問9 支援拠点における相談業務の質の向上のため取り組んでいる点について、以下①～⑦のうち該当するものを選択し、回答してください。また、その内容について記載してください。(複数選択)

相談業務の質の向上のための取組

- |                                        |              |       |  |
|----------------------------------------|--------------|-------|--|
| ① 児童相談の経験者等の採用を実施している                  | 【該当=1、非該当=0】 | ① 回答欄 |  |
| ② 他の福祉に関する相談窓口業務の経験職員との人事異動を積極的に実施している | 【該当=1、非該当=0】 | ② 回答欄 |  |
| ③ 人事異動を固定化することにより経験を積ませている             | 【該当=1、非該当=0】 | ③ 回答欄 |  |
| ④ 児相職員による個々の事例に対する支援に必要な助言             | 【該当=1、非該当=0】 | ④ 回答欄 |  |
| ⑤ 児童相談の経験者等(児相職員除く)に援助技術等の助言・指導を受けている  | 【該当=1、非該当=0】 | ⑤ 回答欄 |  |
| ⑥ 職員に対して研修の受講を積極的に促している                | 【該当=1、非該当=0】 | ⑥ 回答欄 |  |
| ⑦ その他(内容を下段に入力してください)                  | 【該当=1、非該当=0】 | ⑦ 回答欄 |  |

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

問10 (1) 虐待対応担当窓口の職員について、都道府県、市町村、警察、民間団体等から人事交流(受入)を行っていますか。  
 以下①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。  
 また、「①実施している」を選択した場合は、XX年X月X日時点で人事交流を行っている人数を、職種別に回答してください。

- ② 実施していない

(1) 回答欄

- ① 実施している場合:

- ア 他の都道府県  
 イ 他の市町村  
 ウ 児童相談所職員(現職)  
 エ 児童相談所OB  
 オ 警察官(現職)  
 カ 警察官OB  
 キ 教員  
 ク 教員OB  
 ケ 民間団体職員(ウ、オ、キに該当する職員を除く)  
 コ その他(内容を下段に入力してください)

|       |  |   |
|-------|--|---|
| ア 回答欄 |  | 人 |
| イ 回答欄 |  | 人 |
| ウ 回答欄 |  | 人 |
| エ 回答欄 |  | 人 |
| オ 回答欄 |  | 人 |
| カ 回答欄 |  | 人 |
| キ 回答欄 |  | 人 |
| ク 回答欄 |  | 人 |
| ケ 回答欄 |  | 人 |
| コ 回答欄 |  | 人 |

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

(2) 虐待対応担当窓口の職員について、都道府県、市町村、警察、民間団体等から人事交流(出向)を行っていますか。  
 以下①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。  
 また、「①実施している」を選択した場合は、平成30年4月1日時点で人事交流を行っている人数を職種別に回答してください。

- ① 実施している  
 ② 実施していない

(2) 回答欄

- ① 実施している場合:

- ア 他の都道府県  
 イ 他の市町村  
 ウ 児童相談所  
 エ 警察  
 オ 学校  
 カ 民間団体  
 キ その他(内容を下段に入力してください)

|       |  |   |
|-------|--|---|
| ア 回答欄 |  | 人 |
| イ 回答欄 |  | 人 |
| ウ 回答欄 |  | 人 |
| エ 回答欄 |  | 人 |
| オ 回答欄 |  | 人 |
| カ 回答欄 |  | 人 |
| キ 回答欄 |  | 人 |

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

問11 (1) スーパーバイザーの配置状況につき、あてはまる欄に○をご記入ください。

|             | 常駐 | 週に<br>数回 | 週に1<br>回 | 月に<br>数回 | 年に<br>数回 | 必要<br>時随時 |
|-------------|----|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 自治体職員(拠点内部) |    |          |          |          |          |           |
| 自治体職員(拠点外)  |    |          |          |          |          |           |
| 外部(大学教員等)   |    |          |          |          |          |           |

※スーパーバイザーとは、「市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う」(児童虐待防止対策支援事業実施要綱、市町村スーパーバイズ事業について)としていますが、本調査においては、上記要件に関わらず、自治体として「スーパーバイザー」として指定している者を含めご回答ください。

(2) スーパーバイザーの配置について、予算化の状況としてあてはまるものをお選びください。

- ア 自主財源で予算を確保している  
イ 補助金等で予算を確保している  
ウ 予算を確保していない  
エ その他

(2) 回答欄

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

(3) 下記の取り扱い実績についてそれぞれ件数をご回答ください。

- ① 虐待通告件数(新規)  
② 経路:  
ア 市民  
イ 保護者  
ウ 親族  
エ 子ども  
オ 児童相談所・警察以外の関係機関  
カ 警察  
③ 対応:  
ア 児童相談所(送致)  
イ 児童相談所(指導委託措置)  
ウ 虐待以外の相談受理(新規)  
エ 助言指導  
オ 継続指導  
カ 児童相談所送致  
キ 他機関紹介(あっせん)

① 回答欄 件

ア 回答欄 件  
イ 回答欄 件  
ウ 回答欄 件  
エ 回答欄 件  
オ 回答欄 件  
カ 回答欄 件

ア 回答欄 件  
イ 回答欄 件  
ウ 回答欄 件  
エ 回答欄 件  
オ 回答欄 件  
カ 回答欄 件  
キ 回答欄 件

(4) 通告ケースの要対協登録状況についていずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ア 通告ケースは全件登録  
イ 通告ケースのうち虐待は全件登録している  
ウ 通告ケースのうち虐待は一部登録している ( )件、( )%

(4) 回答欄

ウ 回答欄 件 %

(5) 連携会議、連絡会議(要対協以外の会議)の状況についてそれぞれ回数を回答してください。

- ① 自治体内母子保健との連絡会議  
② 自治体内教育委員会等との連絡会議  
③ 児童相談所との連絡会議

① 回答欄 件  
② 回答欄 件  
③ 回答欄 件

(6) 子ども家庭相談・支援を担う上で、下記①から⑧について、最もあてはまる番号をそれぞれ1つずつ選んでください。

|                               | 1 困難である | 2 やや困難である | 3 どちらともいえない | 4 あまり困難でない | 5 まったく困難でない |
|-------------------------------|---------|-----------|-------------|------------|-------------|
| ① 支援拠点において相談を担当する人材の量的な確保     |         |           |             |            |             |
| ② 支援拠点において相談を担当する専門職または専門性の確保 |         |           |             |            |             |
| ③ ニーズに合った在宅支援サービスの供給量の確保      |         |           |             |            |             |
| ④ ニーズに合った在宅支援サービスの選択肢の確保      |         |           |             |            |             |
| ⑤ 市町村支援拠点のソーシャルワーク機能の充実       |         |           |             |            |             |
| ⑥ 市町村支援拠点のケアマネジメント機能の充実       |         |           |             |            |             |
| ⑦ 連携に向けた市町村内の専門分野の縦割りの解消      |         |           |             |            |             |
| ⑧ 連携に向けた都道府県と市町村間の縦割りの解消      |         |           |             |            |             |

本調査においては、「ソーシャルワーク機能」とは「エンパワメントや代弁・権利擁護等の専門性を土台とした直接的な相談援助を実践し、特に人々と資源、サービス、制度等と結びつけるための専門機関や専門職等の社会資源の媒介や調整、関係づくりのためのネットワーキング、ケースの進行・運営等管理に必要なスーパービジョン等の機能を発揮することで全体を包括的に支援する機能」を指します。

また、「ケアマネジメント機能」とは「一人ひとりに対する個別の相談援助とニーズを満たすために活用できるサービスの調整とコーディネート、個別支援計画(ケアプラン)の作成及び実施、ならびにその進行管理を中心とする機能」を指します。

市町村の虐待対応担当窓口等の状況調査＜改定案＞

1. 虐待対応担当窓口（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の状況調査（令和〇年〇月〇日時点）

貴市町村（特別区含む。以下同じ。）の虐待対応担当窓口（注）における相談業務の実施状況  
（令和〇年〇月〇日現在）を調査するものです。

（注）虐待対応担当窓口とは、福祉行政報告例第49の2における児童虐待相談に対応している担当窓口をいう。

問12 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置・検討状況について詳しくお尋ねします。

市区町村子ども家庭総合支援拠点を複数設置している場合は、支援拠点毎に入力して下さい。

なお、貴自治体は、問0（市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況について）につき、②③とご回答されています。

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況について、以下の①～③のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- (1) 問0で「①未設置」とお答えになった方にお訪ねします。設置年月日または今後の予定について、回答してください。

（注）設置予定はあるが時期が定まっていない場合、開設予定年月日欄に「0」をご記入ください。

- ① 設置済  
② 設置予定あり  
③ 検討中

|       |  |
|-------|--|
| 選択肢回答 |  |
| 予定時期  |  |

- (2) 問0で、「③設置運営要綱の基準を満たさない市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置」と回答した方にお伺いします。設置運営要綱のどの基準を満たさないか回答してください。なお、各項目の状況を詳細記入欄に記載してください。

- ① 人員配置基準（職種等）を満たすことができない  
② 職員の常時配置要件を満たすことができない  
③ 親子の交流スペースを設置できない  
④ その他（内容を下段に入力してください）

【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】

|       |  |
|-------|--|
| ① 回答欄 |  |
| ② 回答欄 |  |
| ③ 回答欄 |  |
| ④ 回答欄 |  |

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

- (3) 問0で、「③設置運営要綱の基準を満たさない市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置」と回答した方にお伺いします。設置要綱のどの要件をどのように改善することで補助金の活用が可能となるとお考えか、回答してください。

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

- (4) 問0で、「②設置運営要綱の基準を満たす市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置かつ（イ 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の決定を受けていない）」と回答した場合、国庫補助金を申請していない理由について、回答してください。

- ① 常勤職員のみ配置している  
② 別の補助金等を活用している  
③ その他（内容を下段に入力してください）

【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】

|       |  |
|-------|--|
| ① 回答欄 |  |
| ② 回答欄 |  |
| ③ 回答欄 |  |

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

- (5) 問0について、「②設置運営要綱の基準を満たす市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置」、「③設置運営要綱の基準を満たさない市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置」と回答した場合、設置形態について回答してください。

- ① 単独設置  
② 共同設置

- (6) 問0について、「②設置運営要綱の基準を満たす市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置」、「③設置運営要綱の基準を満たさない市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置」と回答した場合、設置されている市区町村子ども家庭総合支援拠点の類型を回答してください。

- ① 小規模A型  
② 小規模B型  
③ 小規模C型  
④ 中規模型  
⑤ 大規模型

- (7) 問0について、「②設置運営要綱の基準を満たす市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置」、「③設置運営要綱の基準を満たさない市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置」と回答した場合、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置根拠はありますか。以下①、②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、「①有」と回答した場合、設置根拠名を記載してください。

- ① 有  
② 無

- (9) 問0について「②設置運営要綱の基準を満たす市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置」、「③設置運営要綱の基準を満たさない市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置」と回答した場合、家庭児童相談室の機能を担っていますか。以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 担っている  
② 担っていない

(10) 問0について「②設置運営要綱の基準を満たす市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置」、「③設置運営要綱の基準を満たさない市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置」と回答した場合、子育て世代包括支援センターの機能を担っていますか。以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、「①担っている」場合において、一体的実施(注)をしている場合にはどのように実施しているのか、その内容を記載してください。

(注) 一体的な実施とは、両機関で適切に情報共有され、かつ、それに応じた継続的な支援を行うことができる体制が整えられていることを想定している。  
 ・一カ所の場所において、両機関をまとめて実施している場合  
 ・両機関が隣接し、協働して継続した支援を実施している場合  
 ・同一の者が双方の職員を兼ねており、適切な情報共有、支援を実施している場合(一カ所の場所や隣接せず支援を実施している場合も含む)  
 などが例として挙げられる。

- ① 担っている  
 ② 担っていない

市区町村子ども家庭総合支援拠点を複数設置している場合は、支援拠点毎に入力して下さい。

| 拠<br>点<br>番<br>号 | (1) 設置状況 |   | (2) 設置または設置予定時期 |   | (6) 設置形態 | (7) 類型 | (8) 設置根拠 |       | (9) 家庭児童相談室職員との<br>兼務状況 | (10) ①担っている場合の内容      |    |
|------------------|----------|---|-----------------|---|----------|--------|----------|-------|-------------------------|-----------------------|----|
|                  | 設置の有無    |   | 年               | 月 |          |        | 設置根拠     | 設置根拠名 |                         | 子育て世代包括支援センター職員との兼務状況 |    |
| 入力例              | 1        | 2 | 30              | 6 | 2        | 1      | 1        | 〇〇    | 1                       | 1                     | 〇〇 |
| 1                | 1        |   |                 |   |          |        |          |       |                         |                       |    |
| 2                |          |   |                 |   |          |        |          |       |                         |                       |    |
| 3                |          |   |                 |   |          |        |          |       |                         |                       |    |
| 4                |          |   |                 |   |          |        |          |       |                         |                       |    |
| 5                |          |   |                 |   |          |        |          |       |                         |                       |    |
| 6                |          |   |                 |   |          |        |          |       |                         |                       |    |
| 7                |          |   |                 |   |          |        |          |       |                         |                       |    |
| 8                |          |   |                 |   |          |        |          |       |                         |                       |    |
| 9                |          |   |                 |   |          |        |          |       |                         |                       |    |
| 10               |          |   |                 |   |          |        |          |       |                         |                       |    |

問0について、「②設置運営要綱の基準を満たす市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置」及び「③設置運営要綱の基準を満たさない市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置」と回答した場合について、以下問13について回答してください。

問13 問12で回答した拠点番号ごとに、市区町村子ども家庭総合支援拠点に配置されている職員のそれぞれの属性について、入力例を参考に回答してください。

(1) 配置区分について、以下の①～⑥のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。  
 ※①から③までの区分については、「設置運営要綱」の「職員配置等」で定められている資格要件を満たす者を言う。

- ① 子ども家庭支援員  
 ② 心理担当支援員  
 ③ 虐待対応専門員  
 ④ 安全確認対応職員  
 ⑤ 事務処理対応職員  
 ⑥ その他

(2) 資格区分について、以下の①～⑫のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 児童福祉士と同様の資格を有する者  
 (児童福祉士たる資格を有する者であって、②、③又は④に該当する者を除く)  
 ② 医師  
 ③ 社会福祉士  
 ④ 精神保健福祉士  
 ⑤ 保健師・助産師・看護師(①に該当する者を除く)  
 ⑥ 教員免許を有する者(①に該当する者を除く)  
 ⑦ 保育士(①に該当する者を除く)  
 ⑧ 児童指導員  
 ⑨ ①～⑧に記載の資格を有しない社会福祉主事  
 ⑩ ①～⑨に記載の資格を有しない子ども家庭支援員  
 ⑪ ①～⑨に記載の資格を有しない虐待対応専門員  
 ⑫ その他

(3) 正規職員・非正規職員について、以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 正規職員
- ② 非正規職員

(4) 常勤職員・非常勤職員について、以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 常勤職員
- ② 非常勤職員

(5) 専任職員・兼任職員について、以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 専任職員
- ② 兼任職員

(6) 採用区分について、以下の①～⑦のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 一般行政職
- ② 保健師
- ③ 看護師
- ④ 保育士
- ⑤ 福祉職
- ⑥ 心理職
- ⑦ その他

(7) その他の関係機関・業務との兼任状況について、以下の①～⑬のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。  
兼任していない場合は⑬を選択してください。

- ① 児童・扶養手当担当      ② 保育関係      ③ 子ども・子育て支援事業      ④ 家庭児童相談室      ⑤ 子育て世代包括支援センター
- ⑥ 障害者支援      ⑦ 若者相談支援      ⑧ 教育委員会関連(スクールソーシャルワーカー等含む)      ⑨ 母子保健
- ⑩ 婦人相談      ⑪ ひとり親相談      ⑫ その他      ⑬ 兼任していない

※ 職員数が500名を超える場合は、回答欄が足りなくなりますので、個別に問い合わせ先にご相談下さい。

|     | 拠点<br>番号 | 拠点<br>員<br>番号 | (1)<br>配置区分 | (2)<br>資格区分 | (3)<br>正規・<br>非正規 | (4)<br>常勤・<br>非常勤 | (5)<br>専任・<br>兼任 | (6)<br>採用区分 | (7)その他の関係機関・業務との兼任状況 |                    |
|-----|----------|---------------|-------------|-------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------|----------------------|--------------------|
|     |          |               |             |             |                   |                   |                  |             | 該当する番号               | その他の関係機関(自由<br>記載) |
| 入力例 | 1        | 1             | 3           | 1           | 1                 | 1                 | 2                | 4           | 2                    | (具体的に記入)           |
| 1   |          |               |             |             |                   |                   |                  |             |                      |                    |
| 2   |          |               |             |             |                   |                   |                  |             |                      |                    |
| 3   |          |               |             |             |                   |                   |                  |             |                      |                    |
| 4   |          |               |             |             |                   |                   |                  |             |                      |                    |
| 5   |          |               |             |             |                   |                   |                  |             |                      |                    |
| 6   |          |               |             |             |                   |                   |                  |             |                      |                    |
| 7   |          |               |             |             |                   |                   |                  |             |                      |                    |
| 8   |          |               |             |             |                   |                   |                  |             |                      |                    |
| 9   |          |               |             |             |                   |                   |                  |             |                      |                    |
| 10  |          |               |             |             |                   |                   |                  |             |                      |                    |

(以下回答欄省略)

## 2. 要保護児童対策地域協議会等の状況調査＜改定案＞

このシートの入力が終わったら、  
入力チェックボタンを押してください

|       |  |
|-------|--|
| 都道府県名 |  |
| 市区町村名 |  |

貴市町村における要保護児童対策地域協議会(注)の設置・運営状況(令和〇年〇月〇日現在)を調査するものです。

(注)児童福祉法第25条の2に定める要保護児童対策地域協議会をいう。

問1

(1) 貴市町村では、要保護児童対策地域協議会を設置していますか。以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 設置している  
② 設置していない

(1) 回答欄

(2) (1)において「①設置している」と回答した場合、うち当該市町村以外の一部事務組合及び広域連合による設置の有無について、以下の①～③のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 有(一部事務組合)  
② 有(広域連合)  
③ 無

(2) 回答欄

問1(1)において、「②設置していない」と回答した場合について、以下問2について回答してください。

問2 問1(1)で「③無」と回答した場合、未設置の理由について記載してください。

|        |  |
|--------|--|
| 理<br>由 |  |
|--------|--|

問3 要対協の構成機関につき代表者会議、実務者会議に参加する出席者の職責や資格をおたずねします。  
それぞれに参加している役職・保有資格別の人数をご記入ください。

|            |                      | 代表者会議         |     |    |       | 実務者会議         |     |    |       |
|------------|----------------------|---------------|-----|----|-------|---------------|-----|----|-------|
|            |                      | 役職            |     |    |       | 役職            |     |    |       |
| 項目         |                      | 管理職<br>※課長級以上 | 係長級 | 係員 | 参加しない | 管理職<br>※課長級以上 | 係長級 | 係員 | 参加しない |
| A. 市町村等職員等 | 1 市町村の児童福祉主管課        |               |     |    |       |               |     |    |       |
|            | 2 市町村の母子保健主管課・保健センター |               |     |    |       |               |     |    |       |
|            | 3 市町村の児童福祉・母子保健統合主管課 |               |     |    |       |               |     |    |       |
|            | 4 子育て世代包括支援センター      |               |     |    |       |               |     |    |       |
|            | 5 福祉事務所に設置される家庭児童相談室 |               |     |    |       |               |     |    |       |
|            | 6 市町村の教育委員会          |               |     |    |       |               |     |    |       |
|            | 7 保健所                |               |     |    |       |               |     |    |       |
|            | 8 児童相談所              |               |     |    |       |               |     |    |       |
|            | 9 市町村の障害福祉主管課        |               |     |    |       |               |     |    |       |
|            | 10 市町村の生活困窮者自立支援主管課* |               |     |    |       |               |     |    |       |
|            | 11 警察署               |               |     |    |       |               |     |    |       |
|            | 12 法務局               |               |     |    |       |               |     |    |       |
|            | 13 家庭裁判所             |               |     |    |       |               |     |    |       |

\*生活保護の主管課を含む

|    |                                  | 代表者会議 |         |     |     |     |    |      |     | 実務者会議 |         |     |     |     |    |      |     |
|----|----------------------------------|-------|---------|-----|-----|-----|----|------|-----|-------|---------|-----|-----|-----|----|------|-----|
|    |                                  | 資格    |         |     |     |     |    |      |     | 資格    |         |     |     |     |    |      |     |
|    |                                  | 社会福祉士 | 精神保健福祉士 | 保健師 | 助産師 | 看護師 | 医師 | 歯科医師 | その他 | 社会福祉士 | 精神保健福祉士 | 保健師 | 助産師 | 看護師 | 医師 | 歯科医師 | その他 |
| B. | 14. 病院（該当の場合、14-1・14-2も回答）       |       |         |     |     |     |    |      |     |       |         |     |     |     |    |      |     |
| 医  | 15. 診療所（該当の場合、15-1・15-2も回答）      |       |         |     |     |     |    |      |     |       |         |     |     |     |    |      |     |
| 療  | 16. その他医療機関等（該当の場合、16-1・16-2も回答） |       |         |     |     |     |    |      |     |       |         |     |     |     |    |      |     |

14-1. 医師と答えた場合、その専門科をお答えください

| 代表者会議   |  |              |  |
|---------|--|--------------|--|
| 小児科     |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 産科・産婦人科 |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 精神科     |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| その他診療科  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |

| 実務者会議   |  |              |  |
|---------|--|--------------|--|
| 小児科     |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 産科・産婦人科 |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 精神科     |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| その他診療科  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |

14-2. 参加者が代表する関係団体の所属の有無についてお答えください

| 代表者会議  |  |              |  |
|--------|--|--------------|--|
| 医師会    |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 産婦人科医会 |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 小児科医会  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 歯科医師会  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 看護協会   |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 助産師会   |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |

| 実務者会議  |  |              |  |
|--------|--|--------------|--|
| 医師会    |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 産婦人科医会 |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 小児科医会  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 歯科医師会  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 看護協会   |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 助産師会   |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |

15-1. 医師と答えた場合、その専門科をお答えください

| 代表者会議   |  |              |  |
|---------|--|--------------|--|
| 小児科     |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 産科・産婦人科 |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 精神科     |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| その他診療科  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |

| 実務者会議   |  |              |  |
|---------|--|--------------|--|
| 小児科     |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 産科・産婦人科 |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 精神科     |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| その他診療科  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |

15-2. 参加者が代表する関係団体の所属の有無についてお答えください

| 代表者会議  |  |              |  |
|--------|--|--------------|--|
| 医師会    |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 産婦人科医会 |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 小児科医会  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 歯科医師会  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 看護協会   |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 助産師会   |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |

| 実務者会議  |  |              |  |
|--------|--|--------------|--|
| 医師会    |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 産婦人科医会 |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 小児科医会  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 歯科医師会  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 看護協会   |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 助産師会   |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |

16-1. 医師と答えた場合、その専門科をお答えください

| 代表者会議   |  |              |  |
|---------|--|--------------|--|
| 小児科     |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 産科・産婦人科 |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 精神科     |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| その他診療科  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |

| 実務者会議   |  |              |  |
|---------|--|--------------|--|
| 小児科     |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 産科・産婦人科 |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 精神科     |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| その他診療科  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |

16-2. 参加者が代表する関係団体の所属の有無についてお答えください

| 代表者会議  |  |              |  |
|--------|--|--------------|--|
| 医師会    |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 産婦人科医会 |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 小児科医会  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 歯科医師会  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 看護協会   |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 助産師会   |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |

| 実務者会議  |  |              |  |
|--------|--|--------------|--|
| 医師会    |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 産婦人科医会 |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 小児科医会  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 歯科医師会  |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 看護協会   |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |
| 助産師会   |  | 【該当＝1、非該当＝0】 |  |

| 項目     |                | 代表者会議    |                |      |       |            |                 |       | 代表者会議    |                |      |       |            |                 |       |
|--------|----------------|----------|----------------|------|-------|------------|-----------------|-------|----------|----------------|------|-------|------------|-----------------|-------|
|        |                | 資格       |                |      |       |            |                 |       | 資格       |                |      |       |            |                 |       |
|        |                | 校長・園長・所長 | 教頭・副校長・副園長・副所長 | 養護教諭 | その他教諭 | スクールカウンセラー | 左記いずれの資格も保有しない者 | 参加しない | 校長・園長・所長 | 教頭・副校長・副園長・副所長 | 養護教諭 | その他教諭 | スクールカウンセラー | 左記いずれの資格も保有しない者 | 参加しない |
| C. 学校等 | 17 保育所         |          |                |      |       |            |                 |       |          |                |      |       |            |                 |       |
|        | 18 幼保連携型認定こども園 |          |                |      |       |            |                 |       |          |                |      |       |            |                 |       |
|        | 19 幼稚園         |          |                |      |       |            |                 |       |          |                |      |       |            |                 |       |
|        | 20 小学校         |          |                |      |       |            |                 |       |          |                |      |       |            |                 |       |
|        | 21 中学校         |          |                |      |       |            |                 |       |          |                |      |       |            |                 |       |
|        | 22 特別支援学校      |          |                |      |       |            |                 |       |          |                |      |       |            |                 |       |
|        |                |          |                |      |       |            |                 |       |          |                |      |       |            |                 |       |

| 項目       |                  | 代表者会議     |     |    |       | 実務者会議     |     |    |       |
|----------|------------------|-----------|-----|----|-------|-----------|-----|----|-------|
|          |                  | 役職        |     |    |       | 役職        |     |    |       |
|          |                  | 管理職※課長級以上 | 係長級 | 係員 | 参加しない | 管理職※課長級以上 | 係長級 | 係員 | 参加しない |
| D. その他施設 | 23 児童館           |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 24 放課後児童クラブ      |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 25 利用者支援事業所      |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 26 地域子育て支援拠点     |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 27 乳児院           |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 28 児童養護施設        |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 29 児童心理治療施設      |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 30 児童自立支援施設      |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 31 母子生活支援施設      |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 32 自立援助ホーム       |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 33 児童家庭支援センター    |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 34 障害児施設         |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 35 配偶者暴力相談支援センター |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 36 弁護士会          |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 37 社会福祉協議会       |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 38 民生児童委員協議会     |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 39 人権擁護委員        |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 40 NPO法人         |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 41 里親会           |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 42 学識経験者         |           |     |    |       |           |     |    |       |
|          | 43 その他           |           |     |    |       |           |     |    |       |

## 2. 要保護児童対策地域協議会等の状況調査＜改定案＞

問4 (1) 要保護児童対策調整機関に指定している部署として、以下の①～⑬のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 市町村の児童福祉主管課
- ② 市町村の母子保健主管課
- ③ 市町村の児童福祉・母子保健統合主管課
- ④ 子育て世代包括支援センター
- ⑤ 市区町村子ども家庭総合支援拠点
- ⑥ 福祉事務所に設置される家庭児童相談室
- ⑦ 保健センター
- ⑧ 市町村の教育委員会
- ⑨ 保健所
- ⑩ 児童相談所
- ⑪ 市町村の障害福祉主管課
- ⑫ 市町村の生活困窮者自立支援主管課
- ⑬ その他（内容を下段に入力して下さい）

(1) 回答欄

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

(2) (1)の要保護児童対策調整機関について、家庭児童相談室を担っていますか。  
以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 担っている
- ② 担っていない

(2) 回答欄

(3) (1)の要保護児童対策調整機関について、子育て世代包括支援センターを担っていますか。  
以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 担っている
- ② 担っていない

(3) 回答欄

(4) (1)の要保護児童対策調整機関について、市区町村子ども家庭総合支援拠点を担っていますか。  
以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 担っている
- ② 担っていない

(4) 回答欄

問5 要保護児童対策調整機関に配置されている職員のそれぞれの属性について、入力例を参考に回答してください。

(1) 調整機関に配置された調整担当者(注)について、以下の①及び②のうち該当するものを選択し、回答してください。

(注)調整担当者とは児童福祉法第25条の2第6項に規定される調整担当者（専門的な知識及び技術に基づき、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、関係機関等との連絡調整を行う業務に係る事務を適切に行うことができる者）をいう。

- ① 調整担当者として配置されている
- ② 調整担当者ではない

(2) 資格区分について、以下の①～⑪のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 児童福祉司と同様の資格を有する者  
(児童福祉司たる資格を有する者であって、②、③又は④に該当する者を除く)
- ② 医師
- ③ 社会福祉士
- ④ 精神保健福祉士
- ⑤ 保健師・助産師・看護師(①に該当する者を除く)
- ⑥ 教員免許を有する者(①に該当する者を除く)
- ⑦ 保育士(①に該当する者を除く)
- ⑧ 児童指導員
- ⑨ ①～⑧に記載の資格を有しない社会福祉士
- ⑩ ①～⑨に記載の資格を有しない一般事務職員
- ⑪ その他

(3) 正規職員・非正規職員(注)について、以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

(注)非正規職員とは、雇用期間の定めのある職員をいう。以下、同じ。

- ① 正規職員
- ② 非正規職員

(4) 常勤職員・非常勤職員(注)について、以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください

(注) 常勤職員とは、1日7時間45分以上、週5日以上職務に従事する職員をいう。以下、同じ。

- ① 常勤職員
- ② 非常勤職員

(5) 専任職員・兼任職員(注)について、以下の①及び②のうちいずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

(注) 専任職員とは、1つの職(業務)に従事する職員をいう。以下、同じ。

- ① 専任職員
- ② 兼任職員

(6) 採用区分について、以下の①～⑨のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 一般行政職
- ② 保健師
- ③ 医師
- ④ 看護師
- ⑤ 助産師
- ⑥ 保育士
- ⑦ 福祉職
- ⑧ 心理職
- ⑨ その他

(7) 業務経験年数(要保護児童対策調整機関の職員として、職務に従事している期間、児童福祉施設業務(保育所や一時保護所等)の通算経験年数について回答してください。

経験年数を【年】、【月】で入力

(8) 調整担当者研修(注)の受講状況について、以下の①～③のうち該当するものを選択し、回答してください。  
「③受講予定なし」を選択した場合は、その理由を記載してください。

(注)調整担当者研修とは、児童福祉法第25条の2第8項に規定される厚生労働大臣が定める基準に適合する研修のことをいう。

- ① 受講済み
- ② 受講予定
- ③ 受講予定なし

(9) 家庭児童相談室との兼任状況について、以下の①及び②のうち該当するものを選択し、回答してください。

- ① 兼任していない
- ② 兼任している

(10) 子育て世代包括支援センターとの兼任状況について、以下の①及び②のうち該当するものを選択し、回答してください。

- ① 兼任していない
- ② 兼任している

(11) 市区町村子ども家庭総合支援拠点との兼任状況について、以下の①及び②のうち該当するものを選択し、回答してください。

- ① 兼任していない
- ② 兼任している

職員数が50名を超える場合は、「要保護児童対策地域協議会②」に続きを入力して下さい。

|      | (1)<br>調整担<br>当者 | (2)<br>資格区<br>分 | (3)<br>正規・<br>非正規 | (4)<br>常勤・<br>非常勤 | (5)<br>専任・<br>兼任 | (6)<br>採用区<br>分 | (7)業務経験<br>①要対協 |   | (7)業務経験<br>②児福 |   | (8)             |         | (9)家庭児童<br>相談室職員と<br>の兼務状況 | (10)子育て世<br>代包括支援セ<br>ンター職員との<br>兼務状況 | (11)市区町村<br>子ども家庭総<br>合支援拠点職<br>員との兼務状<br>況 |
|------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|---|----------------|---|-----------------|---------|----------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------|
|      |                  |                 |                   |                   |                  |                 | 年               | 月 | 年              | 月 | 研修の<br>受講状<br>況 | ③受講予定なし |                            |                                       |                                             |
|      |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 | 理由      |                            |                                       |                                             |
| 入力例  | 1                | 5               | 1                 | 1                 | 1                | 4               | 1               | 6 | 1              | 6 | 3               | ×××     | 1                          | 2                                     | 1                                           |
| 職員1  |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員2  |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員3  |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員4  |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員5  |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員6  |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員7  |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員8  |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員9  |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員10 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員11 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員12 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員13 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員14 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員15 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員16 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員17 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員18 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員19 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員20 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員21 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員22 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員23 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員24 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員25 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員26 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員27 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員28 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員29 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員30 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員31 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員32 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員33 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員34 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員35 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員36 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員37 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員38 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員39 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員40 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員41 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員42 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員43 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員44 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員45 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員46 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員47 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員48 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員49 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |
| 職員50 |                  |                 |                   |                   |                  |                 |                 |   |                |   |                 |         |                            |                                       |                                             |

問6 問5(2)において、⑩～⑪のみと回答した場合、今後の専門職の配置の見込みについて、以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 配置予定(下段に予定年月日を入力してください)  
② 配置見込み無し(下段に理由を入力してください)

問6 回答欄

このシートの入力が終わったら、  
入力チェックボタンを押してください

|       |    |  |   |  |   |  |   |
|-------|----|--|---|--|---|--|---|
| 配置予定日 | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
|-------|----|--|---|--|---|--|---|

|    |  |
|----|--|
| 理由 |  |
|----|--|

問7 協議会に置かれる会議として、以下の各項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- |                                         |              |       |
|-----------------------------------------|--------------|-------|
| ① 代表者会議(単独設置)                           | 【該当=1、非該当=0】 | ① 回答欄 |
| ② 実務者会議(単独設置)                           | 【該当=1、非該当=0】 | ② 回答欄 |
| ③ 個別ケース検討会議(単独設置)                       | 【該当=1、非該当=0】 | ③ 回答欄 |
| ④ 代表者会議と実務者会議の機能を併せ持った会議                | 【該当=1、非該当=0】 | ④ 回答欄 |
| ⑤ 代表者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議            | 【該当=1、非該当=0】 | ⑤ 回答欄 |
| ⑥ 実務者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議            | 【該当=1、非該当=0】 | ⑥ 回答欄 |
| ⑦ 代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議のすべての機能を併せ持った会議 | 【該当=1、非該当=0】 | ⑦ 回答欄 |

問8 問7において「1(該当)」を選択した会議について、下記の表に平成29年度中におけるそれぞれの開催回数等を回答してください。  
(構成員数が定まっていない会議については、開催回数のみ回答してください。)  
また、回数が0回の場合は、その主な理由について①～⑤のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

|                                       | 開催回数 | 構成員数 |
|---------------------------------------|------|------|
| 代表者会議                                 |      |      |
| 実務者会議                                 |      |      |
| 個別ケース検討会議                             |      |      |
| 代表者会議と実務者会議の機能を併せ持った会議                |      |      |
| 代表者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議            |      |      |
| 実務者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議            |      |      |
| 代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議のすべての機能を併せ持った会議 |      |      |

<回数 0 回の場合>

- ① 取り扱うべき事案(議題)がなかった  
② 取り扱うべき事案(議題)はあったが、日程等、関係機関との調整がつかなかった  
③ 取り扱うべき事案(議題)はあったが、調整機関の事情(業務多忙など)で開催しなかった  
④ 会議の開催・運営のノウハウがなかった  
⑤ その他(内容を下段に入力して下さい)

0回の回答欄

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

問9 以下主たる事由別に、令和〇年〇月〇日時点で要保護児童対策地域協議会に登録されているケース数(児童等の人数)を回答してください。

※1つのケースについて、複数事由に該当する場合は、そのうち主たる事由に計上してください。

(1) 登録されている要保護児童数

|                      | 合計 | 左記のうちXX年度新規 |
|----------------------|----|-------------|
| ① うち児童虐待             | 人  | 人           |
| ② うち養護相談             | 人  | 人           |
| ③ うち障害相談             | 人  | 人           |
| ④ うち保健相談             | 人  | 人           |
| ⑤ うち非交               | 人  | 人           |
| ⑥ うち不登校・いじめ          | 人  | 人           |
| ⑦ うち生活困窮             | 人  | 人           |
| ⑧ 不明                 | 人  | 人           |
| ⑨ その他(内容を下段に入力して下さい) | 人  | 人           |

このシートの入力が終わったら、  
入力チェックボタンを押してください

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

(2) 登録されている要支援児童数

|    |   |             |   |
|----|---|-------------|---|
| 合計 | 人 | 左記のうちXX年度新規 | 人 |
|----|---|-------------|---|

(3) 登録されている特定妊婦数

|    |   |             |   |
|----|---|-------------|---|
| 合計 | 人 | 左記のうちXX年度新規 | 人 |
|----|---|-------------|---|

(4) (1)～(3)の要対協新規登録ケース数のうち、3号措置となった数

|  |   |
|--|---|
|  | 人 |
|--|---|

※3号措置＝児童福祉法27条3号「児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所」の措置となった数

(5) (1)～(3)の要対協新規登録ケース数のうち、翌年度内に繰り越した数

|  |   |
|--|---|
|  | 人 |
|--|---|

(6) (1)～(3)の要対協新規登録ケース数のうち、当該年度に一時保護になった数

|  |   |
|--|---|
|  | 人 |
|--|---|

(7) (1)～(3)につきXX年度内新規数のうち、ケース登録した年度内に終了した数

|  |   |
|--|---|
|  | 人 |
|--|---|

(8) 終結

|        |   |
|--------|---|
| ① 支援   | 人 |
| ② 18歳  | 人 |
| ③ 4号措置 | 人 |
| ④ 転居   | 人 |
| ⑤ 中断   | 人 |
| ⑥ 死亡   | 人 |

※4号措置＝児童福祉法27条4号「家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められる児童(家裁送致)の措置となった数

問10 ケースの進行管理台帳を作成していますか。以下の①及び②のうち該当するものを選択し、回答してください。

- ① 作成している(電子媒体・紙媒体両方)
- ② 作成している(電子媒体)
- ③ 作成している(紙媒体)
- ④ 作成していない

問10 回答欄

問11 問10において「②作成していない」を選択した場合、その理由について、以下の①～③のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① ケース管理すべきケースがない
- ② 管理台帳はないが、担当者が作成・保管している個別ケース記録で代替できている
- ③ その他(内容を下段に入力して下さい)

問11 回答欄

内容

問12 定期的なケースの状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等の頻度について、以下の①～④のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 3か月以内に1回
- ② 4～6か月以内に1回
- ③ 6か月以上で1回
- ④ 定期的に援助方針の見直し等は行っていない

問12 回答欄

このシートの入力が終わったら、  
入力チェックボタンを押してください

問13 定期的なケースの状況確認、援助方針の見直し、進行管理台帳の登載の判断等は、何に基づいて行いますか。あてはまる番号を1つ選び、その他を選択した場合は、具体的な内容を記してください。

- ① 市町村が作成したマニュアルや見直しの規定に基づき行う
- ② 都道府県が作成したマニュアルや見直しの規定に基づき行う
- ③ 市町村の担当者が独自に必要性を感じて行う
- ④ 児童相談所の担当者からのスーパービジョンによって行う
- ⑤ その他

問13 回答欄

内容

問14 進行管理台帳に登録されているケース全体のアセスメントと具体的なケースマネジメントをする主な担い手はどなたですか。最も当てはまる番号をひとつお答えください。  
その他を選択した場合は、具体的な内容を記してください。

- ① 要対協の調整機関の児童福祉司たる資格を有する者
- ② 要対協の調整機関の児童福祉司に準ずる者(保健師、助産師、看護師、保育士等)
- ③ 要対協に参画している関係機関における該当ケースの主担当者
- ④ その他

問14 回答欄

内容

問15 子どもと家庭に対し児童相談所によって以下の措置が決定された場合、貴市町村ではどのような対応をとりますか。あてはまる番号をそれぞれひとつお答えください。  
その他を選択した場合は、具体的な内容を記してください。

|                         | 1.全て要対協の進行管理台帳に登載して支援を実施 | 2.児相から連絡があったケースを進行管理台帳に登載して支援を実施 | 3.連絡はなく、特に支援していない | 4.その他 |
|-------------------------|--------------------------|----------------------------------|-------------------|-------|
| ① 児童福祉司指導               |                          |                                  |                   |       |
| ② 児童家庭支援センター指導委託        |                          |                                  |                   |       |
| ③ 市町村指導委託               |                          |                                  |                   |       |
| ④ 一時保護解除または社会的擁護からの家庭復帰 |                          |                                  |                   |       |

内容

問16 ケースの進行管理を行う会議(注)を構成するメンバーとして、以下の各項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

(注)「ケースの進行管理を行う会議」とは、実務者会議等において、すべてのケースについて定期的な状況のフォローを行う会議という。

- ① 市町村の児童福祉主管課

② 市町村の母子保健主管課

③ 市町村の児童福祉・母子保健統合主管課

④ 子育て世代包括支援センター

⑤ 市区町村子ども家庭総合支援拠点

⑥ 福祉事務所に設置される家庭児童相談室

⑦ 保健センター

⑧ 市町村の教育委員会

⑨ 保健所

⑩ 児童相談所

⑪ 市町村の障害福祉主管課

⑫ 市町村の生活困窮者自立支援主管課

⑬ 警察署

⑭ 保育所

⑮ 幼稚園

⑯ 小学校

⑰ 中学校

⑱ 病院・診療所

⑲ 歯科医師会

⑳ 民生児童委員協議会

㉑ 教育委員会

㉒ その他(内容を下段に入力して下さい)

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

① 回答欄

② 回答欄

③ 回答欄

④ 回答欄

⑤ 回答欄

⑥ 回答欄

⑦ 回答欄

⑧ 回答欄

⑨ 回答欄

⑩ 回答欄

⑪ 回答欄

⑫ 回答欄

⑬ 回答欄

⑭ 回答欄

⑮ 回答欄

⑯ 回答欄

⑰ 回答欄

⑱ 回答欄

⑲ 回答欄

⑳ 回答欄

㉑ 回答欄

㉒ 回答欄

内容

問17 個別のケースを検討する会議を構成するメンバーとして、以下の各項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

|                      |              |       |  |
|----------------------|--------------|-------|--|
| ① 市町村の児童福祉主管課        | 【該当＝1、非該当＝0】 | ① 回答欄 |  |
| ② 市町村の母子保健主管課        | 【該当＝1、非該当＝0】 | ② 回答欄 |  |
| ③ 市町村の児童福祉・母子保健統合主管課 | 【該当＝1、非該当＝0】 | ③ 回答欄 |  |
| ④ 子育て世代包括支援センター      | 【該当＝1、非該当＝0】 | ④ 回答欄 |  |
| ⑤ 市区町村子ども家庭総合支援拠点    | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑤ 回答欄 |  |
| ⑥ 福祉事務所に設置される家庭児童相談室 | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑥ 回答欄 |  |
| ⑦ 保健センター             | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑦ 回答欄 |  |
| ⑧ 市町村の教育委員会          | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑧ 回答欄 |  |
| ⑨ 保健所                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑨ 回答欄 |  |
| ⑩ 児童相談所              | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑩ 回答欄 |  |
| ⑪ 市町村の障害福祉主管課        | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑪ 回答欄 |  |
| ⑫ 市町村の生活困窮者自立支援主管課   | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑫ 回答欄 |  |
| ⑬ 警察署                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑬ 回答欄 |  |
| ⑭ 保育所                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑭ 回答欄 |  |
| ⑮ 幼稚園                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑮ 回答欄 |  |
| ⑯ 小学校                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑯ 回答欄 |  |
| ⑰ 中学校                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑰ 回答欄 |  |
| ⑱ 病院・診療所             | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑱ 回答欄 |  |
| ⑲ 歯科医師会              | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑲ 回答欄 |  |
| ⑳ 民生児童委員協議会          | 【該当＝1、非該当＝0】 | ㉑ 回答欄 |  |
| ㉑ 教育委員会              | 【該当＝1、非該当＝0】 | ㉒ 回答欄 |  |
| ㉒ その他(内容を下段に入力して下さい) | 【該当＝1、非該当＝0】 | ㉒ 回答欄 |  |

このシートの入力が終わったら、  
入力チェックボタンを押してください

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

問18 要保護児童対策地域協議会のケースの進行管理を行う会議または個別のケースにおいて必要に応じて行う会議で、産婦人科医療機関の関係職種(産婦人科医又は看護師や助産師)が参画していますか。  
以下のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 参画している(CPTを持つ医療機関の参画あり)  
② 参画している(CPTを持つ医療機関の参画はない)  
③ 参画していない

問18 回答欄

問19 調整機関における業務の質の向上のため取り組んでいる点について、以下①～⑦のうち該当するものを選択し、回答してください。  
また、その内容について記載してください。(複数選択)

|                                        |              |       |  |
|----------------------------------------|--------------|-------|--|
| ① 児童相談の経験者等の採用を実施している                  | 【該当＝1、非該当＝0】 | ① 回答欄 |  |
| ② 他の福祉に関する相談窓口業務の経験職員との人事異動を積極的に実施している | 【該当＝1、非該当＝0】 | ② 回答欄 |  |
| ③ 人事異動を固定化することにより経験を積ませている             | 【該当＝1、非該当＝0】 | ③ 回答欄 |  |
| ④ 児相職員による個々の事例に対する支援に必要な助言             | 【該当＝1、非該当＝0】 | ④ 回答欄 |  |
| ⑤ 児童相談の経験者等(児相職員除く)に援助技術等の助言・指導を受けている  | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑤ 回答欄 |  |
| ⑥ 職員に対して研修の受講を積極的に促している                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑥ 回答欄 |  |
| ⑦ その他(内容を下段に入力して下さい)                   | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑦ 回答欄 |  |

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

問20 部局や担当の決定、引継ぎなどで切れ目が生じないために行っている工夫がありましたら。  
その内容について記載してください。

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

問21 要保護児童対策地域協議会の運営上の課題として、以下の各項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

|                                   |              |       |  |
|-----------------------------------|--------------|-------|--|
| ① 会議運営のノウハウが十分でない                 | 【該当＝1、非該当＝0】 | ① 回答欄 |  |
| ② 調整機関において専門資格を有する職員が十分に配置できていない  | 【該当＝1、非該当＝0】 | ② 回答欄 |  |
| ③ 調整機関の業務量に対して職員数が不足している          | 【該当＝1、非該当＝0】 | ③ 回答欄 |  |
| ④ ケースの進行管理が十分できていない               | 【該当＝1、非該当＝0】 | ④ 回答欄 |  |
| ⑤ ケースの危険度や緊急度の判断(アセスメント)の方法がわからない | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑤ 回答欄 |  |
| ⑥ 構成機関に地域協議会の意義が浸透していない           | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑥ 回答欄 |  |
| ⑦ 構成機関の参加率が低い                     | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑦ 回答欄 |  |
| ⑧ 構成機関との情報交換・情報共有が十分できていない        | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑧ 回答欄 |  |
| ⑨ 地域協議会運営のための予算が足りない              | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑨ 回答欄 |  |
| ⑩ 構成機関職員への研修機会が十分ではない             | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑩ 回答欄 |  |
| ⑪ その他(内容を下段に入力して下さい)              | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑪ 回答欄 |  |

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

### 3. 乳児家庭全戸訪問事業の状況調査＜改定案＞

|       |  |
|-------|--|
| 都道府県名 |  |
| 市区町村名 |  |

貴市町村における乳児家庭全戸訪問事業の実施状況（令和〇年〇月〇日現在）を調査するものです。

- 問1 貴市町村では乳児家庭全戸訪問事業を実施していますか。以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。  
また、実施している場合は、令和〇年度子ども・子育て支援交付金の交付決定を受けたか否かについて、回答してください。

（注）実施する体制は整備されているが対象となる家庭がなかった場合及び母子保健法に基づく訪問指導等と併せて実施している場合も「①実施している」を選択してください。

- ① 実施している  
② 実施していない  
③ 同様の効果のある別事業を実施している

問1 回答欄

- 実施している場合  
ア 子ども・子育て支援交付金の交付決定を受けた  
イ 子ども・子育て支援交付金の交付決定を受けていない

① 回答欄

- 問2 問1で「②実施していない」を選択した場合、実施していない理由として、以下の各項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- ① 訪問できる人材がいない  
② 事業を実施する予算がない  
③ 対象者（家庭）が少ない  
④ 対象者（家庭）がいない  
⑤ 実施予定  
⑥ その他（内容を下段に入力して下さい）

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

【該当＝1、非該当＝0】

① 回答欄

② 回答欄

③ 回答欄

④ 回答欄

⑤ 回答欄

⑥ 回答欄

内  
容

- 問3 問1で「②実施していない」を選択した場合、今後の実施予定について、以下①～③のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。また、「③実施する予定はない」を選択した場合は、その理由について、記載してください。

- ① 今年度中（平成30年4月2日以降）に実施予定  
② 来年度から実施予定  
③ 実施する予定はない（下段に理由を入力して下さい）

問3 回答欄

理  
由

以下については、問1において、「①実施している」「③同様の効果のある別事業を実施している」と回答した場合のみご回答ください。

問4 乳児家庭全戸訪問事業を所管している部署として、以下の①～④のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 児童福祉主管課
- ② 母子保健主管課
- ③ 児童福祉・母子保健統合主管課
- ④ その他(内容を下段に入力して下さい)

問4回答欄

|        |  |
|--------|--|
| 内<br>容 |  |
|--------|--|

問5 乳児家庭全戸訪問事業の委託状況について、以下の①～③のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① すべて委託している
- ② 一部を委託している
- ③ 委託していない

問5回答欄

問6 問4において、「①すべて委託している」又は「②一部を委託している」を選択した場合の委託先について、以下の項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- ① 子育て支援を行っているNPOなど民間団体
- ② 社会福祉協議会
- ③ ボランティア団体
- ④ ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者
- ⑤ その他(内容を下段に入力して下さい)

【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】

|       |  |
|-------|--|
| ① 回答欄 |  |
| ② 回答欄 |  |
| ③ 回答欄 |  |
| ④ 回答欄 |  |
| ⑤ 回答欄 |  |

このシートの入力が終わったら、  
入力チェックボタンを押してください

|        |  |
|--------|--|
| 内<br>容 |  |
|--------|--|

問7 令和○年度における貴市町村の出生家庭数及び出生数を回答してください。

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
|  | 戸 |  | 人 |
|--|---|--|---|

問8 (1) 令和○年度における乳児家庭全戸訪問事業の訪問対象家庭数(注)について回答してください。

(注) 訪問対象家庭数とは、出生家庭数から、以下の理由により訪問対象としなかった家庭を除いた家庭数をいう。

|  |   |
|--|---|
|  | 戸 |
|--|---|

(2) 生後4か月の乳児のいる家庭のうち、訪問対象家庭から除いた家庭数について、以下項目毎に回答してください。

- ① 養育支援訪問事業等により既に養育環境の把握ができていた
- ② 訪問の趣旨を説明し、実施を働きかけたが同意が得られなかった
- ③ 乳児の入院や里帰り出産等により住居に乳児がいない

|  |   |
|--|---|
|  | 戸 |
|  | 戸 |
|  | 戸 |

(3) (1)の訪問対象家庭全てを訪問対象としていますか。以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

(注)市町村において独自に対象範囲を定めている場合は、「②対象としていない」を選択してください。

- ① 対象としている
- ② 対象としていない

(2) 回答欄

(4) (2)において「②対象としていない」を選択した場合、対象としている範囲について、以下の①～③のうち、いずれか該当するものを選択し、回答してください。

- ① 生後4か月までの乳児が第1子である家庭
- ② 生後4か月までの乳児がいる家庭のうち訪問を希望する家庭
- ③ その他(内容を下段に入力して下さい)

(3) 回答欄

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

(5) (2)において「②対象としていない」を選択した場合、その主な理由について、以下の①～⑤のうち、いずれか該当するものを選択し、回答してください。

- ① 訪問できる人材が足りない
- ② 予算が足りない
- ③ 母子保健法の事業でカバーできている
- ④ 予防接種等の他の手段で生後4か月までに確認できている
- ⑤ その他(内容を下段に入力して下さい)

(4) 回答欄

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

(6) ○年度中に本事業で訪問した家庭数を回答してください。

戸

問9 (1) 問6(1)の訪問対象家庭について、令和○年度中に全て訪問しましたか。以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① すべて訪問
- ② 一部訪問できなかった

(1) 回答欄

(2) (1)において「②一部訪問できなかった」を選択した場合、その理由として、以下の各項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- ① 日程の調整ができなかった
- ② 訪問したが不在だった
- ③ 転居していた
- ④ 訪問者の数が足らなかった
- ⑤ その他(内容を下段に入力して下さい)

【該当＝1、非該当＝0】

① 回答欄  
② 回答欄  
③ 回答欄  
④ 回答欄  
⑤ 回答欄

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

(3) (1)において「②一部訪問できなかった」を選択した場合、訪問できなかった対象家庭の状況について把握できましたか。以下の①～③のうち、いずれか該当するものを選択し、回答してください。

- ① 全て把握できた
- ② 一部把握できた
- ③ 全て把握できなかった

(3) 回答欄

(4) (3)において「①全て把握できた」又は「②一部把握できた」を選択した場合の把握方法について、以下の各項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- ① 電話
- ② 乳幼児健康診査や予防接種等の保健事業の実施時
- ③ 医療機関からの情報提供
- ④ 近隣住民からの情報提供
- ⑤ 転居先の自治体等からの情報提供
- ⑥ その他(内容を下段に入力して下さい)

【該当＝1、非該当＝0】

① 回答欄  
② 回答欄  
③ 回答欄  
④ 回答欄  
⑤ 回答欄  
⑥ 回答欄

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

(5) 令和○年度中に実際訪問した家庭について、標準的な訪問時期として、以下の①～④のうち、いずれか該当するものを選択し、回答してください。

- ① 生後1か月まで
- ② 生後1か月過ぎ～生後2か月まで
- ③ 生後2か月過ぎ～生後3か月まで
- ④ 生後3か月過ぎ～生後4か月まで

(5) 回答欄

(6) 令和○年度中に実際訪問した家庭について、新生児訪問指導と併せて実施した家庭がありますか。以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください

- ① 新生児訪問指導と併せて実施していない
- ② 新生児訪問指導と併せて実施した

(6) 回答欄

(7) (6)において、「②新生児訪問指導と併せて実施した」を選択した場合、その家庭数を回答してください。

戸

問10 乳児家庭全戸訪問事業の訪問者として、以下の各項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- |                      |              |       |
|----------------------|--------------|-------|
| ① 保健師                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ① 回答欄 |
| ② 助産師                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ② 回答欄 |
| ③ 看護師                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ③ 回答欄 |
| ④ 母子保健推進員            | 【該当＝1、非該当＝0】 | ④ 回答欄 |
| ⑤ 保育士                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑤ 回答欄 |
| ⑥ 児童委員・民生委員          | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑥ 回答欄 |
| ⑦ 子育て経験者             | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑦ 回答欄 |
| ⑧ 愛育班員               | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑧ 回答欄 |
| ⑨ 子育て支援を行う民間団体のスタッフ  | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑨ 回答欄 |
| ⑩ その他(内容を下段に入力して下さい) | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑩ 回答欄 |

内容

問11 ○年度中に実施した乳児家庭全戸訪問事業により、何らかの支援が必要とされた家庭数を回答してください。

戸

問12 (1) 問9において、何らかの支援が必要とされた家庭へ行った対応として、以下の各項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- |                                |              |       |
|--------------------------------|--------------|-------|
| ① 養育支援訪問事業                     | 【該当＝1、非該当＝0】 | ① 回答欄 |
| ② 保育サービス事業                     | 【該当＝1、非該当＝0】 | ② 回答欄 |
| ③ 地域子育て支援拠点事業                  | 【該当＝1、非該当＝0】 | ③ 回答欄 |
| ④ ファミリー・サポート・センター事業            | 【該当＝1、非該当＝0】 | ④ 回答欄 |
| ⑤ 障害者総合支援法に基づく事業               | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑤ 回答欄 |
| ⑥ 自治体独自の子育て支援事業(事業概要を下段に入力)    | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑥ 回答欄 |
| ⑦ 要保護児童対策地域協議会にケース登録し、支援方針等を協議 | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑦ 回答欄 |
| ⑧ 保健師の訪問                       | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑧ 回答欄 |
| ⑨ その他(内容を下段に入力して下さい)           | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑨ 回答欄 |
| ⑩ 支援が必要な家庭はなかった                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑩ 回答欄 |

事業概要

内容

(2) (1)のうち、養育支援訪問事業で対応した家庭数について回答してください。

戸

(3) (1)のうち、要保護児童対策地域協議会で支援方針等を協議した家庭数を回答してください。

戸



(4) (2)経験年数、(3)職種以外の観点から実施した研修会・講習会はありますか。以下の①、②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。  
また、実施している場合は、その内容について記載してください。

- ① 実施している(内容を下段に入力して下さい)  
② 実施していない

(4) 回答欄

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

(5) (2)又は(3)において「③自ら職種毎に実施してはいるが、子どもの虹情報研修センター等、他の機関が実施している研修に参加させた。」と回答した場合で、子どもの虹情報研修センター以外の機関が実施している研修に参加している場合は、その機関名を記載してください。

|     |  |
|-----|--|
| 機関名 |  |
|-----|--|

問14 (1) 令和〇年度中に訪問した家庭から料金を徴収しましたか。以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。また、「①料金を徴収した」を選択した場合は、徴収基準について記載してください。

- ① 料金を徴収した(徴収基準を下段に入力して下さい)  
② 料金を徴収していない

(1) 回答欄

|      |  |
|------|--|
| 徴収基準 |  |
|------|--|

(2) (1)において「①料金を徴収した」を選択した場合、料金徴収の減免等の措置を行っていますか。以下の①、②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。また、「①徴収額の減免を行っている」を選択した場合は、減免基準について記載してください。

- ① 徴収額の減免を行っている。(減免基準を下段に入力して下さい)  
② 徴収額の減免を行っていない。

(2) 回答欄

|      |  |
|------|--|
| 減免基準 |  |
|------|--|

問15 乳児家庭全戸訪問事業について、事業の質の向上のために取り組んでいる点について記載してください。

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

問16 乳児家庭全戸訪問事業の運営上の課題として、以下の各項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- ① 訪問者の人材確保  
② 訪問者の資質の確保  
③ 対象家庭の把握が困難  
④ 事業実施のための予算が不足している  
⑤ 事業を委託したいが適切な委託先がない  
⑥ 訪問拒否家庭への対応  
⑦ その他(内容を下段に入力して下さい)

【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】  
【該当＝1、非該当＝0】

① 回答欄  
② 回答欄  
③ 回答欄  
④ 回答欄  
⑤ 回答欄  
⑥ 回答欄  
⑦ 回答欄

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

4. 養育支援訪問事業の状況調査＜改定案＞

|       |  |
|-------|--|
| 都道府県名 |  |
| 市区町村名 |  |

貴市町村における養育支援訪問事業の実施状況（令和〇年〇月〇日現在）を調査するものです。

問1 貴市町村では養育支援訪問事業を実施していますか。以下の①及び②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。  
また、実施している場合は、令和〇年度子ども・子育て支援交付金の交付決定を受けたか否かについて、回答してください。

（注）実施する体制は整備されているが対象となる家庭がなかった場合も「①実施している」を選択してください。

- ① 実施している  
② 実施していない  
③ 同様の効果のある別事業を実施している

問1回答欄

実施している場合  
ア 子ども・子育て支援交付金の交付決定を受けた  
イ 子ども・子育て支援交付金の交付決定を受けていない

①回答欄

問2 問1において「②実施していない」を選択した場合、実施していない理由として、以下の各項目で該当するものには「1」を、  
該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- |                      |              |       |
|----------------------|--------------|-------|
| ① 訪問できる人材がいない        | 【該当＝1、非該当＝0】 | ① 回答欄 |
| ② 事業を実施する予算がない       | 【該当＝1、非該当＝0】 | ② 回答欄 |
| ③ 対象者（家庭）が少ない        | 【該当＝1、非該当＝0】 | ③ 回答欄 |
| ④ 対象者（家庭）がいない        | 【該当＝1、非該当＝0】 | ④ 回答欄 |
| ⑤ 実施予定               | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑤ 回答欄 |
| ⑥ その他（内容を下段に入力して下さい） | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑥ 回答欄 |

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

問3 問1において「②実施していない」を選択した場合、今後の実施予定について、以下①～③のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。また、実施する予定がない場合は、その理由について記載してください。

- ① 今年度中（令和〇年4月2日以降）に実施予定  
② 来年度から実施予定  
③ 実施する予定はない（下段に理由を入力してください）

問3 回答欄

|    |  |
|----|--|
| 理由 |  |
|----|--|

以下については、問1において、「①実施している」「③同様の効果のある別事業を実施している」と回答した場合のみご回答ください。

問4 養育支援訪問事業を所管している部署として、以下の①～④のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 児童福祉主管課  
② 母子保健主管課  
③ 児童福祉・母子保健統合主管課  
④ その他(内容を下段に入力して下さい)

問4 回答欄

内  
容

問5 養育支援訪問事業の委託状況について、以下の①～③のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- (1) 専門的相談支援  
① すべて委託している  
② 一部を委託している  
③ 委託していない

(1) 回答欄

- (2) 育児・家事援助  
① すべて委託している  
② 一部を委託している  
③ 委託していない

(2) 回答欄

問6 問5において「①すべて委託している」又は「②一部を委託している」を選択した場合の委託先について、以下の項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- (1) 専門的相談支援  
① 子育て支援を行っているNPOなど民間団体  
② 社会福祉協議会  
③ ボランティア団体  
④ ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者  
⑤ その他(内容を下段に入力して下さい)

【該当=1、非該当=0】  
【該当=1、非該当=0】  
【該当=1、非該当=0】  
【該当=1、非該当=0】  
【該当=1、非該当=0】

① 回答欄  
② 回答欄  
③ 回答欄  
④ 回答欄  
⑤ 回答欄

内  
容

- (2) 育児・家事援助  
① 子育て支援を行っているNPOなど民間団体  
② 社会福祉協議会  
③ ボランティア団体  
④ ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者  
⑤ その他(内容を下段に入力して下さい)

【該当=1、非該当=0】  
【該当=1、非該当=0】  
【該当=1、非該当=0】  
【該当=1、非該当=0】  
【該当=1、非該当=0】

① 回答欄  
② 回答欄  
③ 回答欄  
④ 回答欄  
⑤ 回答欄

内  
容

問7 (1) ○年度中に本事業における支援内容と、支援内容別の訪問家庭数とその家庭に対する延べ訪問回数をそれぞれ回答してください。  
なお、訪問家庭数と延べ訪問家庭数について、専門的相談支援のみを実施している市町村は(ア)の回答欄、育児家事援助のみを実施している市町村は(イ)の回答欄、両方を実施している市町村は(ウ)の回答欄にそれぞれご回答ください。

<支援内容>

- ア 専門的相談支援のみ実施  
イ 育児・家事援助のみ実施  
ウ 専門的相談支援と育児・家事援助の両方を実施

支援内容

<訪問実施家庭数>

- ア 専門的相談支援のみ実施している市町村  
・ 訪問実施家庭数 戸 回  
イ 育児・家事援助のみ実施している市町村  
・ 訪問実施家庭数 戸 回  
ウ 専門的相談支援と育児・家事援助の両方を実施している市町村  
・ 専門的相談支援 戸 回  
・ 育児・家事援助 戸 回

(問10.1から移動)

(2) (1) で回答いただいた訪問家庭のうち、要対協の登録ケースとなった件数をご記入ください。

回答欄

件

問8 (1) 問6(1)において、「(ア)専門的相談支援のみ実施」を選択した場合、育児・家事援助を実施しなかった主な理由について、以下の①～④のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 必要がなかったため  
 ② 訪問者の確保ができなかったため  
 ③ 予算が足りないため  
 ④ その他(内容を下段に入力して下さい)

(1) 回答欄

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

(2) 問6(1)において、「(イ)育児・家事援助のみ実施」を選択した場合、専門的相談支援を実施しなかった主な理由について、以下の①～④のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① 必要がなかったため  
 ② 訪問者の確保ができなかったため  
 ③ 予算が足りないため  
 ④ その他(内容を下段に入力して下さい)

(2) 回答欄

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

問9 令和〇年度中に本事業で訪問した家庭を把握した経路について、以下の項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- |                        |              |       |                      |
|------------------------|--------------|-------|----------------------|
| ① 乳児家庭全戸訪問事業による把握      | 【該当=1、非該当=0】 | ① 回答欄 | <input type="text"/> |
| ② 要保護児童対策地域協議会の支援ケース   | 【該当=1、非該当=0】 | ② 回答欄 | <input type="text"/> |
| ③ 母子保健所管課からの情報提供       | 【該当=1、非該当=0】 | ③ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ④ 児童相談所からの情報提供         | 【該当=1、非該当=0】 | ④ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑤ 発達障害者支援センターからの情報提供   | 【該当=1、非該当=0】 | ⑤ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑥ 子育て世代包括支援センターからの情報提供 | 【該当=1、非該当=0】 | ⑥ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑦ 医療機関からの情報提供          | 【該当=1、非該当=0】 | ⑦ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑧ 警察からの情報提供            | 【該当=1、非該当=0】 | ⑧ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑨ 保健所・幼稚園・学校からの情報提供    | 【該当=1、非該当=0】 | ⑨ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑩ 民政委員・児童委員からの情報提供     | 【該当=1、非該当=0】 | ⑩ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑪ 地域住民からの情報提供          | 【該当=1、非該当=0】 | ⑪ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑫ 他の自治体からの情報提供         | 【該当=1、非該当=0】 | ⑫ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑬ 保健師の活動               | 【該当=1、非該当=0】 | ⑬ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑭ 妊娠届出・母子健康手帳交付時       | 【該当=1、非該当=0】 | ⑭ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑮ 本人からの申し出             | 【該当=1、非該当=0】 | ⑮ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑯ 家族からの相談              | 【該当=1、非該当=0】 | ⑯ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑰ その他(内容を下段に入力して下さい)   | 【該当=1、非該当=0】 | ⑰ 回答欄 | <input type="text"/> |

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

問10 令和〇年度中に本事業で訪問した家庭の特徴について、以下の項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- |                                  |              |       |                      |
|----------------------------------|--------------|-------|----------------------|
| ① 育児不安がある                        | 【該当=1、非該当=0】 | ① 回答欄 | <input type="text"/> |
| ② 妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の未受診            | 【該当=1、非該当=0】 | ② 回答欄 | <input type="text"/> |
| ③ 養育者の育児技術がない又は未熟である             | 【該当=1、非該当=0】 | ③ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ④ 養育者が精神疾患を抱えている又は精神的問題がある       | 【該当=1、非該当=0】 | ④ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑤ ひとり親である                        | 【該当=1、非該当=0】 | ⑤ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑥ 要保護児童対策地域協議会の対象ケースである          | 【該当=1、非該当=0】 | ⑥ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑦ 子どもが発達障害を抱えている又は発達障害の疑いがある     | 【該当=1、非該当=0】 | ⑦ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑧ 子どもが身体的疾患を抱えている                | 【該当=1、非該当=0】 | ⑧ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑨ 養育者が知的障害を抱えている                 | 【該当=1、非該当=0】 | ⑨ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑩ 養育者が10代である                     | 【該当=1、非該当=0】 | ⑩ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑪ 養育する子どもの人数が多い                  | 【該当=1、非該当=0】 | ⑪ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑫ DVを受けている又はDVを受けている可能性がある       | 【該当=1、非該当=0】 | ⑫ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑬ 養育者が身体的疾患を抱えている                | 【該当=1、非該当=0】 | ⑬ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑭ 養育者が外国籍である又は日本語でのコミュニケーションが難しい | 【該当=1、非該当=0】 | ⑭ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑮ 入所措置解除後である                     | 【該当=1、非該当=0】 | ⑮ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑯ 経済的に困窮している                     | 【該当=1、非該当=0】 | ⑯ 回答欄 | <input type="text"/> |
| ⑰ その他(内容を下段に入力して下さい)             | 【該当=1、非該当=0】 | ⑰ 回答欄 | <input type="text"/> |

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

問11 令和〇年度中に本事業で訪問した家庭について、訪問の結果、要保護児童対策地域協議会で登録ケースとしましたか。  
以下の①～③のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① すべて登録ケースとしている  
② 一部を登録ケースとしている  
③ 登録ケースとはしていない

回答欄

新設

問12 問11に回答した家庭のうち、以下に示す各機関と連携して対応した家庭数を回答してください。  
なお、問7(2)において、訪問家庭のうち要対協の登録ケースとなった件数について、◎◎件とご回答いただいております。  
※複数機関と連携し、同一家庭に対応した場合は、それぞれに計上してください。

- ①児童相談所                      ②生活保護担当部署                      ③障害担当部署                      ④その他の機関（具体的に：                      ）

戸

戸

戸

戸

問13 (1) 令和〇年度中に、中核機関において養育支援の必要の可能性があると判断した家庭について回答してください。

戸

問13 (2) 中核機関において養育支援の必要の可能性があると判断した家庭について、その全てを訪問しましたか。  
以下の①～③のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。

- ① すべて訪問した  
② 一部訪問できなかった  
③ 対象家庭がなかった

(1) 回答欄

(3) (2)において「②一部訪問できなかった」場合、その理由として、以下の各項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- |                      |              |       |
|----------------------|--------------|-------|
| ① 日程の調整ができなかった       | 【該当＝1、非該当＝0】 | ① 回答欄 |
| ② 訪問の同意が得られなかった      | 【該当＝1、非該当＝0】 | ② 回答欄 |
| ③ 訪問したが存在だった         | 【該当＝1、非該当＝0】 | ③ 回答欄 |
| ④ 転居していた             | 【該当＝1、非該当＝0】 | ④ 回答欄 |
| ⑤ 訪問者の数が足らなかった       | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑤ 回答欄 |
| ⑥ その他(内容を下段に入力して下さい) | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑥ 回答欄 |

内容

問14 養育支援訪問事業の訪問者として、以下の各項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

(1) 専門的相談支援

- |                      |              |       |
|----------------------|--------------|-------|
| ① 保健師                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ① 回答欄 |
| ② 助産師                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ② 回答欄 |
| ③ 看護師                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ③ 回答欄 |
| ④ 母子保健推進員            | 【該当＝1、非該当＝0】 | ④ 回答欄 |
| ⑤ 保育士                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑤ 回答欄 |
| ⑥ 児童委員・民生委員          | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑥ 回答欄 |
| ⑦ 子育て経験者             | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑦ 回答欄 |
| ⑧ 愛育班員               | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑧ 回答欄 |
| ⑨ ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所 | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑨ 回答欄 |
| ⑩ 子育て支援を行う民間団体のスタッフ  | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑩ 回答欄 |
| ⑪ その他(内容を下段に入力して下さい) | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑪ 回答欄 |

内容

(2) 育児・家事援助

- |                      |              |       |
|----------------------|--------------|-------|
| ① 保健師                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ① 回答欄 |
| ② 助産師                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ② 回答欄 |
| ③ 看護師                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ③ 回答欄 |
| ④ 母子保健推進員            | 【該当＝1、非該当＝0】 | ④ 回答欄 |
| ⑤ 保育士                | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑤ 回答欄 |
| ⑥ 児童委員・民生委員          | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑥ 回答欄 |
| ⑦ 子育て経験者             | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑦ 回答欄 |
| ⑧ 愛育班員               | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑧ 回答欄 |
| ⑨ ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所 | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑨ 回答欄 |
| ⑩ 子育て支援を行う民間団体のスタッフ  | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑩ 回答欄 |
| ⑪ その他(内容を下段に入力して下さい) | 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑪ 回答欄 |

内容

問15 養育支援訪問事業を終了した家庭へのその後の対応について、以下の各項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- |                       |              |       |  |
|-----------------------|--------------|-------|--|
| ① 保健師が訪問している          | 【該当=1、非該当=0】 | ① 回答欄 |  |
| ② 他の子育て支援事業へつないでいる    | 【該当=1、非該当=0】 | ② 回答欄 |  |
| ③ 障害者総合支援法に基づく支援をしている | 【該当=1、非該当=0】 | ③ 回答欄 |  |
| ④ 特に支援はしていない          | 【該当=1、非該当=0】 | ④ 回答欄 |  |
| ⑤ その他(内容を下段に入力して下さい)  | 【該当=1、非該当=0】 | ⑤ 回答欄 |  |

|        |  |
|--------|--|
| 内<br>容 |  |
|--------|--|

問16 (1) 令和○年度に問12の訪問者に対する研修会・講習会を実施しましたか。  
以下の各項目で、該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。  
また、実施していない場合は、その理由について記載してください。

- |                                  |              |       |  |
|----------------------------------|--------------|-------|--|
| ① 自ら実施した                         | 【該当=1、非該当=0】 | ① 回答欄 |  |
| ② 委託して実施した                       | 【該当=1、非該当=0】 | ② 回答欄 |  |
| ③ 自ら実施していないが、他の機関が実施している研修に参加させた | 【該当=1、非該当=0】 | ③ 回答欄 |  |
| ④ 実施していない(理由を下段に入力して下さい)         | 【該当=1、非該当=0】 | ④ 回答欄 |  |

|        |  |
|--------|--|
| 理<br>由 |  |
|--------|--|

(2) (1)において①～③と回答した場合について、その研修会・講習会は、職員の経験年数毎に実施しましたか。  
以下の各項目で、該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。  
また、実施した場合は、その内容について記載してください。

- |                                   |              |       |  |
|-----------------------------------|--------------|-------|--|
| ① 自ら経験年数毎に実施した                    | 【該当=1、非該当=0】 | ① 回答欄 |  |
| ② 委託して経験年数毎に実施した                  | 【該当=1、非該当=0】 | ② 回答欄 |  |
| ③ 自ら経験年数毎に実施してはいないが、子どもの虹情報研      | 【該当=1、非該当=0】 | ③ 回答欄 |  |
| ④ 経験年数毎の研修は、他機関が実施する研修も含め参加させていない | 【該当=1、非該当=0】 | ④ 回答欄 |  |
| ⑤ その他(内容を下段に入力して下さい)              | 【該当=1、非該当=0】 | ⑤ 回答欄 |  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 実<br>内<br>施<br>容 |  |
|------------------|--|

|                            |  |
|----------------------------|--|
| そ<br>の<br>他<br>の<br>内<br>容 |  |
|----------------------------|--|

(3) (1)において①～③と回答した場合について、その研修会・講習会は、職員の職種毎に実施しましたか。  
以下の各項目で、該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。  
また、実施した場合は、その内容について記載してください。

- |                                 |              |       |  |
|---------------------------------|--------------|-------|--|
| ① 自ら職種毎に実施した                    | 【該当=1、非該当=0】 | ① 回答欄 |  |
| ② 委託して職種毎に実施した                  | 【該当=1、非該当=0】 | ② 回答欄 |  |
| ③ 自ら職種毎に実施してはいないが、子どもの虹情報研修セ    | 【該当=1、非該当=0】 | ③ 回答欄 |  |
| ④ 職種毎の研修は、他機関が実施する研修も含め参加させていない | 【該当=1、非該当=0】 | ④ 回答欄 |  |
| ⑤ その他(内容を下段に入力して下さい)            | 【該当=1、非該当=0】 | ⑤ 回答欄 |  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 実<br>内<br>施<br>容 |  |
|------------------|--|

|                            |  |
|----------------------------|--|
| そ<br>の<br>他<br>の<br>内<br>容 |  |
|----------------------------|--|

(4) (2)経験年数、(3)職種以外の観点から実施した研修会・講習会がありますか。以下の①、②のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。  
また、実施している場合は、その内容について記載してください。

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| ① 実施している (内容を下段に入力して下さい) |       |
| ② 実施していない                | ④ 回答欄 |

|        |  |
|--------|--|
| 内<br>容 |  |
|--------|--|

(5) (2)又は(3)において「③自ら職種毎に実施してはいるが、子どもの虹情報研修センター等、他の機関が実施している研修に参加させた。」と回答した場合で、子どもの虹情報研修センター以外の機関が実施している研修に参加している場合は、その機関名を記載してください。

|     |  |
|-----|--|
| 機関名 |  |
|-----|--|

問17 (1) 令和○年度中に訪問した家庭から料金を徴収しましたか。以下の①～③のうち、該当するものを選択し、回答してください。  
また、「①」又は「②」を選択した場合、徴収基準について記載してください。(複数選択)

- ① 専門的相談支援を行った家庭について、料金を徴収した（徴収基準を入力）
- ② 育児・家事援助を行った家庭について、料金を徴収した（徴収基準を下段に入力して下さい）
- ③ 料金を徴収していない

|         |  |
|---------|--|
| (1) 回答欄 |  |
|---------|--|

|      |  |
|------|--|
| 徴収基準 |  |
|------|--|

(2) (1)で「①」又は「②」を選択した場合、料金徴収の減免等の措置を行っていますか。以下の①～③のうち、いずれか1つ該当するものを選択し、回答してください。  
また、「①」又は「②」を選択した場合、減免基準について記載してください。

- ① 専門的相談支援を行った家庭について、徴収額の減免を行っている（徴収基準を下段に入力して下さい）
- ② 育児・家事援助を行った家庭について、徴収額の減免を行っている（徴収基準を下段に入力して下さい）
- ③ 徴収額の減免を行っていない

|         |  |
|---------|--|
| (2) 回答欄 |  |
|---------|--|

|      |  |
|------|--|
| 減免基準 |  |
|------|--|

問18 養育支援訪問事業について、事業の質の向上のために取り組んでいる点について記載してください。

|      |  |
|------|--|
| 取組内容 |  |
|------|--|

問19 養育支援訪問事業の運営上の課題として、以下の各項目で該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。

- ① 訪問者の人材確保
- ② 訪問者の資質の確保
- ③ 事業実施のための予算が不足している
- ④ 事業を委託したいが適切な委託先がない
- ⑤ 訪問拒否家庭への対応
- ⑥ 支援目標の設定が困難
- ⑦ 効果的な支援方法がわからない
- ⑧ 支援終結の判断が困難
- ⑨ その他(内容を下段に入力して下さい)

|              |       |  |
|--------------|-------|--|
| 【該当＝1、非該当＝0】 | ① 回答欄 |  |
| 【該当＝1、非該当＝0】 | ② 回答欄 |  |
| 【該当＝1、非該当＝0】 | ③ 回答欄 |  |
| 【該当＝1、非該当＝0】 | ④ 回答欄 |  |
| 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑤ 回答欄 |  |
| 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑥ 回答欄 |  |
| 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑦ 回答欄 |  |
| 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑧ 回答欄 |  |
| 【該当＝1、非該当＝0】 | ⑨ 回答欄 |  |

|    |  |
|----|--|
| 内容 |  |
|----|--|

以上です。ご協力ありがとうございました。

注意すべき用語

本調査研究において検討した用語の一覧

(調査票の回答にあたり、回答者に説明する事項の案)

| 用語                | 説明事項                                                                                                                                                          | 出典・根拠                                                        |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| スーパーバイザー          | 市町村スーパーバイズ事業において、「市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う」者を指す。但し、本調査の回答にあたっては、各市町村が任意に定めているスーパーバイザーを含める。 | 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱<br>(厚生労働省発雇児第1203001号、平成19年12月3日) |
| ソーシャルワーク機能        | エンパワメントや代弁・権利擁護等の専門性を土台とした直接的な相談援助を実践し、特に人々と資源、サービス、制度等を結びつけるための専門機関や専門職等の社会資源の媒介や調整、関係づくりのためのネットワーキング、ケースの進行・運営等管理に必要なスーパービジョン等の機能を発揮することで全体を包括的に支援する機能      | 有識者検討委員<br>佐藤まゆみ氏が原案を作成し、有識者検討委員会にて左記内容のとおりとした。              |
| ケアマネジメント機能        | 一人ひとりに対する個別の相談援助とニーズを満たすために活用できるサービスの調整とコーディネート、個別支援計画(ケアプラン)の作成及び実施、ならびにその進行管理を中心とする機能                                                                       |                                                              |
| (市区町村)子ども家庭総合支援拠点 | 子どもとその家庭及び妊娠婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点を指すことが示されている。                                            | 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱(雇児発0331第49号、平成29年3月31日)              |
| 家庭児童相談室           | 家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するために設けるものである。                                                                                     | 家庭児童相談室の設置運営について(雇児第92号、昭和39年4月22日)                          |
| 地域子育て支援拠点事業       | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業である。                                                                                                  | 地域子育て支援拠点事業の実施について(雇児発0529第18号、平成26年5月29日)                   |

| 用語            | 説明事項                                                                                                                                                                                                                                                   | 出典・根拠                                                                                              |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子育て世代包括支援センター | 主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とするとして設置される機関である。<br>なお、法律上の名称は「母子健康包括支援センター」である。 | 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）22 条<br><br>子育て世代包括支援センターの設置運営について（通知）<br>（雇児発 0331 第 5 号、平成 29 年 3 月 31 日） |
| 児童心理治療施設      | 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設                                                                                                          | 児童福祉法 43 条の 2                                                                                      |
| 児童家庭支援センター    | 地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行う。                                                                                     | 児童家庭支援センターの設置運営等について（児発第 397 号、平成 10 年 5 月 18 日）                                                   |
| 調整担当者研修       | 児童福祉法第 25 条の 2 第 8 項に規定される厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を指す。13 科目の講義、5 科目の演習（演習のうち 1 科目のみ 3 時間、他の科目は 1.5 時間）で構成される。                                                                                                                                               | 児童福祉法第二十五条の二第八項の厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第 132 号、平成 29 年 3 月 31 日）                                      |